

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2022年9月

 **SBI** リーシングサービス

S B I リーシングサービス株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式886,550千円（見込額）の募集及び株式5,513,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式983,400千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2022年9月13日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

S B I リーシングサービス株式会社

東京都港区六本木一丁目6番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

経営理念・ビジョン



革新へ挑戦し続ける オペレーティング・リースのプロフェッショナル集団として お客さまと共に歩む「100年企業」を目指す

—— 経営理念「100年企業への挑戦」の持つ意味 ——

投資家

情報をオープンにし透明性を高めることで、お客さまとの信頼関係構築に努めるとともに、当社商品を通してタックスマネジメント、財務体質の強化、事業承継に貢献します。
お客さまの継続的成長を支えることを当社の使命としています。

借り手（レシー）

多様な資金調達手段の提供で企業体質強化に寄与し、さらに脱炭素社会に向けた機材導入をサポートすることにより、サステイナブルな社会の実現に貢献します。

パートナー

税務や法務の専門家、金融機関などのパートナーの持つ専門性と当社独自の付加価値の高い商品を活用したソリューションを提供し、総合力でお客さまの課題に応えます。

当社・従業員

プロフェッショナルとして自己研鑽に励み挑戦を繰り返す事で、より魅力的な商品の提供と同時に商品提供者としての説明責任を果たします。
常にお客さまに選ばれるリーシングカンパニーであり続けます。

事業内容と取組実績

(1) 当社のビジネスについて

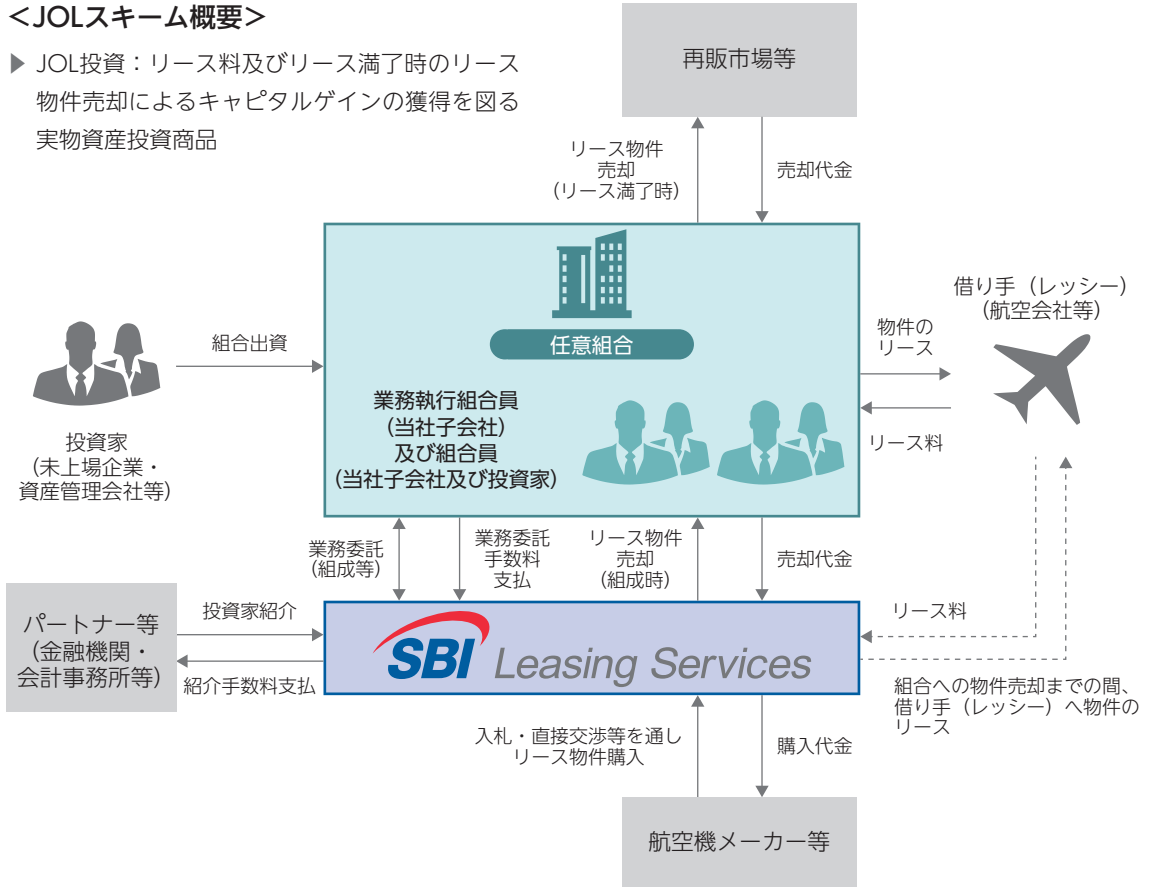
当社は、主に航空機、船舶等を対象としたオペレーティング・リース事業に投資するファンド（JOL・JOLCO^{*1}）を組成し、地域金融機関、税理士・会計士等と連携して、株式、債券などの伝統的な有価証券投資とは異なる投資効果を有する金融商品の販売を行っております。



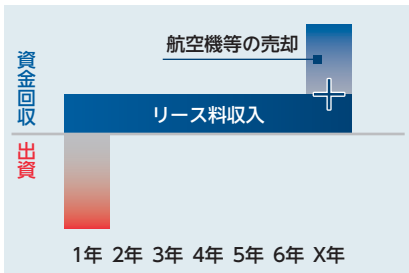
*1 JOL：Japanese Operating Leaseの略、JOLCO：Japanese Operating Lease with Call Optionの略

<JOLスキーム概要>

- ▶ JOL投資：リース料及びリース満了時のリース物件売却によるキャピタルゲインの獲得を図る実物資産投資商品



<投資家の経済効果 (イメージ) >



- ・ 投資家は出資割合に応じ、自社のバランスシートにリース物件を資産計上
- ・ リース料収入及びリース物件の減価償却費を取り込むと共に、リース満了時の物件売却等によるキャピタルゲインの獲得を図る

主な取組実績

デルタ航空 A220-100

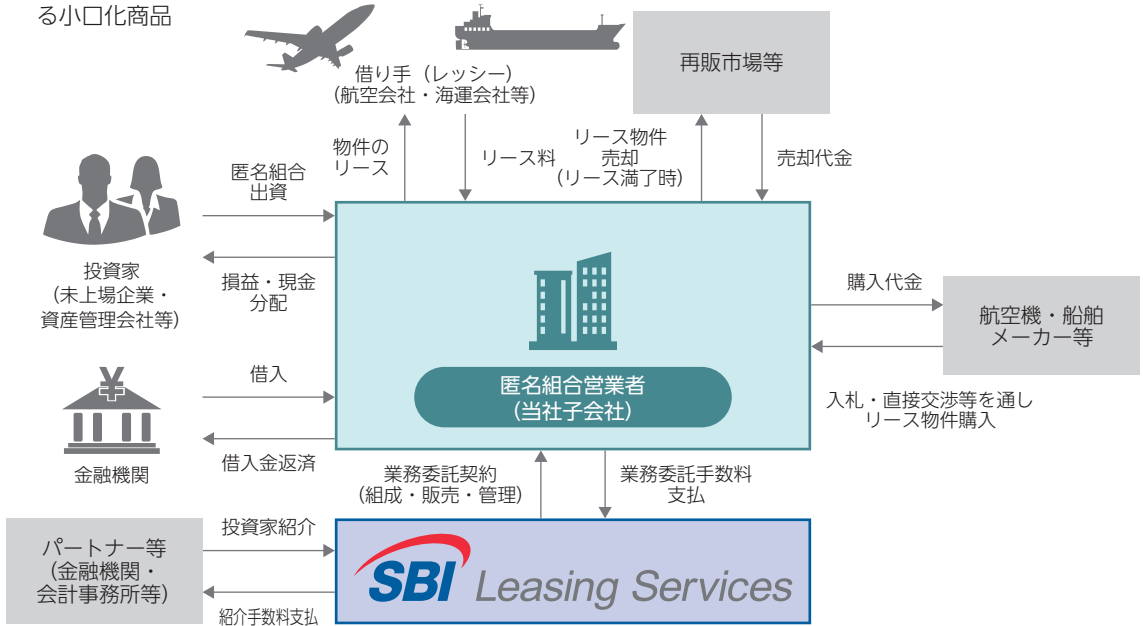


アメリカン航空 A321neo

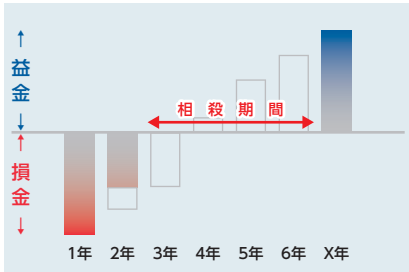


<JOLCOスキーム概要>

▶ JOLCO投資：主に法人税の繰延効果及びリース満了時のリース物件売却によるキャピタルゲインの獲得を図る小口化商品



<投資家の経済効果 (イメージ) >



- ・ 組合に出資する投資家の出資持分に応じ、事業損益を分配
- ・ リース物件の減価償却は定率法を採用することで、リース期間前半は減価償却費等の費用が収益よりも先行して発生するため事業損益は赤字となる傾向
- ・ 最終的にはリース終了時の物件売却等によるキャピタルゲインの獲得を図る

主な取組実績

ルフトハンザ航空 A350-900



KLMオランダ航空 B787-10



ハパグ・ロイド コンテナ船



CMA CGM コンテナボックス

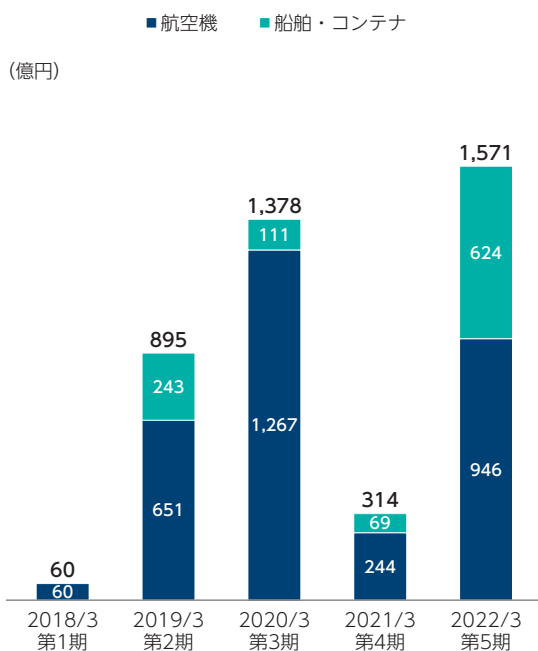


(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

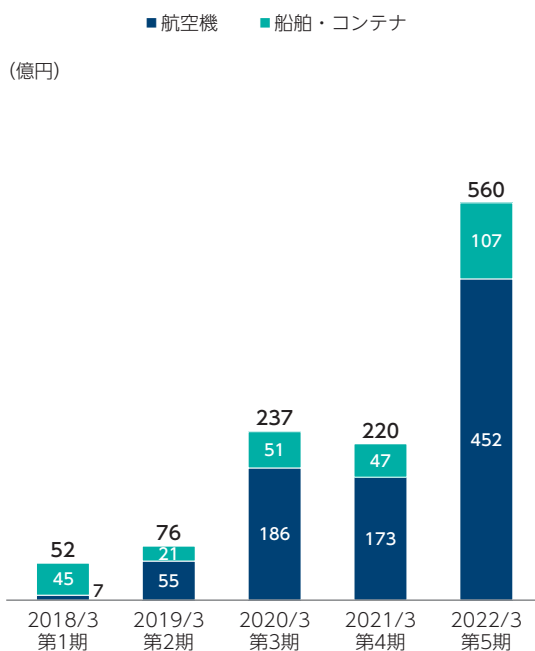
当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、経常利益であります。

また、この経営指標に影響する商品組成金額と匿名組合投資家出資金額もしくは任意組合投資家出資金額である商品出資金等販売金額を把握しており、これら指標の推移は以下の通りです。

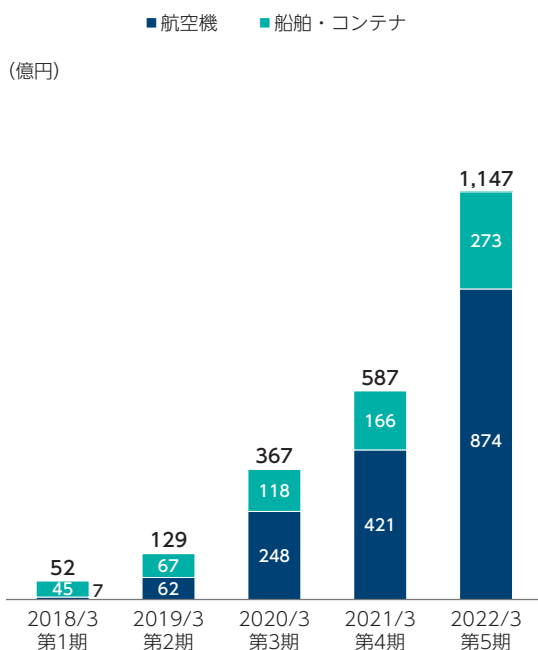
<商品組成金額推移*1>



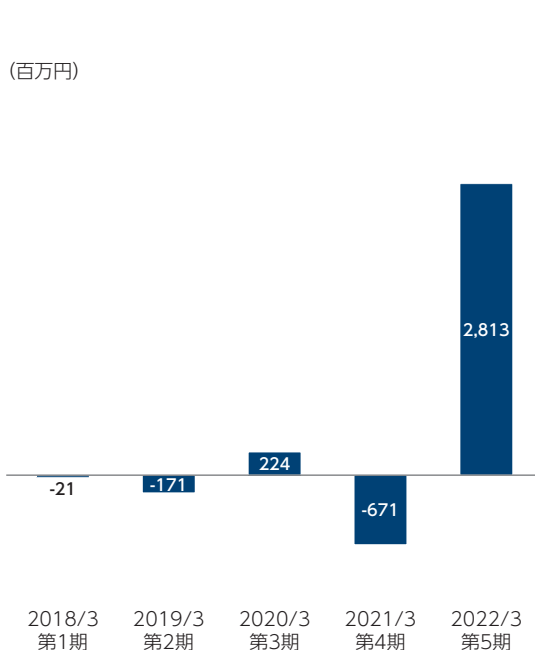
<商品出資金等販売金額推移*1>



<出資金等販売金額(累計)推移*1>



<経常利益額推移>

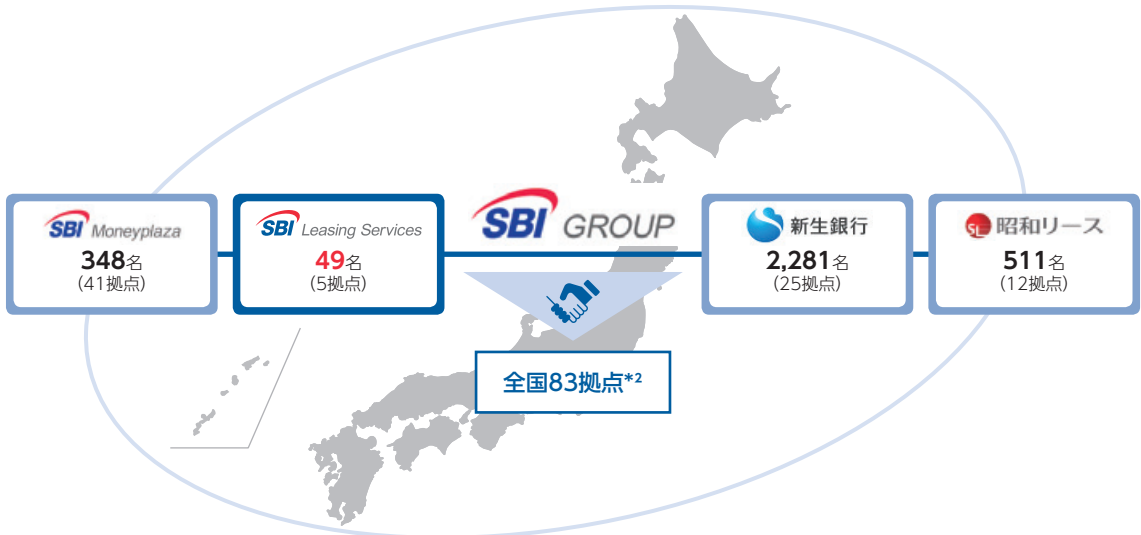


*1：JOL及びJOLCOの合計値

*第4期以降は連結決算の経常利益であります。

(3) SBIグループ拠点・営業体制を活用した全国販売網

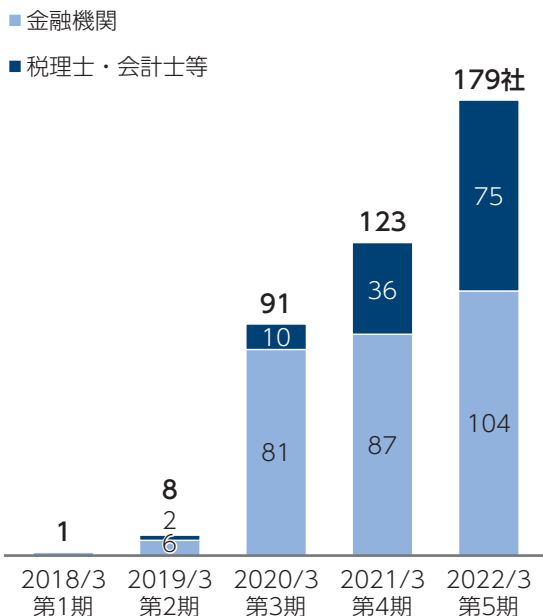
- ▶ SBIグループのネットワークを活用し有力地域金融機関との関係を強化。更に各地を代表する税理士・会計士との資本業務提携等、各パートナーとの深く強固なリレーション構築に取り組みました。
- ▶ 2022年3月期よりSBIグループに参入した新生銀行グループの各拠点、販売網を活用した更なる成長の加速を図ってまいります。



*1 従業員及び拠点数 SBIリーシングサービス：2022年3月31日時点（従業員数は契約社員を含む、派遣社員を含まない人数）、SBIマネープラザ：従業員数 2022年1月1日時点、店舗数 2022年8月18日時点、新生銀行：2022年5月16日時点、昭和リース：2022年5月31日時点 各社HPより
 *2 SBIマネープラザ、SBIリーシングサービス、新生銀行、昭和リースの拠点数合計

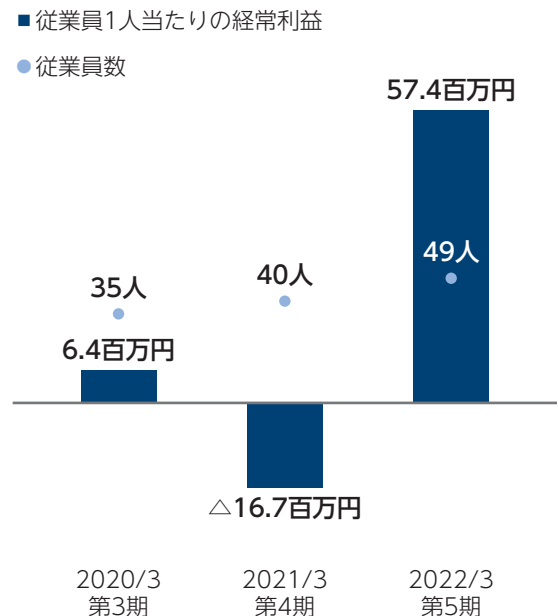
- ▶ 優良顧客を抱える有力パートナーとのリレーション強化が奏功した結果、出資金等販売金額が拡大。少ない従業員数で効率性の高い事業運営体制を実現

<パートナー数推移>



*金融機関には、銀行、信用金庫、証券会社、IFA等を含みます。

<従業員1人当たりの経常利益>



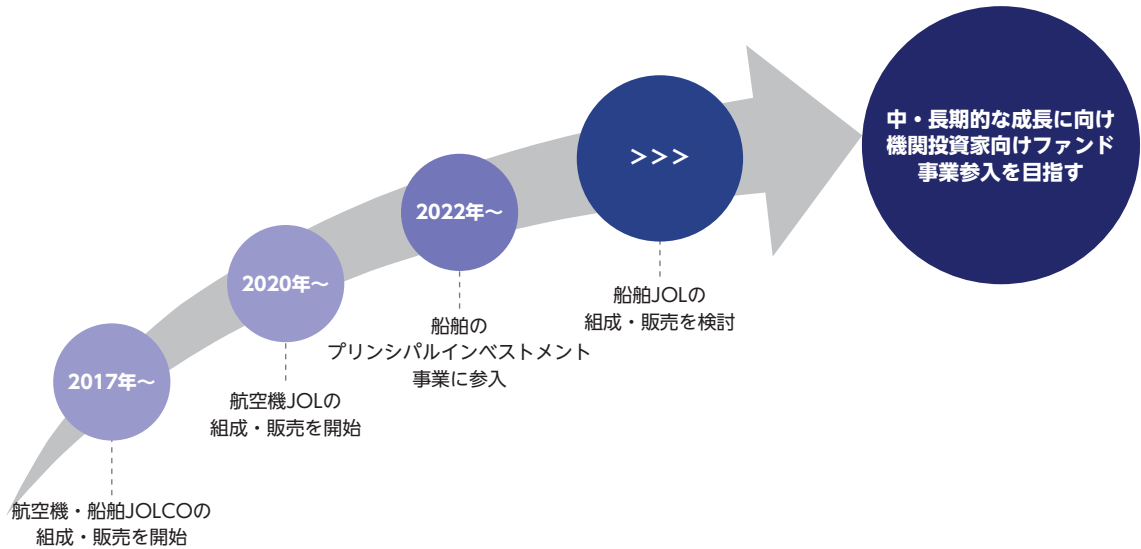
*第4期以降は連結決算の経常利益であります。従業員数は、契約社員を含む、派遣社員を含まない各期末時点の人数であります。

今後の成長戦略

①新たな収益源への展開

様々な投資家のニーズへお応えすべく、商品ラインナップの更なる拡充を図るとともに、新たな投資家層へのアプローチに向け船舶・航空機における機関投資家向けファンド事業への事業展開を検討しております。

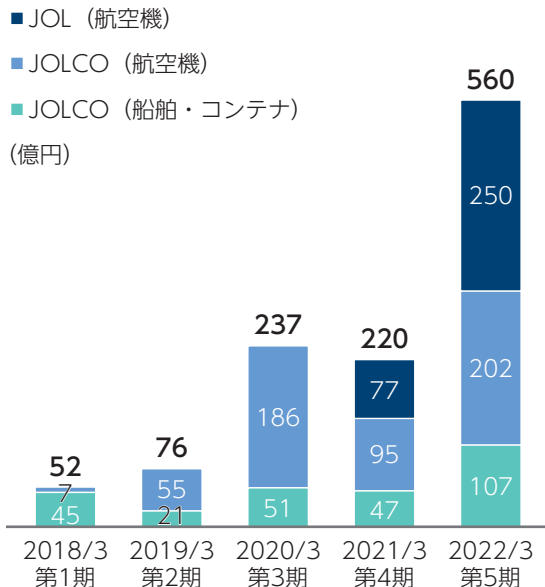
その第一歩として当社が船舶を保有し用船事業を行うプリンシパルインベストメント事業を開始いたしました。これまで培った知見・ノウハウやプリンシパルインベストメント事業によって新たに得る経験を活かし、船舶・航空機オペレーティング・リース専門家として長期的な成長を目指してまいります。



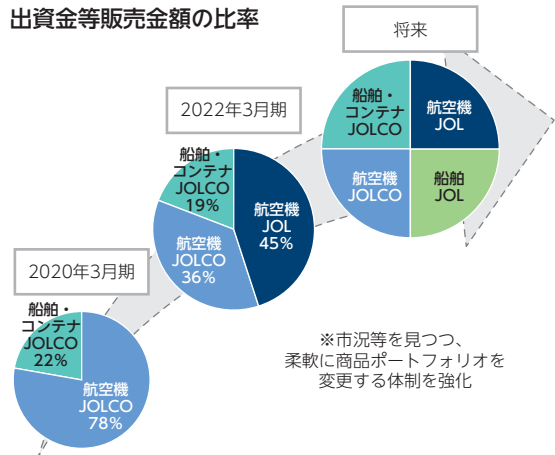
②市況に左右されない商品提供体制の強化

2021年3月期に開始したJOL商品並びに、2022年3月期に組成体制を強化した船舶・コンテナ案件が寄与し商品出資金等販売金額が大幅に拡大致しましたが、今後新たに取り組みを検討している船舶JOL商品並びに機関投資家向けファンド事業等、商品提供体制の更なる強化により、多様な投資家ニーズにお応えし、且つ、市況環境に左右されず、安定的に良質な案件を提供する体制の強化を図ってまいります。

<JOL・JOLCO別出資金等販売金額推移>



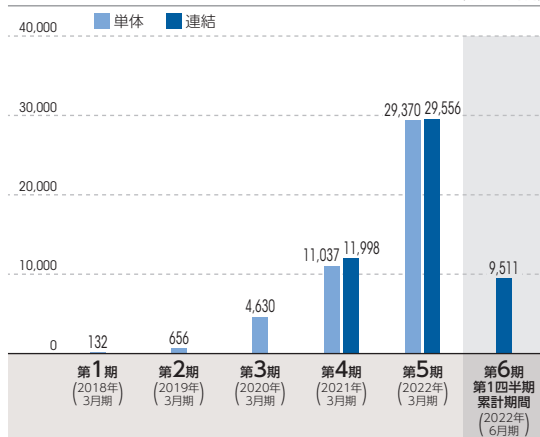
<柔軟な商品供給体制の構築>



業績等の推移

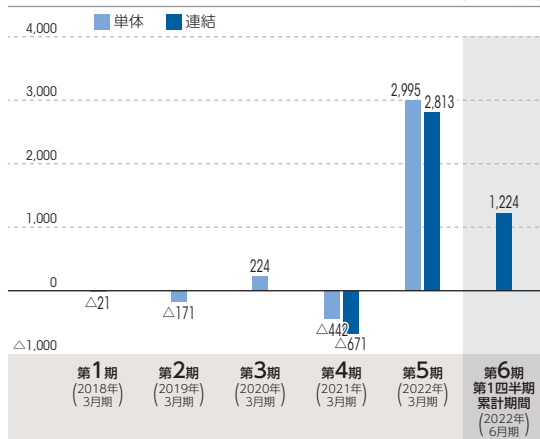
▶ 売上高

(単位:百万円)



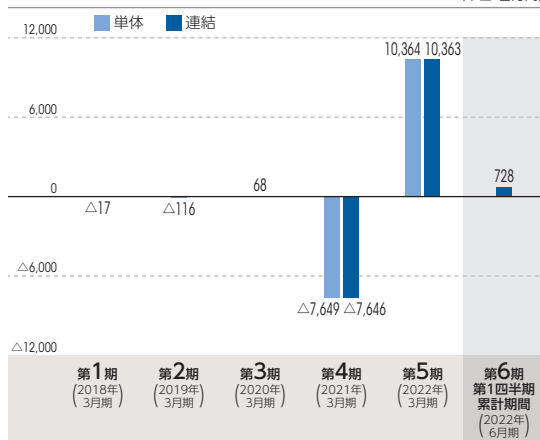
▶ 経常利益又は経常損失(△)

(単位:百万円)



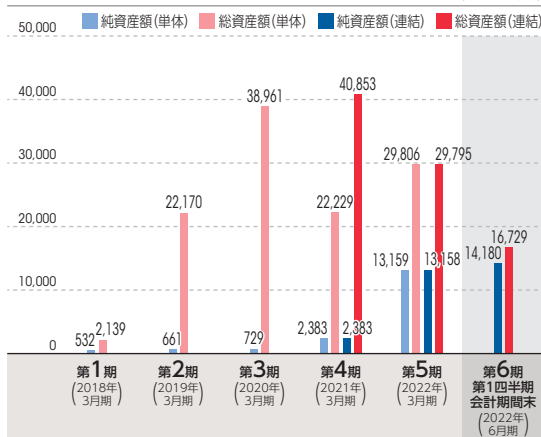
▶ 親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)／当期純利益又は当期純損失(△)

(単位:百万円)



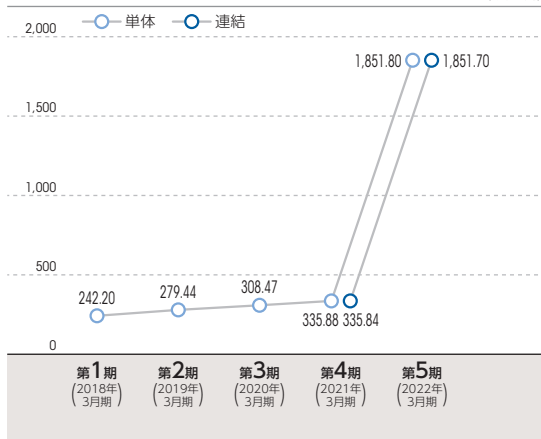
▶ 純資産額／総資産額

(単位:百万円)



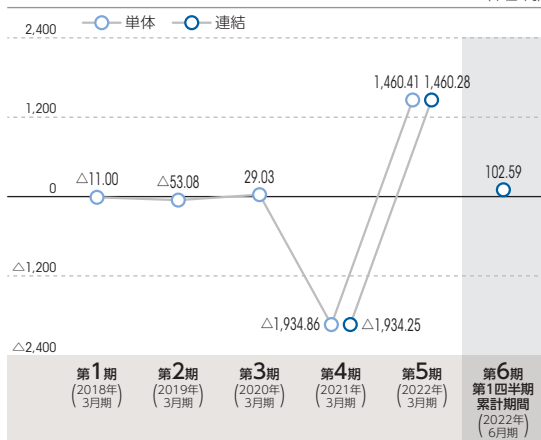
▶ 1株当たり純資産額

(単位:円)



▶ 1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)

(単位:円)



(注) 1. 当社は2017年4月3日設立のため、第1期の会計期間は、2017年4月3日から2018年3月31日までの11ヶ月間と28日となっております。
 2. 第1期の数値は、株主総会において承認された数値について、誤謬の訂正による修正再表示を反映しております。
 3. 「[収益認識に関する会計基準] (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第5期の期首から適用しており、第5期及び第6期第1四半期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
 4. 売上高、売上原価: JOL事業はクロス計上。機体販売額を売上高に計上するため、機体の仕入額を売上原価に計上しております。
 5. 当社は2022年6月27日開催の取締役会決議により、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。上記では、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	5
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	9
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	16
3. 事業の内容	17
4. 関係会社の状況	23
5. 従業員の状況	24
第2 事業の状況	25
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	25
2. 事業等のリスク	29
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	36
4. 経営上の重要な契約等	43
5. 研究開発活動	43
第3 設備の状況	44
1. 設備投資等の概要	44
2. 主要な設備の状況	44
3. 設備の新設、除却等の計画	44
第4 提出会社の状況	45
1. 株式等の状況	45
2. 自己株式の取得等の状況	49
3. 配当政策	50
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	51

第5	経理の状況	66
1.	連結財務諸表等	67
(1)	連結財務諸表	67
(2)	その他	115
2.	財務諸表等	116
(1)	財務諸表	116
(2)	主な資産及び負債の内容	134
(3)	その他	134
第6	提出会社の株式事務の概要	135
第7	提出会社の参考情報	136
1.	提出会社の親会社等の情報	136
2.	その他の参考情報	136
第四部	株式公開情報	137
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	137
第2	第三者割当等の概況	138
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	138
2.	取得者の概況	140
3.	取得者の株式等の移動状況	142
第3	株主の状況	143
	[監査報告書]	146

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年9月13日
【会社名】	SBIリーシングサービス株式会社
【英訳名】	SBI Leasing Services Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久保田 光男
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 6229-1080 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 吉原 寛
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 6229-1080 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 吉原 寛
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 886,550,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 5,513,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 983,400,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	350,000（注）3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

（注）1 2022年9月13日開催の取締役会決議によっております。

2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 発行数については、2022年9月30日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。

5 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に2022年9月13日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照ください。

2【募集の方法】

2022年10月11日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（2022年9月30日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	350,000	886,550,000	521,500,000
計（総発行株式）	350,000	886,550,000	521,500,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,980円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,980円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,043,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2022年10月12日(水) 至 2022年10月17日(月)	未定 (注) 4	2022年10月18日(火)

- (注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格の決定に当たり、2022年9月30日に仮条件を決定する予定であります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2022年10月11日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 2022年9月30日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び2022年10月11日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 2022年9月13日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2022年10月11日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、2022年10月19日（水）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 申込み在先立ち、2022年10月3日から2022年10月7日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
- 8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 大手町営業部	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	350,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、2022年10月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	350,000	—

- (注) 1 引受株式数は、2022年9月30日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
 2 上記引受人と発行価格決定日(2022年10月11日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,043,000,000	13,000,000	1,030,000,000

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,980円)を基礎として算出した見込額であります。2022年9月30日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,030百万円及び、「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限978百万円と合わせた手取概算額合計上限2,008百万円については、ファンド組成にかかる販売用航空機の購入資金に全額充当する予定であります。

当社グループはJOL商品及びJOLCO商品といった法人向けのファンドを組成するオペレーティング・リース事業を行っておりますが、今後さらなる事業の拡大・展開に向けて、ファンド組成時に必要となる販売用航空機の購入資金として、2022年12月までに全額を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、実際の充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2022年10月11日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	1,850,000	5,513,000,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 SBIホールディングス株式会社 1,850,000株
計(総売出株式)	—	1,850,000	5,513,000,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,980円）で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照ください。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証 拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2022年 10月12日(水) 至 2022年 10月17日(月)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区丸の内三 丁目3番1号 SMB C日興証券株式会 社 東京都千代田区麴町一丁 目4番地 松井証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一 丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町 一丁目4番7号 極東証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
- 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2022年10月11日)に決定いたします。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と2022年10月11日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
- 5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(2022年10月19日(水))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。
- 8 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	330,000	983,400,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	330,000	983,400,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、2022年10月19日から2022年11月16日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、みずほ証券株式会社及び株式会社SBI証券と協議の上、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,980円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2022年 10月12日(水) 至 2022年 10月17日(月)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（2022年10月11日）において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（2022年10月19日（水））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社及び株式会社SBI証券を共同主幹事会社（以下、「共同主幹事会社」という。）として、2022年10月19日に東京証券取引所グロース市場へ上場される予定であります。

2. 独立引受幹事会社について

当社の主幹事会社である株式会社SBI証券の親法人等であるSBIホールディングス株式会社は当社の総株主の議決権の100分の15以上の議決権を保有しており、当社は、日本証券業協会「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「規則」という。）第11条の2に規定する「関係する発行者」に該当いたします。そのため、当社及び株式会社SBI証券は、資本及び人的関係において独立性を有し、発行価格等の決定に関与する引受会員（金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第4号ニに規定する要件の全てを満たす金融商品取引業者。以下、「独立引受幹事会社」という。）を定めております。詳細は以下のとおりであります。

(1)	当社と主幹事会社である株式会社SBI証券との関係の具体的な内容	当社の主幹事会社である株式会社SBI証券は、SBIホールディングス株式会社 が中間持株会社であるSBIファイナンシャルサービス株式会社を通じて議決権の100%を所有する子会社であります。従って、SBIホールディングス株式会社は株式会社SBI証券の親法人等に該当し、SBIホールディングス株式会社は本有価証券届出書提出日（2022年9月13日）現在、当社の総株主の議決権の95.6%を保有していることから、当社は、規則第11条の2に規定する「関係する発行者」に該当いたします。 そのため、規則第11条の2に基づき、規則第9条第2項並びに第10条及び第11条の規定を準用するものであります。
(2)	独立引受幹事会社	大和証券株式会社
(3)	当該独立引受幹事会員が価格等の決定に当たり発行者から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容	具体的な措置の内容は以下のとおりです。 ・当社、株式会社SBI証券及び独立引受幹事会社との間において引受審査の手続きに係る契約を締結すること ・独立引受幹事会社が、投資家の需要状況等、価格等の決定に必要な情報に関し、株式会社SBI証券と同等の情報を入手すること ・発行価格等の決定は、金融商品取引所の規則に定めるブックビルディング方式によること
(4)	発行価格の決定方法の具体的な内容	ブックビルディング方式によって決定いたします。詳細は「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1をご参照ください。

3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2022年9月13日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 330,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2022年11月21日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都千代田区大手町一丁目5番5号 株式会社みずほ銀行 大手町営業部

大和証券株式会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、大和証券株式会社は、上場（売買開始）日から2022年11月16日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、みずほ証券株式会社及び株式会社SBI証券と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であるSBIホールディングス株式会社、並びに当社の株主である株式会社オートパンサー、辻・本郷税理士法人、越智会計コンサルティング株式会社、株式会社ディーアンドエイネットワーク、小栗正次及びジャパンビジネスコンサルタント株式会社は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む。）後180日目（2023年4月16日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を大和証券株式会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬（ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る。）にかかわる発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第4期	第5期
決算年月		2021年3月	2022年3月
売上高	(百万円)	11,998	29,556
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△671	2,813
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	△7,646	10,363
包括利益	(百万円)	△8,343	10,757
純資産額	(百万円)	2,383	13,158
総資産額	(百万円)	40,853	29,795
1株当たり純資産額	(円)	335.84	1,851.70
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	△1,934.25	1,460.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	5.83	44.10
自己資本利益率	(%)	—	133.51
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2,746	△772
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	7,788	26,082
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△11,407	△22,198
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	5,385	8,614
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	27 (17)	30 (26)

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 当社は第4期において、リース取引の借り手(レシー)である航空会社LATAM Airlines Group S.A.が2020年5月26日に米国連邦破産法第11条の適用を申請したことから、賃貸資産(航空機)にかかわる減損損失を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。

3. 当社は、2022年6月27日開催の取締役会決議により、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

4. 第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 第4期の自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

8. 第4期及び第5期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (百万円)	132	656	4,630	11,037	29,370
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△21	△171	224	△442	2,995
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△17	△116	68	△7,649	10,364
資本金 (百万円)	100	100	100	100	100
発行済株式総数 (株)	11,000	11,828	11,828	35,484	35,484
純資産額 (百万円)	532	661	729	2,383	13,159
総資産額 (百万円)	2,139	22,170	38,961	22,229	29,806
1株当たり純資産額 (円)	48,439.75	55,887.70	61,694.69	335.88	1,851.80
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△2,199.23	△10,616.50	5,806.99	△1,934.86	1,460.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	24.91	2.98	1.87	10.72	44.09
自己資本利益率 (%)	—	—	9.88	—	133.51
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	8	18	25	27	30
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(9)	(17)	(26)

- (注) 1. 当社は2017年4月3日設立のため、第1期の会計期間は、2017年4月3日から2018年3月31日までの11ヶ月間と28日となっております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 当社は第4期において、リース取引の借り手(レシー)である航空会社LATAM Airlines Group S.A.が2020年5月26日に米国連邦破産法第11条の適用を申請したことから、投資家に販売するために組成、在庫保有していたリースファンドにかかわる損失を計上した結果、当期純損失を計上しております。
4. 第1期、第2期及び第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 第1期、第2期、及び第4期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
9. 第1期の数値は、株主総会において承認された数値について、誤謬の訂正による修正再表示を反映しております。

10. 第4期及び第5期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

なお、第1期、第2期及び第3期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

11. 当社は、2022年6月27日開催の取締役会決議により、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

12. 当社は、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第1期、第2期及び第3期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
1株当たり純資産額 (円)	242.20	279.44	308.47	335.88	1,851.80
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△11.00	△53.08	29.03	△1,934.86	1,460.41
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は金融商品仲介業や住宅ローン・保険等の取り扱いを行うSBIマネープラザ株式会社が、2016年9月に開始したオペレーティング・リースファンド事業につき、当該事業の拡大を目指し、同社から当該事業を担っていたファンド組成部門を独立させ、2017年4月に設立いたしました。

当社設立後、現在までの沿革は次のとおりであります。

2017年4月	東京都港区において当社設立
2017年6月	SBIマネープラザ株式会社が2016年9月より行っていたオペレーティング・リース事業に係るファンドを譲受
2017年10月	「第二種金融商品取引業」登録（関東財務局長（金商）第3016号）
2018年1月	貸金業の登録（東京都知事（1）第31678号）
2018年11月	アイルランドの航空機アセットマネージャーであるABL Aviation社と業務提携
2019年1月	小型航空機やヘリコプターの販売・管理を行うゼネラルアビエーション事業を開始
2019年3月	ゼネラルアビエーション事業の拡大を目的として、株式会社オートパンサーから吸収分割により、航空機事業を承継
2019年4月	西日本支店（現大阪支店）を開設
2020年12月	デルタ航空向け航空機案件（JOL商品）取扱い開始
2021年6月	福岡支店を開設
2021年8月	名古屋オフィス、高松オフィスを開設

3【事業の内容】

当社グループは、主に航空機、船舶等を対象としたオペレーティング・リース事業に投資するファンドの組成・販売を行っております。

当社グループの事業セグメントは、「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおり、オペレーティング・リース事業としております。当社グループの事業セグメントは、オペレーティング・リース事業のみの単一セグメントであります。事業の概要については、提供するサービスで区分して記載しております。なお、オペレーティング・リース事業における各サービスは、(1) ファンド事業、(2) ゼネラルアドバイザリー事業の2つに細分しております。

(1) ファンド事業

本事業では、当社子会社 (SPC (注1)) が業務執行組合員となる任意組合契約 (注2) における投資家からの出資金、もしくは匿名組合契約 (注3) を通じた投資家からの出資金及び金融機関からの借入金にて、航空機、船舶等の大型の償却資産を購入 (注4) し、航空会社や海運会社等の借り手 (レシー) にオペレーティング・リース形式で貸貸 (注5) する事業を行います。リース満了時には、リース物件を市場で売却する等により、キャピタルゲインの獲得を目指します。当社は、リース事業案件の組成及び管理並びに任意組合へのリース物件売却、投資家への匿名組合出資持分の販売を行うことで、手数料や売却の収益を得ております。

任意組合方式の場合、組合員 (投資家) による出資金により調達した資金でリース物件を購入し、借り手 (レシー) にオペレーティング・リース形式で貸し付ける事業を行います。当社はリース物件を航空会社等から購入し、業務執行組合員が当社子会社 (SPC) となる任意組合へ譲渡します。任意組合のため、リース事業の損益等は投資家に帰属することになります。当社は、組成や事業管理による手数料、当該リース事業に係る航空機等の任意組合への販売額を売上高に計上しております。

匿名組合方式の場合、匿名組合の営業者となる当社子会社 (SPC) において、リース物件を取得し、オペレーティング・リース事業を行います。当社は当該リース事業に係る匿名組合出資持分の私募の取扱いを行うほか、リース開始時点で、当社が一時的に立替取得し、貸借対照表の「商品出資金」に計上するとともに、当該匿名組合出資持分を投資家に譲渡します。当社が、投資家に、匿名組合出資持分を譲渡することで、リース事業の損益等が投資家に帰属することになります。当社は、案件組成や、当該リース事業に係る匿名組合出資持分を販売すること等による手数料を売上高に計上しております。

なお、当社においては、JOL (注6) およびJOLCO (注7) という契約終了時条件の異なるリース取引を用いて法人投資家向ファンドを組成しておりますが、現時点においては、JOLには任意組合方式、JOLCOには匿名組合方式を組み合わせることでファンド組成を行っております。

(注1) SPCとは、「特別目的会社 (Special Purpose Company)」の略であります。当社では、当該ファンド事業を行う場合には、当該事業の損益及び収支等を明確にするために、個別案件ごとにSPCを利用しております。

(注2) 任意組合契約とは、民法第667条第1項に定義されており、2人以上の組合員が出資を行い、かつ共同で事業を営むことで生ずる損益を出資割合に応じて分配することが民法上定められている契約です。

(注3) 匿名組合契約とは、商法第535条乃至第542条に規定されており、匿名組合員が営業者の行う事業のために出資をなし、その営業により生ずる損益を分配することを約する契約です。そのため、匿名組合事業から発生する損益は、全て匿名組合員に帰属します。

(注4) 米国の航空会社にリースを行う場合は、米国の規制により航空機の所有者は米国籍であることが求められるため、リース物件を信託財産とする信託受益権を購入し、米国信託会社を介してリース形式で貸し付けを行います。この当社が引き受けた信託受益権相当額等を貸借対照表の「販売用航空機等」に計上しております。なお、投資家への販売に際しては、当社が直接投資家へ販売するほか、全国の金融機関等から投資家の紹介を受けて販売をしております。

(注5) 本事業における「オペレーティング・リース取引」とは、一般的に「日本型オペレーティング・リース」と呼ばれております。詳細は「(参考) 一般的なオペレーティング・リースファンドの仕組み」をご参照ください。

(注6) JOLとはJapanese Operating Leaseを略したもので、借り手（レシー）に購入選択権がない日本型オペレーティング・リースを指します。リース契約期間が満了し、リース物件の売却によって得た損益を投資家に分配した時点で投資が完了します。

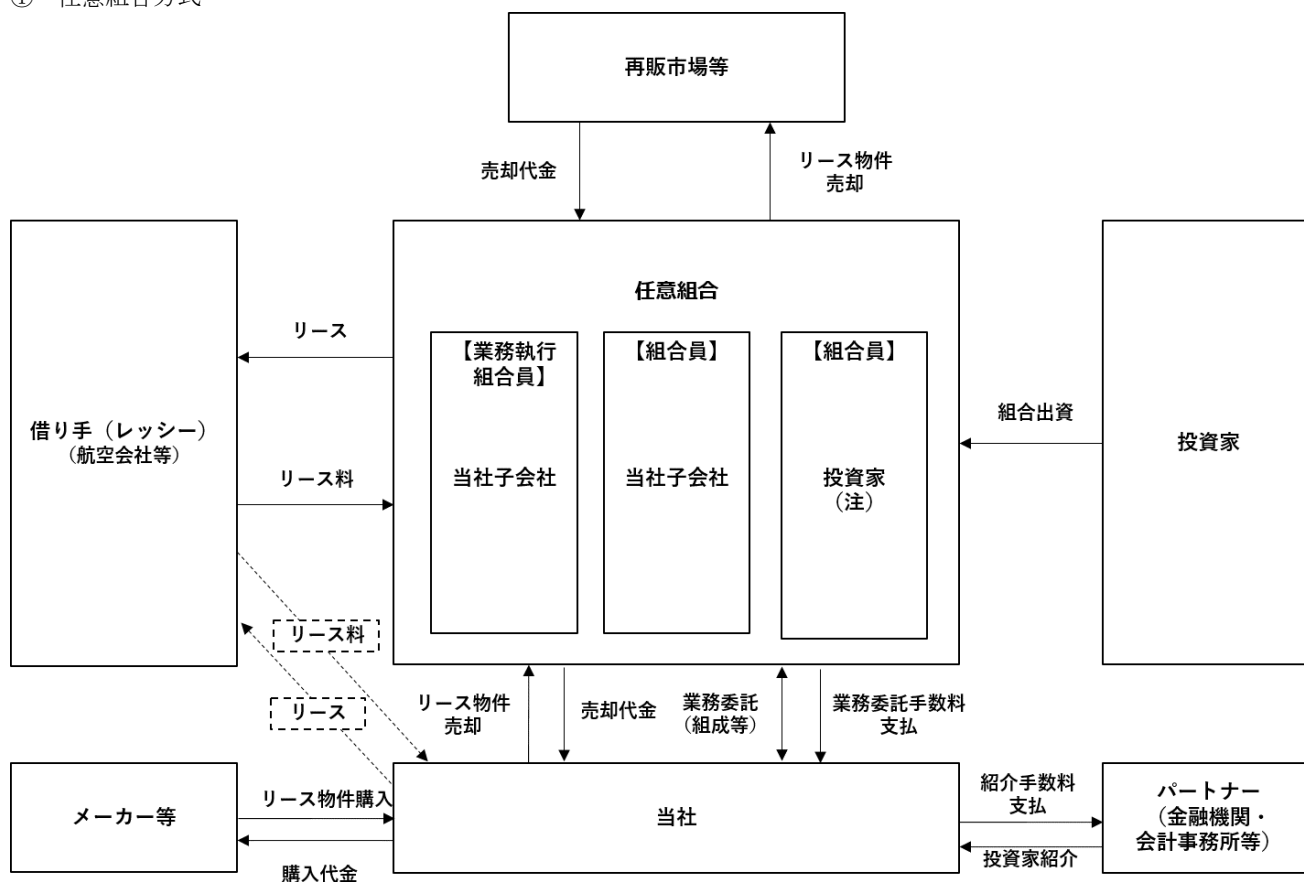
(注7) JOLCOとは、Japanese Operating Lease with call optionを略したもので、購入選択権付日本型オペレーティング・リースを指します。具体的には、借り手（レシー）がリース契約期間の途中でリース物件を購入できるという選択権（オプション）が付与された日本型オペレーティング・リースの一種であります。借り手（レシー）が購入選択権を行使した場合、その時点で投資が完了する可能性があり、購入選択権が行使されない場合はJOLと同様にリース物件の売却によって投資が完了します。

当社グループのファンド事業案件における匿名組合方式及び任意組合方式の内容を事業系統図等で示すと以下のとおりです。なお、本説明は、当社の事業内容をご理解いただくための概要を記載しており、案件によって、仕組みが異なる場合があります。

[事業系統図]

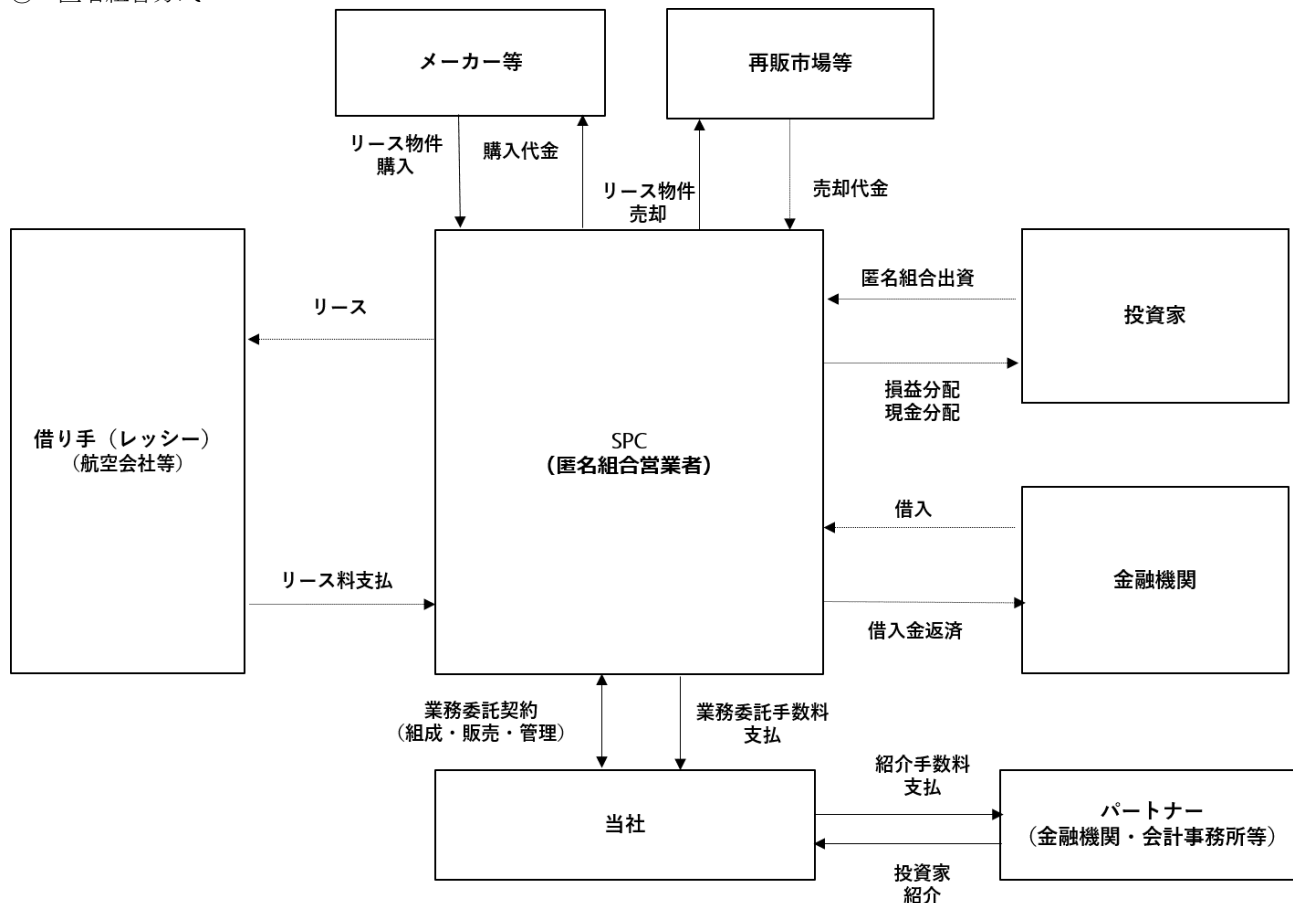
以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

① 任意組合方式



(注) 複数の投資家となる場合があります。

② 匿名組合方式



任意組合方式による業務の流れ（案件受注からリース満了まで）は以下のとおりです。なお、本説明は、当社のファンド事業の内容をご理解いただくための流れを記載しており、案件によって異なる場合があります。

業務	業務内容	売上高の計上区分	売上高の計上時期
案件の受注	入札、または個別交渉により、航空会社である借り手（レシー）から、リース事業を受注することで、当社の業務を開始します。 受注に際しては、借り手（レシー）が要求するリース条件、投資家への販売予定額等の諸条件を総合的に勘案します。		
航空機の仕入およびリース開始	当社が航空機を購入し、リース取引が開始されます。	受取リース料	航空機の購入時点から任意組合への売却時点まで
譲渡（販売）	リース事業に出資する投資家を募り、投資家は任意組合に出資を行います。任意組合は当社から航空機を購入します。	航空機の販売 リース事業組成に係る手数料	任意組合にリース物件の引き渡しを行った時点
案件管理（管理）	リース事業運営上必要とされる管理業務を行います。	リース事業の運営・管理に係る手数料	管理期間に対応した額を売上計上
リース満了（売却等）	リース期間満了後、リース契約の更新やリース物件の売却を行います。	リース期間満了後における売却等に係る手数料	リース期間満了後、リース物件の売却等を実施した時点

匿名組合方式による業務の流れ（案件受注からリース満了まで）は以下のとおりです。なお、本説明は、当社のファンド事業の内容をご理解いただくための流れを記載しており、案件によって異なる場合があります。

業務	業務内容	売上高の計上区分	売上高の計上時期
案件の受注及び組成(組成)	入札、または個別交渉により、航空会社、海運会社等の借り手（レシー）から、リース事業を受注することで、当社の業務を開始します。 受注に際しては、借り手（レシー）が要求するリース条件、金融機関からの借入条件、投資家への販売予定額等の諸条件を総合的に勘案し、SPCにおいて、ファンドを組成します。	ファンド組成に係る手数料（注2）	「私募の取扱い」の場合、SPCが、投資家から匿名組合契約に基づく出資を受け入れ、リースを開始した時点
私募の取扱い(販売)	リース開始日以前は、投資家に対してSPCの匿名組合契約に基づく出資持分の勧誘（販売）を行います。この勧誘行為は、金融商品取引法上、有価証券の私募の取扱いに該当します。		
リース開始(組成)	リース契約に基づき、SPCにおいて、ファンド事業が開始されます。（未販売分（注1）がある場合は、引受出資）		
譲渡(販売)	リース開始日以後、SPCに出資持分の未販売分がある場合には、投資家に対して、当社が取得した当該持分を地位譲渡（販売）します。この譲渡行為は、金融商品取引法上の有価証券の売買に該当します。	ファンド組成に係る手数料（注2） 投資家への販売に係る手数料	当社が、投資家と匿名組合契約の地位譲渡契約を締結し、投資家から譲渡代金の入金があった時点（注3）
案件管理(管理)	ファンド事業の運営に係る匿名組合契約に基づく報告、SPCの会社運営上必要とされる管理業務を行います。	ファンドの運営・管理に係る手数料	管理期間に対応した額を売上計上
リース満了(売却等)	リース期間満了後、リース物件の売却、借入金の返済等を行い、残余財産を投資家に分配します。	リース期間満了後における売却等に係る手数料	リース期間満了後、リース物件の売却、借入金の返済等を行い、残余財産を投資家に分配した時点

（注1）リース開始日時点でSPCに匿名組合出資持分の未販売分がある場合には、当社は、投資家に譲渡（販売）することを前提に一時的に匿名組合出資持分の引き受けを行います。当該引受金額は、貸借対照表の「商品出資金」に計上しております。

（注2）当社はSPCからリースを開始した時点で手数料を収受しますが、投資家からの入金時まで貸借対照表の「契約負債」に計上し、投資家からの入金時点で売上を認識いたします。

（注3）地位譲渡があった場合には、SPCからファンド組成に係る手数料としての売上を認識する他、販売に係る手数料を投資家より収受いたします。この投資家から収受した金額は、損益計算書の「出資金売却益」に計上いたします。

(参考) 一般的なオペレーティング・リースファンド (匿名組合方式) の仕組み



- ①投資家は、案件ごとに設立されるSPC（当社子会社であってリース事業の営業者、以下「営業者」という。）と匿名組合契約を締結し、航空機、船舶等のリース物件価格の約30%（注1）相当額の出資を行います。
- ②営業者は、金融機関とのノンリコースローン契約（注2）により、リース物件価格の約70%（注3）相当額 of 借入を行います。
- ③営業者は、①の出資金および②の借入金により、メーカー等からリース物件を購入します。
- ④営業者は、リース物件を借り手（レシー）にリースし、リース事業を開始します。
- ⑤借り手（レシー）は、リース契約に基づき、リース料を営業者に支払います。
- ⑥営業者は、收受した⑤のリース料により、②の借入金元本および利息を金融機関に返済します。
- ⑦営業者は、定められた期間ごとに匿名組合事業（リース事業）の決算を行い、その事業損益を出資割合に応じて投資家に分配します。
- ⑧リース期間終了後、営業者はリース物件を市場等で売却し、売却代金から②借入金等債務返済後の残余金額を、出資割合に応じて投資家に現金分配します。

（注1） 案件により当該比率は異なります。

（注2） ノンリコースローン契約とは、借入金の返済原資を借入人（営業者）が保有する特定の資産（リース物件）から生ずる将来のキャッシュ・フロー（リース料や資産の売却代金等）に限定し、借入人の他の資産には遡及させない借入契約をいいます。

（注3） 案件により当該比率は異なります。また、借入を行わない場合もあります。

なお、オペレーティング・リースを活用したリース事業の損益は、リース期間前半には、定率法を採用することによる減価償却費等の費用が、収益よりも先行して発生するため赤字となる傾向にあります。一方、リース期間後半には減価償却費等が減少するため、黒字となる傾向にあります。また、リース終了時には、リース物件を再販市場で売却すること等により、投資回収及びキャピタルゲインの獲得が期待できます。

(2) ゼネラルアビエーション事業

本事業では、ゼネラルアビエーション（注）業界の運航会社等を借り手（レシー）としたリース事業案件の組成及び管理並びに投資家への販売までの一連の業務を行っており、手数料等の収益を得ております。また、需要家である航空会社に向けて、ヘリコプターを含む小型航空機等の機材の販売及びリースを行っており、当社は各取引における収益を得ております。

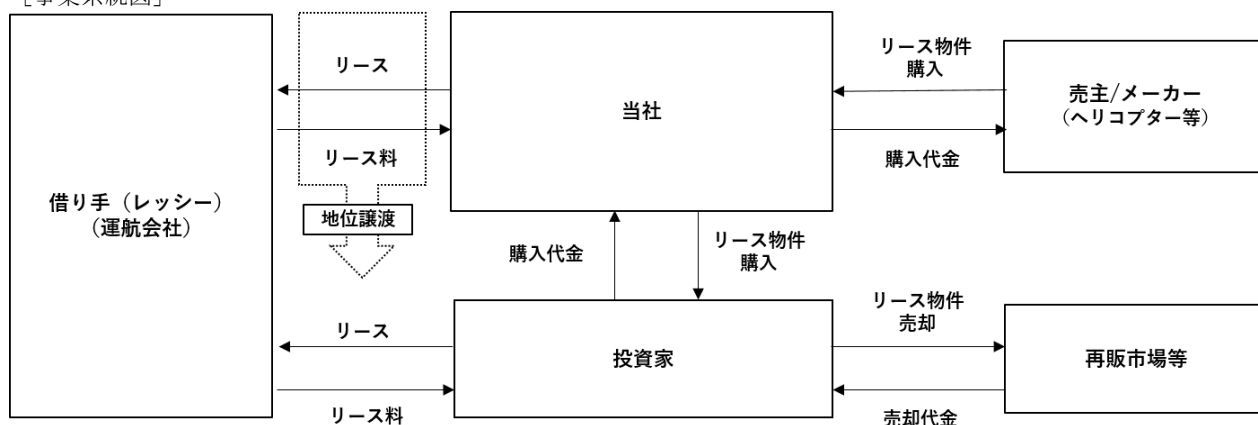
リース事業案件については、運航会社等の借り手（レシー）にオペレーティング・リース形式で償却資産であるヘリコプターを含む小型航空機を賃貸するスキームを組成し、投資家に対して、譲渡をしております。リース期間中のリース料収入によるインカムゲイン、リース満了時のリース物件売却等によるキャピタルゲインが投資家に帰属する仕組みであります。

リース事業案件の特性としては、一機あたりの機体価格が航空機投資としては少額かつリース期間5年程度であることから、投資家は、比較的少額かつ短い投資期間で、リース料収入によるインカムゲイン、リース満了時のキャピタルゲインを得ることが可能となります。

オペレーティング・リース取引を利用した商品のスキームについては、以下の事業系統図となります。なお、本説明は、当社のゼネラルアビエーション事業の内容をご理解頂くための概要を記載しており、案件によって、仕組みが異なる場合があります。

（注）民間航空のうち、航空会社による定期航空運送路線を除いた航空の総称であります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
SBIホールディングス 株式会社 (注)	東京都港区	99,312	株式等の保有を 通じた企業グル ープの統括・運 営等	被所有 95.6	営業上の取引 有 役員の兼任等 有

(注) 有価証券報告書を提出しております。

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
LS-Aviation第17号株式 会社	東京都港区	1	航空機のアオペ レーティング・リ ース	100.0	役員の兼任等 有 匿名組合契約出資 有 業務の受託
LS-Aviation第18号株式 会社	東京都港区	1	航空機のアオペ レーティング・リ ース	100.0	役員の兼任等 有 匿名組合契約出資 有 業務の受託
LS-Aviation第19号株式 会社	東京都港区	1	航空機のアオペ レーティング・リ ース	100.0	役員の兼任等 有 匿名組合契約出資 有 業務の受託
LS-Aviation第20号株式 会社	東京都港区	1	航空機のアオペ レーティング・リ ース	100.0	役員の兼任等 有 匿名組合契約出資 有 業務の受託
LS-Aviation第21号株式 会社	東京都港区	1	航空機のアオペ レーティング・リ ース	100.0	役員の兼任等 有 匿名組合契約出資 有 業務の受託
LS-Aviation第22号株式 会社	東京都港区	1	航空機のアオペ レーティング・リ ース	100.0	役員の兼任等 有 匿名組合契約出資 有 業務の受託
LS-Aviation第23号株式 会社	東京都港区	1	航空機のアオペ レーティング・リ ース	100.0	役員の兼任等 有 匿名組合契約出資 有 業務の受託
LS-Aviation第24号株式 会社	東京都港区	1	航空機のアオペ レーティング・リ ース	100.0	役員の兼任等 有 匿名組合契約出資 有 業務の受託
SBILS Star Maritime Singapore Pte. Ltd.	シンガポール共和 国	100千SGD	船舶のアオペ レーティング・リ ース	100.0	役員の兼任等 有

(注) 当連結会計年度において連結子会社でありましたLS-Aviation第17号株式会社、LS-Aviation第18号株式会社、LS-Aviation第19号株式会社、LS-Aviation第20号株式会社、LS-Aviation第21号株式会社、LS-Aviation第22号株式会社、LS-Aviation第23号株式会社及びLS-Aviation第24号株式会社は、匿名組合を清算し、重要性が低下したため、2023年3月期第1四半期連結会計期間において連結の範囲から除いております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
オペレーティング・リース事業	34	(29)
合計	34	(29)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社等からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、オペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、グループ全体での従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

2022年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
34 (29)	44.8	2.3	9,071,986

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社等からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均勤続年数は、2017年4月の当社の設立以後の勤続年数を記載しております。
4. 当社は、オペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、当社の従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社グループは、「100年企業への挑戦」を経営理念とし、オペレーティング・リースの対象となる航空機や船舶等の資産価値を見極め、適切にマネージメントを行うことで、株式、債券などの伝統的な有価証券投資とは異なる投資効果を有する高度な商品組成を行い、税務や法務の専門家、金融機関などのパートナーが持つ高い専門性を組み合わせることで、投資家には付加価値の高い金融ソリューションを、航空・船舶会社等の借り手（レシー）である資金需要者には競争力のあるファイナンスの提供を行い、投資家、パートナー、借り手（レシー）とともに100年企業を目指していくことを基本方針としております。



革新へ挑戦し続ける オペレーティング・リースのプロフェッショナル集団として お客さまと共に歩む「100年企業」を目指す

——— 経営理念「100年企業への挑戦」の持つ意味 ———

投資家

情報をオープンにし透明性を高めることで、お客さまとの信頼関係構築に努めるとともに、当社商品を通してタックスマネージメント、財務体質の強化、事業承継に貢献します。
お客さまの継続的成長を支えることを当社の使命としています。

借り手（レシー）

多様な資金調達手段の提供で企業体質強化に寄与し、さらに脱炭素社会に向けた機材導入をサポートすることにより、サステナブルな社会の実現に貢献します。

パートナー

税務や法務の専門家、金融機関などのパートナーの持つ専門性と当社独自の付加価値の高い商品を活用したソリューションを提供し、総合力でお客さまの課題に応えます。

当社・従業員

プロフェッショナルとして自己研鑽に励み挑戦を繰り返す事で、より魅力的な商品の提供と同時に商品提供者としての説明責任を果たします。
常にお客さまに選ばれるリーシングカンパニーであり続けます。

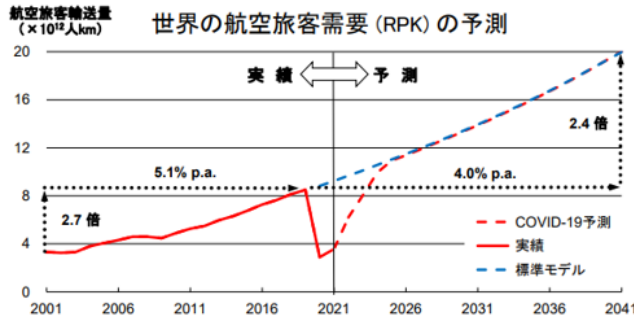
(2) 経営環境

① 市場動向

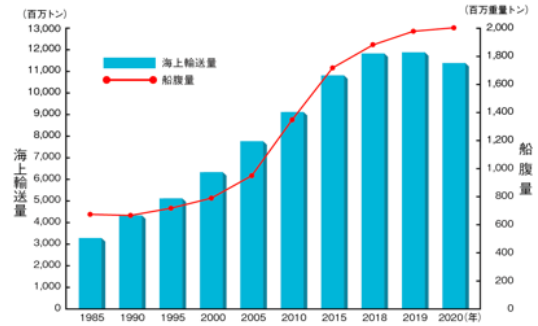
わが国を含む世界経済は、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制限や個人消費の低迷により先行き不透明な状況が続いたものの、ワクチン接種の進展に伴う感染者数の減少や、欧米主要先進国を中心とした行動規制の緩和等により旅客需要が大幅に回復するなど、低迷していた経済活動や消費活動に再開の兆しが見られました。しかしながら、ウクライナ情勢の影響による原油価格や資源価格の高騰、物価上昇への対策として各国が政策金利の引き上げ等を進めた事による為替の大幅な変動など、確実な経済回復については依然不透明な状況が続いております。新型コロナウイルス感染症の蔓延による渡航規制等の影響を大きく受けた航空業界においては、2020年の世界の航空旅客需要は大幅な減少となりましたが、ワクチンの普及や、それに伴う移動制限の緩和を受け、2021年には主要先進国を中心に国内線・域内線の需要回復が始まり、渡航規制緩和の拡大に伴い2024年頃にはコロナ禍前の水準まで回復し、再び拡大基調となることが想定されております。一方、船舶業界は新型コロナウイルス感染症による急激な経済活動の縮小等により、世界の海上輸送量は前年比で減少したものの、2020年後半以降は、経済活動の再開に伴い、製品・原料輸送ともに荷動きは回復基調が続いております。それに伴い、世界の船腹量（船の輸送力）も毎年増加を続けており、世界経済の発展と合わせ、今後も需要の増加が見込まれています。

また、航空業界及び海運業界においては、世界的な業界団体がけん引し、業界を挙げて脱炭素化への取り組み目標を掲げており、目標の達成に向け、燃費効率の低い古い機材から環境性能に優れた新しい機材へのリプレイス需要が増えていくことが想定されております。

<航空旅客需要の推移*1>



<海運需要の推移*2>



*1<航空旅客需要の推移>

(出典：一般社団法人 日本航空機開発協会「民間航空機に関する市場予測 2022-2041」より)

*2<海運需要の推移>

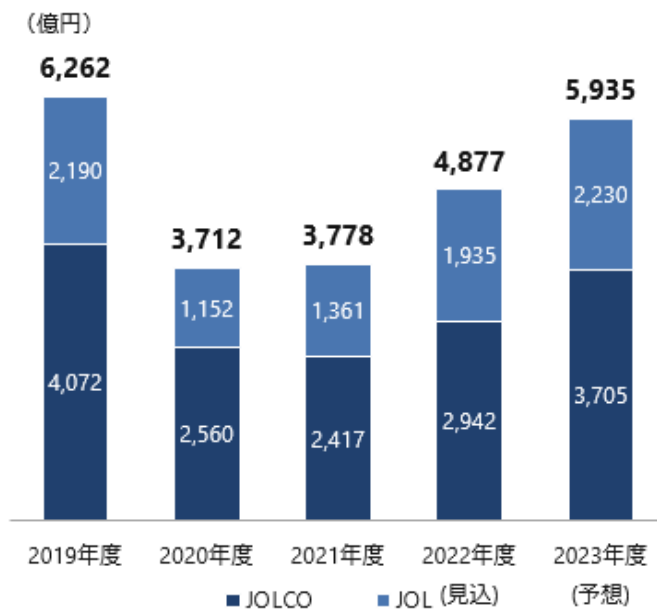
(出典：公益財団法人 日本海事広報協会「日本の海運 SHIPPING NOW2021-2022」より)

アंकパートナーズ合同会社の調査によると、日本型オペレーティング・リース市場 (JOL及びJOLCOの市場) 規模は、新型コロナウイルス感染症の影響がまだ大きく生じていなかった2019年度においては約6,200億円であったものが、コロナ禍における航空機案件への投資家心理の冷え込みや、リース各社が新規の商品組成・販売に慎重になった事等により、2020年度、2021年度は約3,700億円台に縮小いたしました。

しかしながら、コロナ禍からの旅客需要の回復や経済活動の再開に伴う投資家心理の改善等を受け、2022年度は約4,800億円、2023年度は約5,900億円と日本型オペレーティング・リース市場においても順調な回復が見込まれております。

そのような市場環境のなか、当社においては、政府支援が明確な主要先進国を中心とするエアラインや、財務基盤が強固な航空会社・海運会社等を中心とした投資案件の組成に注力し、2022年3月期の主な組成実績としては、世界最大手航空会社米デルタ航空向け航空機案件、独ルフトハンザ航空向け航空機案件、SFLコーポレーション (転用船者：A.P.モラー・マースク) 向け船舶案件等の世界を代表する大手エアライン・海運会社案件の組成を行っております。

<JOL・JOLCOマーケット規模*3>



*3出所：アंकパートナーズ合同会社 マーケットニュース (ミニレポート)

「2022年 JOLCOマーケットの動向調査」 「JOLCO+JOLの出資金額」より当社作成

② 競合優位性

a. 商品組成力

新型コロナウイルス感染症の拡大によって生じた航空業界の業績悪化や、それに伴う航空機案件への投資に対する投資家心理の冷え込み等、今後も同じように起こりうる事業リスクを鑑み、特定業界へ過度に依存しない商品ラインナップの構築や、投資家ニーズの多様化に 대응する、より一層魅力ある商品の開発が求められます。そのため、ファンド事業では商品ラインナップの更なる拡充及び市況等を鑑みた柔軟な商品提供体制を構築するべく船舶・コンテナ案件の組成体制を強化した他、タックス・マネジメントニーズに対応する商品（JOLCO）に加え、航空機リース業としての安定収益や償却資産の保有ニーズ、事業基盤の拡大・事業承継等に向けた収益機会の多様化などの機会も得られる商品（JOL）も、当事業の中核とするべく取り組んでまいりました。

その結果、2022年3月期の組成実績としては組成総額157,135百万円のうち、航空機JOL案件18,490百万円（組成総額に占める割合：11.7%）、航空機JOLCO案件76,162百万円（同：48.4%）、船舶コンテナJOLCO案件62,482百万円（同：39.7%）、また商品出資金等販売額は、総販売額56,002百万円のうち、航空機JOL案件25,056百万円（総販売額に占める割合：44.7%）、航空機JOLCO案件20,235百万円（同：36.1%）、船舶JOLCO案件10,711百万円（同：19.1%）となり、多様な投資家ニーズに対応するバランスの取れた商品提供を行ってまいりました。

b. SBIグループのネットワークを活用した全国販売網

当社グループの事業拡大のためには、ファンド等の購入者である投資家の増加が必要となります。当社では、地域金融機関等の他、証券会社、税理士・会計士などのパートナーと投資家の紹介に係るビジネスマッチング契約を締結しております。また、SBIグループのネットワークを活用し有力地域金融機関等の開拓に取り組んだ他、地域を代表する税理士・会計士との資本業務提携等を通じ、各パートナー企業との深く強固なリレーション構築に取り組ましました。

2022年3月末日時点でのパートナー数は179社と前年度の123社から56社増加し、また、優良顧客を抱える有力パートナーとのリレーション強化が奏功した結果、1パートナーあたりの出資金等販売額は312百万円と、前年度の179百万円から約76%増加しております。その結果、2022年3月期の従業員1人あたり経常利益額は約57百万円となり、少ない従業員数で効率性の高い事業運営体制を実現しております。

今後は、2022年3月期にSBIグループに参入した新生銀行グループ各社との関係強化を図っていく他、引き続き有力パートナーの開拓、リレーション強化により当社営業体制の更なる成長の加速を図って参ります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、SBIグループの掲げる「顧客中心主義」のもと、お客様の最善の利益を第一に考え、航空機や船舶等の資産を対象に、投資家にオペレーティング・リース取引を利用したさまざまな魅力ある商品への投資機会を安定的に提供し、顧客満足の向上と企業価値の増大を継続して図るべく、主に以下の課題に取り組んでまいります。

① 資金調達力の増大

当社グループが事業を展開するには、ファンド組成における組合契約に基づく出資金の一時的な引受や、航空機の購入など多額の資金を必要とします。これらの資金は、その大半を金融機関からの借入により調達しております。そのため、当社グループの資金調達力の増大は複数案件の同時組成や大型案件の組成を可能とし、当社グループの業績伸長に寄与します。当社グループは既存金融機関との取引枠拡大や新たな金融機関との取引により、資金調達力の増大を目指します。

② プロフェッショナル人材の確保

当社グループ事業を支える優秀な人材の確保は、当社グループにとって、重要な課題と考えております。当該事業を遂行するにあたり、高度な専門知識や経験が求められることから、オペレーティング・リース取引に係る事業経験者やリースファンドの販売経験者の積極的採用を行い、プロフェッショナル人材層を厚くするとともに、採用した人材への継続的な教育や業務環境の整備を行い、人材の長期定着化を図ってまいります。

③ DX等を活用した業務効率化への取り組み

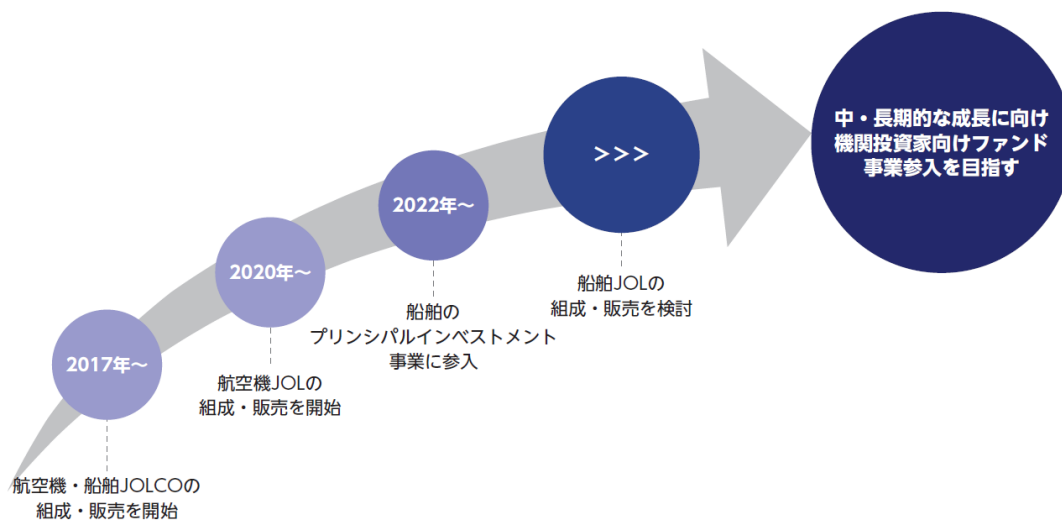
当社グループの取り扱う商品は、組合契約満了までの期間が概ね10年程度と長期の運用期間となっており、新たな商品の組成並びに販売に伴い、期中管理等の業務量は増加する傾向にあります。そのため、積極的にDX等を活用する事により、業務の効率化を図るとともに、オペレーションミスの削減等を行ってまいります。

(4) 今後の成長戦略

① 新たな収益源への展開

様々な投資家のニーズへお応えすべく、商品ラインナップの更なる拡充を図るとともに、新たな投資家層へのアプローチに向け船舶・航空機における機関投資家向けファンド事業への事業展開を検討しております。

その第一歩として当社が船舶を保有し用船事業を行うプリンシパルインベストメント事業を開始いたしました。これまで培った知見・ノウハウやプリンシパルインベストメント事業によって新たに得る経験を活かし、船舶・航空機オペレーティング・リース専門家として長期的な成長を目指してまいります。



② 市況に左右されない商品提供体制の強化

2021年3月期に開始したJOL商品並びに、2022年3月期に組成体制を強化した船舶・コンテナ案件が寄与し商品出資金等販売金額が大幅に拡大しましたが、今後新たに取り組みを検討している船舶JOL商品並びに機関投資家向けファンド事業等、商品提供体制の更なる強化により、多様な投資家ニーズにお応えし、且つ、市況環境に左右されず、安定的に良質な案件を提供する体制の強化を図ってまいります。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、経常利益であります。また、この経営指標に影響する商品出資金等販売金額並びに商品組成金額を把握しており、これらの指標につきましては今後も継続的に増加させるよう努めてまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、リスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社のリスク管理体制については「第二部 第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) ファンド事業におけるリスク

ファンド事業では、当社の特別目的子会社（以下「SPC」という。）が金融機関からの借入及び投資家からの匿名組合契約又は任意組合契約に基づく出資金等により、航空機や船舶等のリース物件（以下「リース物件」という。）を購入し、オペレーティング・リース形式で賃貸することによりファンド（以下「オペレーティング・リースファンド」という。）を組成します。

ファンド事業においては、オペレーティング・リースファンドの組成にかかる手数料、当該ファンドの持分等（以下「ファンド持分等」という。）の投資家への販売にかかる手数料、ファンドの運営・管理にかかる手数料等が当社の収益となります。ファンド事業におけるリスクは、以下のとおりです。

① 借り手（レシー）の業績悪化の影響を受けるリスク

借り手（レシー）である航空会社等の業況が悪化し、SPCに対して契約条件どおりにリース料が支払われない場合には、当該ファンドの収益が悪化して、投資家の出資金元本が毀損する可能性があります。この場合、当社が組成するオペレーティング・リースファンドに対する投資家の投資意欲が低下し、当該ファンド持分等の販売額が減少することで、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、ファンド事業のリスクを投資家に十分に説明するとともに、借り手（レシー）の選定及びリース物件についてはリスク審査等を慎重に行っております。また、借り手（レシー）の業況悪化による法的倒産手続開始時等においては、借り手（レシー）以外の第三者へのリース物件の販売等を行うことにより、オペレーティング・リースファンドの収益が悪化しないように適切な措置を講じていくこととしております。

このような措置をとったにもかかわらず、上記のような事態が生じた場合には、当初想定していたファンド持分等の販売ができなくなり、当社が受け取る手数料等が減少することとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② リース物件の売却価格の変動リスク

リース期間終了時に借り手（レシー）がリース物件を購入しない場合には、当該リース物件について市場を通じて第三者に売却することとなり、当初想定していた売却価格より低い価格でしか売却できない事態となったときは、オペレーティング・リースファンド事業の収益が悪化し、投資家の出資金元本が毀損する可能性があります。

当社は、案件組成時のリース物件の想定売却価格について、外部評価会社等に算定を依頼するなど客観的で、合理性を有するものと判断した価格を採用しております。しかしながら、上記のような事態が生じた場合には、当初想定していたファンド持分等の販売ができなくなり、当社が受け取る手数料等が減少することとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 匿名組合出資持分等の在庫に関するリスク

当社は、オペレーティング・リースファンドの組成に際して、匿名組合契約にかかる出資持分（以下「匿名組合出資持分」という。）を投資家に譲渡することを前提に一時的に取得する場合には、当該出資持分を貸借対照表の「資産の部」に「商品出資金」として取得価額で計上しております。また、任意組合方式の場合、投資家による出資完了後の任意組合への売却を前提に一時的に航空機等を取得し、貸借対照表に「販売用航空機等」として計上しております。

当社は、組成に際して、借り手（レシー）の選定及びリース物件についてリスク審査等を慎重に行うとともに、販売計画、見通しに基づく在庫管理に努めておりますが、当該商品出資金又は販売用航空機等を譲渡するまでの間に、リース物件の価額の下落、借り手（レシー）の信用状況悪化、為替相場の変動等の事由により当該商品出資金又は販売用航空機等の価値が当社取得価額を下回った場合には、当該商品出資金又は販売用航空機等について評価損又は譲渡損を計上することとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が商品出資金又は販売用航空機等を一定の期限までに譲渡できなかった場合には、当社は当該譲渡にかかる手数料等を受け取ることができず、さらに当社が投資家と同様の立場においてファンド事業に関与することになるため、リース物件価額の下落等のリスクが顕在化した場合には、商品出資金及び販売用航空機等にかかる投資額の全部又は一部を回収できず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 為替相場に関する変動リスク

当社がSPC等から受け取る手数料等や任意組合から受け取る販売用航空機等の売却代金のうち、一部は外貨建てとなっております。当社は、為替予約取引により為替相場変動の影響を軽減するための措置を講ずるなどしておりますが、為替相場が円高になった場合には、受取額が当初の想定額よりも少なくなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

一方、為替相場が円安になった場合には、外貨建てによるリース物件やファンド持分等の購入に対する投資家の投資意欲が低下し、当初想定していた外貨建てのリース物件やファンド持分等の販売ができなくなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特定業種への依存に関するリスク

当社が取り扱うオペレーティング・リースファンドにおけるリース物件は、航空機、船舶及び船舶用コンテナであり、航空業界及び海運業界の設備投資動向にファンドの組成が影響を受ける可能性があります。その場合、組成するファンドの本数が減少するなどして、当初想定していたファンド持分等の販売ができなくなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、航空業界や海運業界の業績次第では、投資家の借り手（レシー）に対する信頼度の低下や、リース期間終了後の物件売却価格の低下が生じる可能性があるため、投資家の投資意欲が低下し、当初想定していたファンド持分等の販売ができなくなり、当社が受け取る手数料等が減少することとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、航空機及び船舶業界の動向等を注視し、環境に応じた柔軟な対応を行うことによりリスク低減に努めていますが、それでもなお、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ ファンド組成の遅延に関するリスク

当社が取り扱うオペレーティング・リースファンドの組成にあたっては、リース案件のアレンジャー、航空機等の売主（メーカー等）及び航空会社等の借り手（レシー）他、複数の当事者との間で合意形成が必要となります。そのため、各当事者の個別事情や当事者間の合意形成の遅れ等によりファンド組成（航空機等購入）の時期が当初想定していた時期より遅延する場合があります。その場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、特に任意組合への販売用航空機等の売却は、一件当たりの金額が多額であるため売上に与える影響が大きく、当初想定した時期より組成や販売が遅延した場合には、当期に見込んでいた当該収入が翌期以降に後ろ倒し計上となり、当社グループの売上高に影響する可能性があります。

⑦ 特定取引先への依存に関するリスク

当社は、航空機にかかるオペレーティング・リース事業においてファンド組成にかかるアレンジの多くを業務提携先であるABL Aviation（代表者 Ali Ben Lmadani、以下「ABL」という。）に依存しており、ABLは、自社のリース等を活用しながら案件ソーシング業務、リース管理業務等を行っております。当社とABLは、Win-Winの関係を維持しながら当該事業の展開を行っておりますが、今後、何らかの理由によって関係維持が困難になった場合は、当初想定していたオペレーティング・リースファンドの組成や当該ファンド持分等の販売ができなくなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、本書提出日現在、ABL・当社間の関係は良好であり、今後も、当社はABLを重要なビジネスパートナーとして関係を維持していく方針であります。

⑧ 重要な契約に関するリスク

当社グループにおいて経営上重要と思われる契約の概要は、「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」に記載のとおりであります。当該契約が期間満了、解除、その他の理由に基づき終了した場合若しくは当社グループにとって不利な改定が行われた場合又は契約の相手方の経営状態が悪化したり、経営方針が変更されたりした場合には、当初想定していたオペレーティング・リースファンドの組成や当該ファンド持分等の販売ができなくなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) ゼネラルアビエーション事業に関するリスク

当社では、ゼネラルアビエーション事業において、ヘリコプターを含む小型航空機を投資家又は事業者へ販売又は賃貸するため、これらの資産を取得し、「販売用航空機等」又は「賃貸資産」として貸借対照表に計上しております。当該資産は、原則として取得後短期間で投資家へ譲渡、又は一定の賃貸期間を経て譲渡することを想定しておりますが、取得後に当該資産の価格に変動が生じたり、経済状況が著しく変化した場合には、当該資産の譲渡が困難となり、評価損を計上するなど、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制に関するリスク

① 金融商品取引法等

匿名組合契約及び任意組合契約に基づくファンド持分等取り扱いは、みなし有価証券（金融商品取引法第2条第2項）に該当し、私募の取扱いや売買により投資家に譲渡するためには、金融商品取引法及び金融サービスの提供に関する法律等の規制を遵守するとともに、第二種金融商品取引業（金融商品取引法第29条）の登録が必要となります。法定の要件（金融商品取引法第52条）に該当した場合、当社に対し、登録取消しがされ、又は業務停止等が命じられることがあります。当社は、ファンド事業を遂行するにあたり、各法令等について、関連する社内規程の制定及び社員教育の徹底、弁護士等外部専門家の活用など、法令、コンプライアンスを遵守するための体制構築をしており、本書提出日現在において、かかる登録取消し又は業務停止の事由に該当する事実はないと認識しております。今後、当社が何らかの事由により登録取消し又は業務停止等の行政処分等を受けた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 税務その他関連する法令

当社が取り扱うオペレーティング・リースファンドは、現行の税務、会計その他当該商品に関する法令等に基づき組成を行っております。当社は、ファンド組成時に、税理士、弁護士他、事業に関する専門家から意見書を取得し、関連する法令等の内容及びその法解釈について必要な検証を行っております。しかしながら、将来、当該法令等が改正される、若しくは新たに制定されることにより課税の取扱いに変更が生じる場合等、当該ファンドに対する投資家の投資意欲が低下して、当初想定していたファンド持分等の販売ができなくなり、当社が受け取る手数料等が減少することとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 金融市場及び世界経済の混乱によるリスク

金融市場の信用収縮や世界的な景気後退、大規模自然災害等の発生により金融市場や世界経済に混乱をきたす事象が生じた場合には、オペレーティング・リースファンドの組成やファンド持分等の販売が困難となる可能性があります。また、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、近時、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が発生し、ウクライナ情勢をめぐる地政学的リスクが顕在化しましたが、当社が取り扱うオペレーティング・リースファンドについては、現時点において、ロシア及びウクライナ向けの取引はなく、直接的な影響はございません。しかしながら、欧米を中心としたロシア連邦への経済制裁に日本も参加する状況となるなど世界情勢が変動しつつあり、企業の経済活動が制約されるおそれがあるほか、今後、それらが金融市場及び世界経済に対して影響を及ぼす可能性があります。結果として当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達に関するリスク

当社は、オペレーティング・リースファンドの組成資金や運転資金の一部を金融機関からの借入金によって調達しておりますが、経済状況の悪化等何らかの理由により、借入ができなくなった場合には、ファンドの組成が困難となる可能性があります。当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 財務制限条項に関するリスク

当社は、ファンド事業における機動的な案件組成資金の調達のため、金融機関とコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約には財務制限条項が付されているものがあり、当社の業績が悪化したこと等により財務制限条項に抵触した場合には、借入返済について期限の利益を喪失する可能性があります。当社の資金繰り等が悪化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当連結会計年度末における資金調達枠の総額及び財務制限条項の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結貸借対照表関係)」をご参照ください。

(7) 連結の範囲に関するリスク

当社が組成するオペレーティング・リースファンドの多くは、匿名組合契約を用いたストラクチャーによっており、当該組成案件の匿名組合の営業者として利用するSPCについては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第1項第2号に基づき、連結の範囲に含めることで利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある子会社と判断し、連結の範囲から除外しております。

今後、SPCやストラクチャーに利用する他の事業組合について、連結の範囲に関する会計基準が改正された場合や何らかの事由によりファンド持分等の売却が困難となった場合には、当社グループの連結の範囲に変更が生じ、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 固定資産の減損損失計上のリスク

当社は、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しており、当社グループが保有する航空機等の固定資産の時価が著しく下落した場合や収益性が悪化した場合には減損損失を計上することとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 訴訟等に関するリスク

当社は、ファンド事業に関わる投資家や紹介者などの取引先等より法的手続等を受ける可能性があります。万一、取引先等から訴訟を提起され当社に不利な結果になった場合や訴訟内容に起因する社会的信用の低下が生じた場合には、当社グループの経営成績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 情報漏洩に関するリスク

当社は、オペレーティング・リースファンドを組成し、投資家に対して当該ファンド持分等を販売しており、投資家及び借り手（レシー）（投資家とあわせて、以下「顧客」という。）の機密情報及び秘匿性の高い情報（以下「機密情報等」という。）を取り扱っております。そのため、顧客から入手した機密情報等が漏洩することがないように、情報セキュリティに関する社内規程や個人情報保護関連の規程・規則を整備、運用・モニタリングするとともに、役職員への継続的な研修等を通じて、情報管理の徹底を図っております。しかしながら、機密情報等の紛失・漏洩・不正利用及び外部からの不正アクセス等不測の事態によって、重大な情報漏洩等が発生した場合、損害賠償の支払いや当社グループへの信頼の失墜等により事業活動に支障が生ずることとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材の確保及び育成に関するリスク

当社は、ファンド事業の拡大に伴い、優れた人材の確保・育成が重要な課題であると考えており、積極的に人材の採用及び育成を進めております。当社の事業においては、高度な専門性が要求されることから、優秀な人材の確保及び育成が計画どおりに進捗しない場合には、事業の拡大が困難となり、当社グループの経営成績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(12) S B I グループとの関係について

① S B I ホールディングス株式会社との関係等

当社の親会社であるS B I ホールディングス株式会社は、本書提出日現在、当社発行済株式総数の95.6%を保有しており、当社株式上場時においても、総議決権数の過半を保有することとなります。そのため、当社役員を選任・解任、他社との合併等の組織再編、定款の変更や剰余金の処分等の当社の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。当社は、取締役6名のうち2名を独立社外取締役とし、監査役3名のうち2名を社外監査役（うち1名は独立社外監査役）とするなど、社外役員の前向きな登用により独立性の担保を図っておりますが、その場合においても株主総会の承認を必要とする事項についてS B I ホールディングス株式会社が影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は事業戦略の策定、ビジネス判断等経営上の意思決定は自ら行っており、親会社による事前承認事項はありませんが、S B I ホールディングス株式会社が決定したS B I グループ企業としての全体的な事業戦略を勘案した方針が、直接又は間接を問わず当社の事業戦略等に影響を与える可能性があります。また、S B I ホールディングス株式会社及び他のS B I グループ企業に起因して生じた財務内容、信用状況、業績等に関するマイナスイメージ等について、当社も同一視され、レピュテーションリスクが生じるおそれがあり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社が株式の上場を行うこととした目的は以下の通りです。当社の企業価値向上のためには資金調達力の強化、自己資本の充実、知名度、信用力の強化が必要不可欠であると考えており、当社株式の上場はこれらの課題解決に資するものと判断しております。また同時にS B I ホールディングス株式会社の有するネットワーク、知名度は当社ビジネスの拡大に有益であり、当社が上場企業として経営の独立性を維持しながら企業価値の向上を実現するために親会社を有する形での上場を選択しております。

② 「S B I」の商標使用について

当社は、S B I ホールディングス株式会社から商標使用の承諾を得て「S B I」の名称を使用しております。

当社が、S B I ホールディングス株式会社の子会社・関連会社等でなくなった場合等には、「S B I」の商標を使用できない、又は使用条件が変更され若しくは制限を受ける可能性があります。この場合には、当社グループの経営成績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

③ SBIグループ企業との取引について

当社は、2022年3月期において以下のSBIグループ企業を主な取引先として取引を行っておりますが、SBIアセットマネジメント株式会社（以下「SBIAM」という。）との間において投資一任契約を締結し、SBIAMに対して当社の運用中ファンドにかかるアセットマネジメント業務を委託しております。当社が組成を行うファンドの中には、金融商品取引法上、運営者（業務執行者）が投資一任業者であることが要件とされるものがあり、現在はSBIAMにアセットマネジメント業務を委託しておりますが、同取引については、当社が投資一任業者登録を行うことにより解消していく方針です。解消時期については未定ではありますが、年度内に投資一任登録を行い、その後1年程度をかけて解消していくこととしております。

SBIグループ企業との主な取引

会社名	取引内容	取引金額 (百万円)	取引条件の決定方法
SBIホールディングス株式会社	システムのライセンス取引や人事関係にかかる業務等	94	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。
SBIマネープラザ株式会社	投資家候補先の紹介	180	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。
SBIビジネス・ソリューションズ株式会社	経理システムのライセンス取引等	9	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。
SBIリクディティマーケット株式会社	ファンド事業にかかる為替予約取引等	1	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。
SBIアセットマネジメント株式会社	運用中のファンドにかかるアセットマネジメント業務等	4	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。

SBIグループ企業の各社との取引にあたり、一般株主との利益相反関係が発生するリスクを踏まえ、取引の適正を確保するため「関連当事者取引管理規程」に関連当事者取引に関する手続きを定めるとともに、当社の取締役会において取引の合理性（必要性）や取引条件の妥当性等の事項を審議の上、承認を得ることとしております。

④ 昭和リース株式会社との関係について

昭和リース株式会社は、SBIホールディングス株式会社の連結子会社である株式会社新生銀行の100%子会社です。

同社は総合リース事業者としてファイナンス・リース取引及び割賦販売取引を主たるビジネスとして展開しており、オペレーティング・リースファンドの組成、投資家へのファンド持分等の販売を専業としている当社とは事業の展開方針が異なりますが、事業の一環としてオペレーティング・リースファンドの組成、投資家へのファンド持分等の販売も行っております。

当社及び昭和リース株式会社は自らの経営判断に基づき事業戦略等を決定しており、その結果、オペレーティング・リース事業における案件の獲得（リース物件の仕入等）や投資家へのファンド持分等の販売等において競合する可能性があります。

⑤ SBIグループ企業との人的関係について

本書提出日現在、SBIアセットマネジメント株式会社のオペレーティング・リース業務の遂行のため、当社の取締役副社長である階戸雅博はじめ3名が同社を兼務しております。また、当社の監査役である田中孝広は、SBIホールディングス株式会社が親会社としての子会社管理の一環として監査役を派遣しているものであります。なお、本書提出日現在、上記のほか、当社グループにおいて、SBIホールディングス株式会社から2名の出向者を受け入れておりますが、いずれも当社グループの重要な役職に就いておりません。

(13) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。当社は、成長過程にあり内部留保が十分ではないことから、2017年の創業以来配当を行っておりませんでした。今後は収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、継続的かつ成長に応じた利益還元を実施する方針であります。

しかしながら、事業環境、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況により、配当を実施できない可能性があります。

(14) 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に関するリスク

当社では、新型コロナウイルス感染症の影響について、変異株の発生やワクチン接種の普及状況等不確実性も高く、当面留意を要する状況が続くものと認識しております。よって、今後の動向次第では、「(4) 金融市場及び世界経済の混乱によるリスク」の他、「(1) ファンド事業におけるリスク ① 借り手 (レシー) の業績悪化の影響を受けるリスク ② リース物件の売却価格の変動リスク ③ 匿名組合出資持分等の在庫に関するリスク」に記載したリスクがそれぞれ顕在化する可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態の状況

第5期連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は28,036百万円となり、前連結会計年度末に比べ7,496百万円増加しました。これは主に現金及び預金が3,229百万円、商品出資金が7,889百万円増加した一方で、販売用航空機等が3,706百万円減少したことによるものです。商品出資金は船舶案件を中心とした組成を積極的に進めたことにより増加、販売用航空機等は期中の販売が順調に推移し期末在庫が1機のみとなったため減少しました。

固定資産は1,759百万円となり、前連結会計年度末に比べ18,554百万円減少しました。これは主に賃貸航空機の売却により賃貸資産が18,635百万円減少したことによるものです。

この結果、総資産は29,795百万円となり、前連結会計年度末に比べ11,058百万円減少いたしました。

（負債）

当連結会計年度末における流動負債は16,478百万円となり、前連結会計年度末に比べ6,700百万円減少しました。これは主に短期借入金が3,690百万円、1年内返済予定の長期ノンリコースローンが3,282百万円減少したことによるものです。短期借入金は資金余力等で返済を進めたことにより、また、1年内返済予定の長期ノンリコースローンは返済により減少しました。

固定負債は157百万円となり、前連結会計年度末に比べ15,132百万円減少しました。これは主に長期ノンリコースローンが返済により15,242百万円減少したことによるものです。

この結果、負債合計は16,636百万円となり、前連結会計年度末に比べ21,833百万円減少いたしました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は13,158百万円となり、前連結会計年度末に比べ10,775百万円増加しました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益10,363百万円によるものです。

第6期第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

（資産）

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は14,785百万円となり、前連結会計年度末に比べ13,250百万円減少いたしました。これは主に現金及び預金が5,195百万円増加しましたが、商品出資金が11,526百万円、販売用航空機等が6,674百万円それぞれ減少したことによるものであります。商品出資金は船舶案件を中心に販売が好調に推移したこと、また、販売用航空機等は航空機の販売により減少しております。

固定資産は1,944百万円となり、前連結会計年度末に比べ185百万円増加いたしました。これは主に繰延税金資産が207百万円増加したことによるものであります。繰延税金資産はファンド事業の投資利益に係る相殺表示前の繰延税金負債が減少したことにより増加しております。

この結果、総資産は16,729百万円となり、前連結会計年度末に比べ13,065百万円減少いたしました。

（負債）

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は2,521百万円となり、前連結会計年度末に比べ13,957百万円減少いたしました。これは主に短期借入金が14,119百万円減少したことによるものであります。短期借入金は商品出資金や航空機の販売代金入金により返済を行いました。

固定負債は27百万円となり、前連結会計年度末に比べ130百万円減少しました。これは主に繰延税金負債が130百万円減少したことによるものであります。繰延税金負債はファンド事業の投資利益に係る将来加算一時差異が減少したことにより減少しております。

この結果、負債合計は2,548百万円となり、前連結会計年度末に比べ14,087百万円減少いたしました。

（純資産）

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は14,180百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,022百万円増加いたしました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純利益728百万円の計上による利益剰余金の増加によるものであります。

②経営成績の状況

第5期連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制限や個人消費の低迷により先行き不透明な状況が続いたものの、新型コロナウイルスワクチン接種の進展に伴う感染者数の減少や行動規制の緩和等により、年末年始の旅客需要が大幅に回復するなど、低迷していた経済活動や消費活動に再開の兆しが見られました。

一方、世界経済においては、ウィズコロナとして経済活動とコロナ対策の両立を政策として進める欧米各国を中心に、パンデミック前の成長トレンドへの回復が期待されておりましたが、新たな変異株の出現による感染の再拡大やウクライナ情勢による原油価格の高騰など、確実な経済回復については依然不透明な状況が続いております。

当社グループにおきましては、「顧客中心主義」のもと、航空機、船舶等の価値ある資産を対象に、投資家に魅力あるリース事業への投資機会を提供してまいりました。当連結会計年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症並びにウクライナ情勢等の当社グループ事業への影響を注視しつつも、新規のファンド組成においては、政府の支援姿勢が明確な航空会社のほか、コロナ禍においても財務基盤が安定しているデルタ航空やルフトハンザ航空等大手航空会社、SFLコーポレーション（転用船者：A.P.モラー・マースク）等海運会社を中心に商品の組成・販売に取り組みました。

また、ファンド販売においては、地域金融機関、証券会社、税理士及び会計士等のビジネスマッチング契約パートナーの新規開拓、関係深化に努めることで、投資家紹介件数の拡大を図るとともに、リース料収入による安定収益が期待できるオペレーティング・リース商品（JOL）の本格的な展開を図った結果、航空機への実物資産投資を行う新たな投資家層の開拓に繋がり、商品出資金等販売額は56,002百万円と前連結会計年度を大幅に上回る形で推移いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高29,556百万円（前連結会計年度比17,557百万円の増加）、営業利益3,280百万円（前連結会計年度比2,884百万円の増加）、経常利益2,813百万円（前連結会計年度は経常損失671百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、賃貸資産等売却益を特別利益に計上したことにより10,363百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失7,646百万円）となりました。

特別利益に計上した賃貸資産等売却益についての詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項（連結損益計算書関係）」に記載しております。

なお、当社グループはオペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第6期第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限の緩和により経済活動や消費活動に回復の兆しが見られましたが、ウクライナ情勢の長期化等を起因とする原油価格や資源価格の上昇、急速な円安の進行などにより依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループにおきましては、「100年企業への挑戦」を経営理念とし、投資家、パートナー、借り手（レシー）とともに100年企業を目指すべく航空機、船舶等の価値ある資産を対象に、魅力あるリース事業への投資機会を提供してまいりました。当第1四半期連結累計期間においても、引き続き新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の当社グループの事業への影響を注視しながら、政府の支援姿勢が明確な欧米主要先進国の大手航空会社や、財務基盤が安定している航空会社、海運会社等を選定し商品の組成・販売を行いました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高9,511百万円、営業利益1,239百万円、経常利益1,224百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益728百万円となりました。

なお、当社グループはオペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

③キャッシュ・フローの状況

第5期連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて3,229百万円増加し、8,614百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは772百万円の支出超過（前連結会計年度は2,746百万円の収入超過）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益10,627百万円（前連結会計年度は税金等調整前当期純損失6,402百万円）の計上等の収入超過要因あった一方で、棚卸資産の増加額4,182百万円（前連結会計年度は棚卸資産の減少額2,027百万円）、有形固定資産売却益7,820百万円（前連結会計年度は有形固定資産売却損682百万円）等の支出超過要因があったためです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、26,082百万円の収入超過（前連結会計年度は7,788百万円の収入超過）となりました。これは主に、有形固定資産の売却による収入26,214百万円（前連結会計年度は7,399百万円）が収入超過要因となったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、22,198百万円の支出超過（前連結会計年度は11,407百万円の支出超過）となりました。これは主に、短期借入金の減少額3,690百万円（前連結会計年度は21,407百万円）、長期ノンリコースローンの返済18,525百万円（前連結会計年度は該当なし）が支出超過要因となったことによるものです。

④組成及び販売の実績

当社グループはオペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、事業別に記載しております。

a. 組成実績

当社グループの売上高の大半を占めるファンド事業における組成金額は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	前年同期比 (%)
JOL商品組成金額 (百万円)	18,490	106.3
JOL商品組成件数 (件)	4	80.0
JOLCO商品組成金額 (百万円)	138,644	987.6
JOLCO商品組成件数 (件)	16	800.0

- (注) 1. JOL商品とはJapanese Operating Leaseを略したもので、購入選択権がない日本型オペレーティング・リースを指します。リース契約期間が満了し、リース物件の売却によって得た損益を投資家に分配した時点で投資が完了する商品です。
2. JOLCO商品とはJapanese Operating Lease with call optionを略したもので、購入選択権付日本型オペレーティング・リースを指します。具体的には、借り手（レシー）がリース契約期間の途中でリース物件を購入できるという選択権（オプション）が付与された日本型オペレーティング・リースの一種であります。借り手（レシー）が購入選択権を行使した場合、その時点で投資が完了する可能性があり、購入選択権が行使されない場合はJOLと同様にリース物件の売却によって投資が完了する商品です。
3. 「ファンド事業における組成金額」とは、当連結会計年度中に組成したオペレーティング・リースファンドにおけるSPCの借入金額と匿名組合出資金額の合計額もしくはリース物件取得相当額であります。

b. 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業別に示すと、以下のとおりであります。

事業の名称	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	前年同期比 (%)
ファンド事業 (百万円)	28,899	263.3
JOL商品	25,502	314.6
JOLCO商品	3,397	118.4
ゼネラルアビエーション事業 (百万円)	656	64.3
合計	29,556	246.3

(注) 1. 当連結会計年度において、販売実績に著しい変動がありました。これは、ファンド事業におけるJOL商品の販売件数の増加により販売実績が伸長したことによるものであります。

2. 最近2連結会計年度及び第6期第1四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		第6期第1四半期 連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
LS-Aviation DAL2 事業組合	3,948	32.9	7	0.0	2	0.0
LS-Aviation DAL1 事業組合	3,810	31.8	7	0.0	2	0.0
LS-Aviation DAL6 事業組合	—	—	4,472	15.1	2	0.0
LS-Aviation DAL8 事業組合	—	—	4,402	14.9	2	0.0
LS-Aviation DAL7 事業組合	—	—	4,306	14.6	2	0.0
LS-Aviation DAL3 事業組合	—	—	3,954	13.4	2	0.0
LS-Aviation DAL4 事業組合	—	—	3,917	13.3	1	0.0
LS-Aviation DAL5 事業組合	—	—	3,912	13.2	2	0.0
LS-ALK1 事業組合	—	—	—	—	7,722	81.2

なお、ファンド事業において当社が販売した出資金等の販売金額は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	前年同期比 (%)
出資金等販売金額 (百万円)	56,002	254.0

(注) 出資金等販売金額は、オペレーティング・リースファンドにおける匿名組合投資家出資金額もしくは任意組合投資家出資金額であります。

(参考情報)

投資情報としての有用性の観点から、参考情報として第1期から第5期（当連結会計年度）までのファンド事業における組成金額および出資金等販売金額をリース対象資産別に下記に記載しております。また、ビジネスマッチング契約パートナー数についても記載しております。

組成金額（百万円）	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期 (当連結会計年度)	計
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	
航空機（JOL商品）	—	—	—	17,389	18,490	35,880
航空機（JOLCO商品）	6,050	65,159	126,761	7,050	76,162	281,184
船舶・コンテナ (JOLCO商品)	—	24,357	11,126	6,988	62,482	104,955
合計	6,050	89,516	137,887	31,428	157,135	422,019

出資金等販売金額 (百万円)	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期 (当連結会計年度)	計
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	
航空機（JOL商品）	—	—	—	7,795	25,056	32,852
航空機（JOLCO商品）	700	5,513	18,607	9,540	20,235	54,597
船舶・コンテナ (JOLCO商品)	4,599	2,132	5,166	4,708	10,711	27,318
合計	5,299	7,645	23,774	22,044	56,002	114,767

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期 (当連結会計年度)
ビジネスマッチング 契約パートナー数 累計（期末時点）	1	8	91	123	179

(注) ビジネスマッチング契約パートナーは、地方銀行や税理士・会計士事務所など投資家紹介の契約締結先であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」に記載のとおりです。

b. 経営成績の状況

第5期連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（売上高）

当連結会計年度の売上高は29,556百万円（前連結会計年度比17,557百万円の増加）となりました。これは主としてJOL商品である航空機の売却機体数が4機増加し6機となったことによるものであり、詳細につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 ②経営成績の状況」に記載のとおりです。

（売上原価、売上総利益）

当連結会計年度の売上原価は24,017百万円（前連結会計年度比15,371百万円の増加）となりました。これは主としてJOL商品である航空機の売却売上増加にともない売却原価が15,548百万円増加したことによるものです。この結果、当連結会計年度の売上総利益は5,538百万円（前連結会計年度比2,186百万円の増加）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は2,258百万円（前連結会計年度比697百万円の減少）となりました。これは主として減価償却費が1,011百万円減少した一方で、人件費が144百万円、支払手数料が78百万円増加するなどしたことによるものです。減価償却費は前連結会計年度において賃貸資産にかかわる減損損失を計上したため減少しております。人件費は採用による従業員数が増加したため、また、支払手数料は商品出資金等の販売額増加にともない顧客紹介手数料が増加したことにより増加しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益は3,280百万円（前連結会計年度比2,884百万円の増加）となりました。

（営業外収益・営業外費用、経常利益）

当連結会計年度の営業外収益は225百万円（前連結会計年度比25百万円の増加）となりました。これは主として関係会社出資金投資利益が102百万円減少した一方で為替差益が124百万円増加したことによるものです。

営業外費用は692百万円（前連結会計年度比575百万円の減少）となりました。これは主として前連結会計年度に計上した関係会社出資金投資損失298百万円、商品出資金売却損215百万円および為替差損185百万円の計上がなくなったもしくは僅少であったことによるものです。

この結果、当連結会計年度の経常利益は2,813百万円（前連結会計年度は経常損失671百万円）となりました。

（特別利益・特別損失、法人税等合計、親会社株主に帰属する当期純利益）

当連結会計年度の特別利益は7,820百万円（前連結会計年度比7,820百万円の増加）となりました。これは賃貸資産等売却益7,820百万円を計上したことによるものであります。なお、前連結会計年度は特別利益の計上はありません。

特別損失は6百万円（前連結会計年度比5,724百万円の減少）となりました。これは主として前連結会計年度に計上した固定資産売却損682百万円や減損損失5,012百万円の計上がなくなったためです。

当連結会計年度の法人税等合計は264百万円（前連結会計年度は1,244百万円）となりました。

この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は10,363百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失7,646百万円）となりました。

第6期第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

（売上高）

当第1四半期連結累計期間における売上高は9,511百万円となりました。詳細につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 ②経営成績の状況」に記載のとおりです。

（売上原価、売上総利益）

当第1四半期連結累計期間における売上原価は7,562百万円となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間における売上総利益は、1,948百万円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当第1四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は708百万円となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間における営業利益は1,239百万円となりました。

(営業外収益・営業外費用、経常利益)

当第1四半期連結累計期間における営業外収益は78百万円、営業外費用は93百万円となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間における経常利益は1,224百万円となりました。

(特別利益・特別損失、法人税等合計、親会社株主に帰属する四半期純利益)

当第1四半期連結累計期間における特別利益及び特別損失の計上はありません。

当第1四半期連結累計期間における法人税等合計は496百万円となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間における親会社株主に帰属する四半期純利益は728百万円となりました。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

2022年3月期下期において次期(2023年3月期)の販売に向けた商品在庫を拡充したため、商品出資金残高は前連結会計年度(2021年3月期)より増加しておりますが、投資家の旺盛な需要等により、当連結会計年度末までに販売を完了した商品の在庫期間(商品組成日から投資家への販売完了までの期間)については前連結会計年度

(2021年3月期)の約7.9ヶ月から当連結会計年度(2022年3月期)は約3.8ヶ月と大幅に短縮しており、資金効率は向上しているものと認識しております。

当社グループは、案件組成や当社グループが収受する各種手数料等といった営業活動のほか、ファンド事業やゼネラルアドバイザリー事業の運転資金(投資家への販売までの間、資金負担が必要な航空機等購入代金や商品出資金の立替出資等)の効率的な調達を行うため、コミットメントライン等の融資枠による金融機関からの借入による財務活動を行っており、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保しております。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

コミットメントライン及び当座貸越極度額の総額	54,450百万円
借入実行残高	15,119百万円
差引計	39,330百万円

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額ならびに開示に影響を及ぼす見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りを行うにあたり、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる結果をもたらす場合があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

④経営成績に重要な影響を及ぼす要因について

「2 事業等のリスク」に記載したとおり、外部環境、事業内容、組織体制等の様々なリスク要因が経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があるものと認識しております。そのため、当社は常に業界の動向を注視しつつ、優秀な人材の確保と適切な教育を実施するとともに、内部管理体制の強化と整備を進めることで、経営成績に重要な影響を及ぼすリスク要因に適切な対応を図ってまいります。

⑤経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析について

当社グループの経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、経常利益であります。また、この経営指標に影響する商品出資金等販売金額並びに商品組成金額を重視しており、その金額推移を継続的に管理することで経常利益額の想定や営業活動における新たな施策の立案を行っております。

なお、商品出資金等販売金額並びに商品組成金額の推移実績については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ④組成及び販売の実績」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) コミットメントライン契約等の締結

当社グループは、主にファンド事業及びゼネラルアビエーション事業における案件組成資金を効率的に調達するため、金融機関とコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (連結貸借対照表関係)」に記載しております。

(2) 商号・商標使用許諾契約

当社は、SBIホールディングス株式会社が保有する商標「SBI(ロゴマークを含む)」及び「SBIグループ」「SBI Group」「SBIリーシングサービス」「SBI Leasing Services」につき、同社から使用許諾を得ております。なお、当社がSBIホールディングス株式会社の子会社もしくは関連会社でなくなった場合には、当該使用許諾契約は失効します。

(3) 業務提携

当社は、航空機にかかるオペレーティング・リース事業について、アイルランドの独立系航空機アセットマネージャーであるABL Aviation(代表者 Ali Ben Lmadani、以下「ABL」という。)と2018年11月から期間を5年とする業務提携契約を締結しております(その後5年単位での自動更新)。本業務提携に基づき、ABLは自社のリソースを活用し、案件ソーシング業務、リース管理業務等を行っております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第5期連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社グループでは、事業拠点として必要な施設の拡充及び維持更新を中心に67百万円の設備投資を実施しました。設備投資の金額にはオペレーティング・リース事業における賃貸資産を含めておりません。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社グループはオペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第6期第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

当第1四半期連結累計期間において実施した設備投資はありません。また、重要な設備の除却、売却等もありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

提出会社

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物附属設備 (百万円)	工具、器具及び 備品 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都港区)	本社設備	62	3	66	27 (23)
大阪支店 (大阪市北区)	業務施設	3	0	3	2 (3)
福岡支店 (福岡市博多区)	業務施設	—	1	1	1 (2)

(注) 1. 建物は賃借物件であり、年間賃借料は本社64百万円、大阪支店10百万円、福岡支店3百万円であります。

2. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社等からの派遣社員を含む。）は（ ）外数で記載しております。

3. 当社グループはオペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（2022年8月31日現在）

重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,000,000
計	28,000,000

(注) 2022年6月27日開催の取締役会決議により、2022年7月22日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は27,860,000株増加し、28,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,096,800	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	7,096,800	—	—

(注) 1. 2022年6月27日開催の取締役会決議により、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は7,061,316株増加し、7,096,800株となっております。
2. 2022年6月27日開催の取締役会決議により、2022年7月22日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2021年12月24日	2021年12月24日	2021年12月24日
付与対象者の区分及び人数(名) (注) 1.	当社取締役 5 (社外取締役を除く) 当社執行役員 3 (取締役を除く)	当社使用人 11 (部店長) (注) 12.	当社使用人 33 (その他従業員)
新株予約権の数(個) ※	797 [797] (注) 2.	370 [332] (注) 2.	531 [531] (注) 2.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 797 [159,400] (注) 2.	普通株式 370 [66,400] (注) 2.	普通株式 531 [106,200] (注) 2.
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	450,000 [2,250] (注) 3.	450,000 [2,250] (注) 3.	450,000 [2,250] (注) 3.
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年7月1日 至 2028年6月30日	自 2024年7月1日 至 2028年6月30日	自 2024年7月1日 至 2028年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 472,000 [2,360] 資本組入額 236,000 [1,180]	発行価格 450,000 [2,250] 資本組入額 225,000 [1,125]	発行価格 450,000 [2,250] 資本組入額 225,000 [1,125]
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4. ~ 8.	(注) 4. ~ 8.	(注) 5. ~ 8.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 10.		

※ 最近事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。
2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は 1 株、提出日の前月末現在は 200 株あります。
- ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
4. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2023年 3 月期及び 2024年 3 月期の当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書、以下同様）に記載された経常利益の合計値が、7,000 百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における経常利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切でないことと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前経常利益をもって判定するものとする。
5. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関連会社の取締役、監査役または従業員の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役が認めた場合は、この限りでない。
6. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
7. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
8. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
9. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の決議を要しない場合には取締役会決議）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上表に記載の「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
10. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表に記載の「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表に記載の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上表に記載の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
(注) 9. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 11. 2022年6月27日開催の取締役会決議により、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 12. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在における第2回新株予約権の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人10名となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2017年4月3日 (注) 1.	1,000	1,000	50	50	—	—
2017年7月28日 (注) 2.	10,000	11,000	250	300	250	250
2018年3月16日 (注) 3.	—	11,000	△200	100	—	250
2019年3月31日 (注) 4.	828	11,828	—	100	—	250
2020年7月30日 (注) 5.	11,828	23,656	2,500	2,600	2,500	2,750
2021年3月31日 (注) 6.	11,828	35,484	2,500	5,100	2,500	5,250
2021年3月31日 (注) 7.	—	35,484	△5,000	100	△5,150	100
2022年7月22日 (注) 8.	7,061,316	7,096,800	—	100	—	100

(注) 1. 設立

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先 S B I ファイナンシャルサービスズ株式会社

2. 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

割当先 S B I ファイナンシャルサービスズ株式会社

3. 2018年2月1日に開催された臨時株主総会の決議により無償減資を行い、2018年3月16日に資本金が200百万円（減資割合66.7%）減少し、資本剰余金のその他資本剰余金が200百万円増加しております。

4. 株式会社オートパンサーの航空機事業を承継する吸収分割の対価として普通株式を発行し、発行済株式総数が828株増加、資本剰余金のその他資本剰余金が245百万円増加しております。

5. 有償第三者割当

発行価格 422,726円

資本組入額 211,363円

割当先 S B I ファイナンシャルサービスズ株式会社

6. 有償第三者割当

発行価格 422,726円

資本組入額 211,363円

割当先 S B I ホールディングス株式会社

7. 2021年2月19日に開催された臨時株主総会の決議により無償減資を行い、2021年3月31日に資本金5,000百万円（減資割合98.0%）及び資本準備金5,150百万円（減資割合98.1%）がそれぞれ減少し、資本剰余金のその他資本剰余金が10,150百万円増加しております。

8. 2022年6月27日開催の取締役会決議により、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は7,061,316株増加し、7,096,800株となっております。

(4) 【所有者別状況】

2022年8月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	6	—	—	1	7	—
所有株式数（単元）	—	—	—	70,618	—	—	350	70,968	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	99.51	—	—	0.49	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年8月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 7,096,800	70,968	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	7,096,800	—	—
総株主の議決権	—	70,968	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当事業年度につきましては、将来の事業展開と経営体質を強化し必要な内部留保を確保するため配当を実施していませんが、株主に対する利益還元は経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、継続的かつ成長に応じた利益還元を実施する方針であります。

また、内部留保資金につきましては、財務基盤の拡充や業績向上への人的投資のために優先的に充当し、事業基盤の確立・強化を図っていく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。

また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

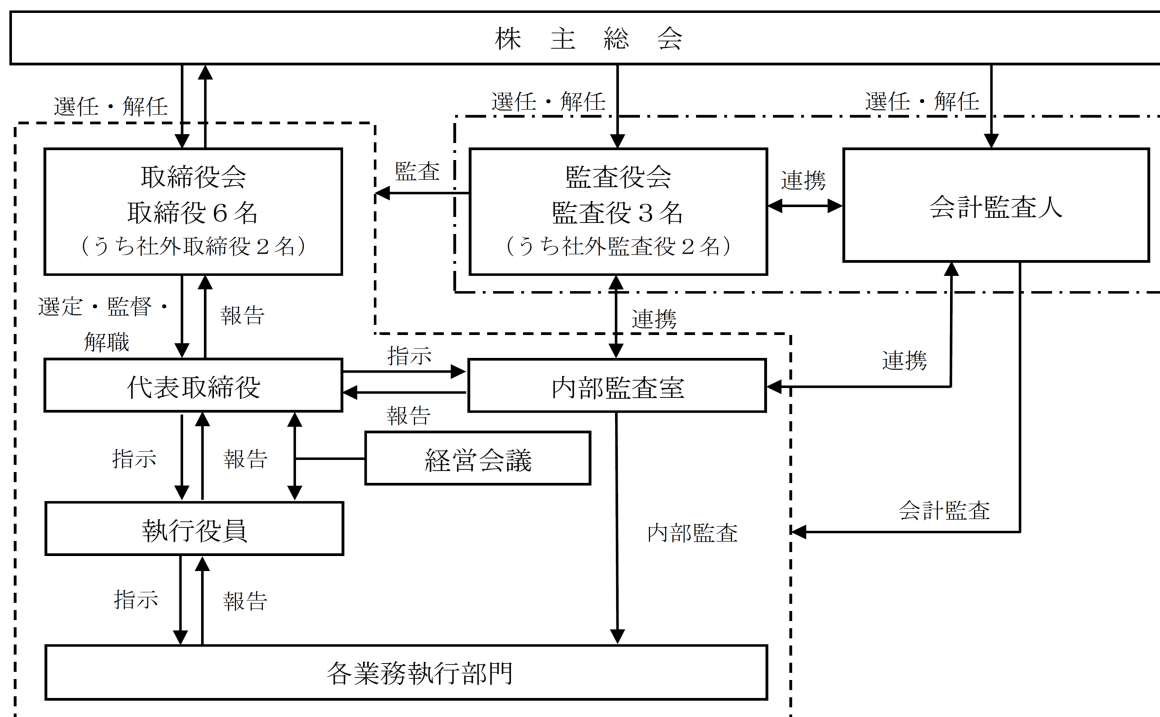
当社は、「100年企業への挑戦」という経営理念を掲げて、航空会社、海運会社等の設備投資ニーズと中小企業の経営課題の解決に貢献し、新たな商品の開発やサービスの拡大を推進するため、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化による経営の健全性と透明性を確保し、コンプライアンスを重視した経営に努めております。

なお、当社の主要株主であるSBIホールディングス株式会社は、当社の親会社に該当しており、当社は、支配株主との取引等を行う際における一般株主の保護の方策に関する指針として、支配株主を含む関連当事者との取引条件等におきましては、「関連当事者取引管理規程」に基づき、関連当事者以外の会社と取引を行う場合と同様に、取引条件や市場価格を見ながら合理的に決定し、その可否、条件等につき、取締役会において、一般株主の権利を不当に害することのないよう十分に検討した上で、当該取引を実施する方針としております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会及び監査役会設置会社であり、また、執行役員制度を導入しており、執行役員社長を含めた取締役を兼務する3名と取締役の兼務がない取締役に並ぶ専門性や識見を有する執行役員5名をその任に就かせております。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関する機関は、以下のとおりであります。



(a) 取締役会

取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しており、当社の取締役会は、本書提出日現在、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成されており、社外取締役2名を株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。取締役会は、原則として月1回の定例取締役会や四半期に1回の決算承認を主目的とする取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。

また、独立社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監督を行っており、他の取締役にによる業務執行を監督することに加え、支配株主である親会社との利益相反を生じないよう監視し、企業価値及び一般株主の利益を確保することをその役割の一つとしております。

役職名	氏名	議長
代表取締役 執行役員社長	久保田 光男	○
取締役 執行役員副社長	階戸 雅博	
取締役 執行役員	吉原 寛	
取締役	真鍋 修平	
社外取締役	栗野 公一郎	
社外取締役	西堀 耕二	

(b) 経営会議

当社は、取締役会の決議事項とされているものを除く会社経営に関する主要な事項について、円滑な経営の遂行を図るために、原則として月1回の定例経営会議のほか、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議は、常勤の取締役及び取締役が指定する執行役員で構成されております。

役職名	氏名	議長
代表取締役 執行役員社長	久保田 光男	○
取締役 執行役員副社長	階戸 雅博	
取締役 執行役員	吉原 寛	
取締役	真鍋 修平	
執行役員	吉賀 貴弘	
執行役員	須田 淳	
執行役員	中村 圭造	
執行役員	川崎 聡	
執行役員	瀬畑 史郎	

(c) 監査役及び監査役会

監査役は、取締役会以外にも重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、本書提出日現在、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、社外監査役である青木泰岳氏を株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。監査役会は、原則として3ヶ月に1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査責任者及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

役職名	氏名	議長
常勤監査役（社外）	松下 俊一	○
非常勤監査役	田中 孝広	
非常勤監査役（社外）	青木 泰岳	

(d) 内部監査室

当社は、代表取締役直轄の内部監査室（1名）を設置し、監査役と連携を図り、内部監査を実施しております。また、内部監査計画に基づき、会社全体の監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、被監査部門の改善指導・改善状況を確認し、内部監査の実効性の向上に努めております。

(e) 会計監査人

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会計監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

b. 当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社を採用しております。この体制により、経営の意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監督機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効く体制であると考えております。

取締役6名のうち2名（全取締役の3分の1）を独立社外取締役として、監査役3名のうち2名（全監査役の3分の2）を社外監査役として選任しております。取締役会においては、独立性の高い社外取締役による外部視点を導入することで、経営監督機能の強化を図り、また、社外監査役は、取締役会及び経営陣に対して独立した立場で積極的に意見を述べており、実効性の高い監査役会を構築しております。

なお、独立社外取締役につき、現時点では、当社規模等を考慮し全取締役の3分の1を維持するよう努めております。独立性の基準及び選任の方針につきましては、現時点では、株式会社東京証券取引所の定める独立性に関する基準等を参考にし、上記の役割を担うことができる人物であるかどうかについて検討を行った上で選任しております。

上記に加え、独立社外取締役による独立した意思決定を担保するため、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会等の設置を検討しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社は、当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制を整備・推進するにあたり、会社法に基づく内部統制システム構築に関する基本方針について、取締役会において以下のとおり決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役員に徹底させるものとする。
- (2) 当社は、コンプライアンス規程を制定し、役員は法令・定款及び経営理念を遵守した行動をとらなければならない旨を明記する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス担当役員を定め、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせる。
- (3) 当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置する。内部監査部門は、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を定期的に監視、検証し、その結果が取締役会に報告されるほか、監査役にも定期的に報告される。
- (4) 当社は、コンプライアンス上の問題を発見した場合における、通報者の保護が図られた適切な内部通報制度を整備し、情報収集に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役会、経営会議及び稟議に係る文書等、取締役の職務執行に係る文書又はその他の情報を、文書保存管理規程に基づき適切に保管・管理する。
- (2) 当社は、取締役又は監査役の要請があるときは、これを閲覧に供する体制を確保する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理規程等を制定し、業務に関するリスク情報の収集と分析を行って、経営上の様々なリスクを総合的に管理するリスク管理体制を構築する。
- (2) 当社は、リスク管理部門を設置し、同部門は、内在する各種リスクの測定・モニタリングを行って取締役会に定期的に報告する。
- (3) 当社は、危機事態への対応に関する基本方針を定め、不測の事態に備える体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会において、会社の重要な方針を決定し、また組織の職務分掌を定め、職務の執行を行わせる。
- (2) 職務執行については、業務分掌及び職務権限規程にて職務分掌を明確にする。

5. 当企業集団並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の所属する親会社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役員・社員に徹底させるものとする。
 - (2) 法令等を遵守し、当社及び子会社の内部統制の実効性を高める施策を実施する。
 - (3) 当社グループの重要な方針を制定し、子会社に周知する。
 - (4) 親会社のコンプライアンス行動規範に準拠し、業務運営を行う。
 - (5) 当社の事業活動又は役員・社員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合の社内及び当社グループ内の通報・相談窓口に関するルールを周知徹底する。
 - (6) 当社は、子会社の経営管理を行うことにより子会社の業務の適正を確保する。子会社の状況については、取締役会に報告を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役職務を補助するため、監査役の求めに応じて、使用人を置く。当該使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分については、監査役と事前に協議を行い、その意見を尊重するものとする。
7. 当企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社グループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時且つ的確に報告するものとする。また、取締役及び使用人は、監査役より当社グループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。

 - (1) 会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
 - (2) 経営に関する重要な事項
 - (3) 内部監査に関連する重要な事項
 - (4) 重大な法令・定款違反
 - (5) その他取締役及び使用人が重要と判断する事項
8. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、監査役の求めに応じて、取締役及び使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、当社グループの経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、監査役と内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。
 - (2) 当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、当社グループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。
 - (3) 当社は、監査役が職務を遂行可能とするために必要な費用については前払を含めてその支払いに応じる。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行うとともに、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。
10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、毅然として対応することを宣言するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図るなど、反社会的勢力排除に向けた体制の整備を推進するものとする。

b. 内部統制システムの運用状況

当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規程に基づき、各月定時開催するとともに必要に応じて臨時に開催しており、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。
- (2) 役職員にコンプライアンス規程の内容の周知を図り、webラーニングシステムにより、社員の教育を行い、役職員のコンプライアンス意識の向上を図っております。
- (3) 内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、内部管理態勢の有効性・適切性について、各部室店を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しております。
- (4) 内部通報制度については、外部の相談窓口(弁護士)を設けるなど、通報者の保護を図り、問題の早期発見と改善に努めています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務執行に係る情報を、取締役会の制定した文書保存管理規程に基づき適切に保管・管理しております。また、各取締役及び各監査役の要請に応じ、これを閲覧に供しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理担当役員を定めるとともにリスク管理部門を設置し、適切なリスク管理に努めております。また、経営危機が顕在化した場合には、危機対応に関する基本方針ならびにコンティンジェンシープランを策定し不測の事態に備える体制を整備しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、会社の重要な方針を決定し、また組織の職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にしております。機動的、効率的な意思決定プロセスを遂行する必要性から、経営に関する新たな会議体を構築するなど職務の執行の効率化を図っております。

5. 当企業集団並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス上の課題の把握及び解決に努めております。また、全役員・全社員による法令遵守及び倫理的行動の履行が極めて重要であると認識しており、その周知を図っております。
- (2) 当社親会社グループに関しては、親会社グループのコンプライアンス行動規範に従い業務の運営を行い、当社の事業活動及び役職員に法令違反の疑義がある行為については相談、協議を行っております。
- (3) 子会社の管理については、関係会社管理規程等に従い、子会社の業務の適正を確保するための体制を整えております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役の求めに応じて、使用人を置いております。当該使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分については、監査役と事前に協議を行い、その意見を尊重するものとしております。

7. 当企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況の報告を受けております。また、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人より説明を受けております。
- (2) 当社役職員は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況等の内容を報告しております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役や内部監査室と定期的もしくは随時、会合を実施し、意見交換を行っております。
- (2) 監査役の職務の執行について生ずる通常のコストは、監査役の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上しております。また、当社は、緊急又は臨時の監査費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、適切に処理を行っております。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行っております。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、毅然として対応することを宣言しております。また、反社会的勢力の事前排除に関し必要な事項を定め、体制を整備し健全な業務の遂行を確保し役職員の教育の強化をしております。

c. リスク管理体制の整備状況

当社では、リスク管理規程において基本方針を定めて、以下の組織体制により、当社グループにおいて想定されるリスクに的確に対応できるよう努めております。

(a) 取締役会

リスク管理方針に関する事項については、取締役会において審議決定を行っております。

(b) リスク管理担当役員

管理本部担当取締役をリスク管理担当役員として、リスク管理方針の立案・遂行を指示し、リスク状況の報告を受けて、その責任のもとにリスク管理体制を構築しております。リスク管理担当役員は、リスク管理の観点から重要事項を取締役会において報告しております。

(c) リスク管理部門

リスクマネジメント部は、リスク管理部門として当社のリスク管理全般に関する事項の検討・立案を行い、各部門のリスクの状況の収集・集計・分析、評価、測定を行っております。重要案件等については、リスク管理担当役員へ報告及び勧告、指導を実施しております。

d. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役及び監査役（これらの者であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待されている役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

e. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

f. 取締役の定数

取締役の員数は10名以内とする旨定款に定めております。

g. 取締役の選任の決議要件及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

取締役の解任決議について、会社法第341条の規定により、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行われます。

h. 中間配当

当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

i. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

j. 株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

k. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社はSBIホールディングス株式会社で、同社は当社の議決権の95.6%を所有しており、当社の支配株主にあたります。

当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社及びそのグループ会社とは、不動産の賃借、システムの利用、業務提携等の取引を行っております。当該取引につきましては、一般取引と同様に市場価格等を勘案して交渉し、取引内容及び条件の妥当性等について取締役会で審議の上決定しており、少数株主の保護に努めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	久保田 光男	1962年10月5日生	1986年4月 野村証券株式会社 2009年4月 野村証券株式会社執行役員首都圏地区 担当兼本店長 2011年4月 野村パブコックアンドブラウン株式会 社常務取締役 2017年4月 野村パブコックアンドブラウン株式会 社専務取締役 2020年4月 SBIリーシングサービス株式会社代表 取締役社長(現任)	(注) 3	—
取締役副社長 (管掌 航空機事業 部、船舶事業部、経 営企画部、アセット 管理部)	階戸 雅博	1973年3月21日生	1995年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱 UFJ銀行) 1999年10月 通商産業省(現 経済産業省)出向 2005年11月 イー・トレード証券株式会社(現 株 式会社SBI証券) 2010年5月 株式会社SBI証券執行役員商品部長 2012年6月 SBIマネープラザ株式会社取締役 2014年4月 SBIマネープラザ株式会社取締役執行 役員常務 2017年4月 SBIリーシングサービス株式会社代表 取締役社長 2020年4月 SBIリーシングサービス株式会社取締 役副社長(現任) 2020年12月 SBIアセットマネジメント株式会社商 品企画部シニアマネージャー兼務出向 (現任)	(注) 3	—
取締役 (管掌 管理本部)	吉原 寛	1963年10月21日生	1987年4月 野村証券株式会社 2013年4月 野村証券株式会社公開引受部長 2015年4月 野村証券株式会社公共法人部長 2017年4月 野村パブコックアンドブラウン株式会 社コーポレート統括部長 2020年10月 SBIリーシングサービス株式会社取締 役管理本部長(現任)	(注) 3	—
取締役	真鍋 修平	1965年2月6日生	1988年4月 芙蓉総合リース株式会社 2000年4月 ウェブリース株式会社(現 三井住友 トラスト・パナソニックファイナンス 株式会社) 2002年3月 SBIリース株式会社取締役管理部長 (現 三井住友トラスト・パナソニッ クファイナンス株式会社) 2008年6月 SBIリース株式会社代表取締役(現 三 井住友トラスト・パナソニックファイ ナンス株式会社) 2018年3月 SBIリーシングサービス株式会社取締 役(現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	栗野 公一郎	1982年5月18日生	2010年1月 西内・加々美法律事務所 2015年10月 村田・若槻法律事務所(現任) 2021年12月 SBIリーシングサービス株式会社社外取締役(現任)	(注) 3	—
取締役	西堀 耕二	1955年12月29日生	1979年4月 監査法人太田哲三事務所(現: EY新日本有限責任監査法人) 1981年12月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ共同事務所(現 有限責任監査法人トーマツ) 1989年9月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ ロンドン事務所(税務) 出向 1993年6月 勝島敏明税理士事務所パートナー 就任(現 デロイト・トーマツ税理士法人) 1995年8月 ロンドンの出向先より帰任 2000年6月 税理士法人トーマツ代表社員 就任(現 デロイト・トーマツ税理士法人) 2004年6月 同東京事務所法人総合部門長 就任 2010年10月 同東京事務所所長 就任 2010年11月 同理事長 就任 2013年9月 同理事長 退任 2013年10月 同シニア・アドバイザー・パートナー 就任 2014年11月 税理士法人トーマツ社員脱退とともに退職 2014年12月 税理士法人トーマツ シニアアドバイザー 就任 2015年6月 税理士法人トーマツ シニアアドバイザー 退任 2015年12月 F-Power株式会社社外監査役就任 2016年6月 世紀株式会社社外監査役就任(現任) 2018年6月 社会福祉法人こころみる会監事就任(現任) 2022年2月 SBIリーシングサービス株式会社社外取締役(現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	松下 俊一	1955年5月28日生	1979年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行) 1982年7月 大蔵省(現 財務省) 関税局 1984年7月 株式会社富士銀行 2005年5月 みずほ情報総研株式会社 2015年6月 みずほビジネスパートナー株式会社嘱託参事役 2019年6月 SBIリーシングサービス株式会社常勤監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	田中 孝広	1976年2月18日生	1998年4月 中小企業信用保険公庫 2000年6月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社 2004年6月 ゴメス株式会社 2010年2月 SBIキャピタルソリューションズ株式会社 2012年1月 SBIホールディングス株式会社 2013年6月 SBIオートサポート株式会社監査役(現任) 2015年11月 SBIエナジー株式会社監査役(現任) 2016年3月 SBIファイナンシャルサポート株式会社取締役(現任) 2016年6月 SBIホールディングス株式会社財務部部长(現任) 2018年1月 SBIリーシングサービス株式会社監査役(現任) 2022年6月 SBIレミット株式会社監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	青木 泰岳	1979年5月7日生	2004年12月 有限責任監査法人トーマツ 2021年3月 青木泰岳公認会計士・税理士事務所(現任) 2021年12月 SBIリーシングサービス株式会社社外監査役(現任)	(注) 4	—
計					—

- (注) 1. 取締役栗野公一郎および西堀耕二は、社外取締役であります。
2. 監査役松下俊一および青木泰岳は、社外監査役であります。
3. 2022年6月27日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2022年6月27日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は、意思決定のスピードアップと経営効率を高めるため、執行役員制度を導入しております。執行役員は久保田光男、階戸雅博、吉原寛、吉賀貴弘、中村圭造、須田淳、川崎聡、瀬畑史郎の8名(うち取締役兼務3名)であります。

② 社外役員の状況

(独立社外取締役および社外監査役の員数)

当社の社外役員は、独立社外取締役が2名、社外監査役が2名であります。

(独立社外取締役および社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係)

(企業統治において果たす役割および機能)

社外取締役および社外監査役は、一般株主との利益相反が生じるおそれのない、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識および幅広く高度な経営に対する経験・見識等を活かした社外的観点からの監督または監査および助言・提言等を実施し、取締役会の意思決定および業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

社外取締役栗野公一郎氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務に関する専門的かつ高度な知見を有しており、社外取締役としての立場から当社経営上の課題・問題点等に対し意見・提案を行っております。なお、過去及び現在において当社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役西堀耕二氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計並びに税務に関する高度な専門性、豊富な経験及び高い見識を有しており、社外取締役としての立場から当社経営上の課題・問題点等に対し意見・提案を行っております。なお、過去及び現在において当社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役松下俊一氏は、当社の主な取引銀行である株式会社みずほ銀行の虎ノ門公務部長でありましたが、現在は同行を退任し同行の影響を受ける立場にありません。なお、これ以外の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。これまで金融機関・シンクタンク等を通じて金融分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役としての立場から当社経営上の課題・問題点等に対し意見・提案を行っております。

社外監査役青木泰岳氏は当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの使用人でありましたが、現在は同監査法人を退職し同監査法人の影響を受ける立場にありません。なお、これ以外の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的知識を有しており、社外監査役としての立場から当社経営上の課題・問題点等に対し意見・提案を行っております。

(選任するための独立性に関する基準および選任状況に関する考え方)

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、その選任に際しましては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、一般株主との利益相反が生じることのないよう株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

加えて、取締役会の監督・監査機能の強化を目的に、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有し、企業経営に対し中立の立場から客観的な助言ができる人材を選任しております。

③ 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、決議事項に関する審議や決定に参加するほか、他の取締役の業務執行報告に関しての監督等を行っております。また、必要に応じて、監査役監査、内部監査及び会計監査と連携をとりながら、適宜、情報交換・意見交換を行っております。

社外監査役は、取締役会及び監査役会において、専門知識及び豊富な経験に基づき意見・提言を行っております。社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を促進しております。

内部監査室は、業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性および正確性、コンプライアンスの遵守状況等について監査を行い、その結果を代表取締役社長に対して報告するとともに、業務の改善および適切な運営に向けての具体的な助言や勧告を行っております。また、内部監査室は、監査役とも密接な連携をとっており、監査役は内部監査状況を適時に把握できる体制になっております。

監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、当社及び子会社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。また取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べるほか、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ監査を実施しております。監査役3名は独立機関としての立場から、適正な監視を行うため定期的に監査役会を開催し、打ち合わせを行い、また、会計監査人を含めた積極的な情報交換により連携をとっております。

また、内部監査室、監査役会および会計監査人は、四半期に一度報告会を実施することで情報交換および相互の意思疎通を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役監査は、常勤監査役1名および非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。取締役会、経営会議、その他重要な会議への出席、定期的に代表取締役社長との意見交換および内部監査責任者との情報交換を実施するとともに、必要に応じて業務執行取締役から報告を受け、業務執行取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。また、常勤監査役は本社のみならず、各支店への往査を行っております。

最近事業年度において、当社は監査役会（2021年12月まで監査役協議会）を合計13回開催しており、個々の監査役の出席状況は以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
松下 俊一	13回	13回
田中 孝広	13回	13回
青木 泰岳	2回（注）	2回（注）

（注）当社監査役就任後の開催回数および出席回数を記載しております。

監査役会では、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査の報告の他、リスク認識についてのディスカッション、内部監査責任者や会計監査人との情報共有、各取締役との意見交換等を実施しております。また、常勤監査役は、取締役会、経営会議、リスクマネジメント会議、リスク管理委員会、定例会議、全体ミーティング、親会社監査役室との意見交換会など重要な会議への出席や出席会議資料、広報宣伝用資料、社内規程類、稟議、経理元帳など重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役へ経営情報を発信するなどして情報共有に努めております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査は、独立した内部監査部門として内部監査室（1名）を設置し、代表取締役社長が選任した内部監査責任者により組織、制度及び業務の運営が諸法規、会社の経営方針、諸規程等に準拠し、適正かつ効率的に実施されているか否かを検証、評価することにより、経営管理の諸情報の正確性を確保し、業務活動の正常な運営と改善向上を図ることを目的として実施しております。

内部監査責任者は、監査結果を代表取締役社長に報告し、改善提案を行うとともに、その後の改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。

内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携、並びに内部統制部門との関係につきましては、2か月～3か月に1回程度の頻度で、三様監査の場を設けて、監査役、内部監査室長、会計監査人が意見交換を行っており、この場に、管理部門の者にも出席を要請することもあります。

また、代表取締役、管理本部長、監査役は、毎月、内部監査室長より監査の状況に関する報告を受けております。

更に、日々の監査行動並びに情報収集の一環として、内部監査室長は、管理部門、コンプライアンス部門等と、随時、状況聴取を行い、監査役は、管理部門、経理部門、営業部門、法務部門、コンプライアンス部門、企画部門に対し、必要に応じて、担当役員や担当者から、状況聴取を行い、意見交換を行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

3年

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田嶋 照夫

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	4名
その他	13名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人候補者から監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬の見積額についての書面を入手し、面談、質問等を通じて選定しております。

現会計監査人は、世界的に展開しているデロイトトウシュートーマツの加盟事務所として、高品質の監査を行っており、またベンチャー企業の監査も多く手がけております。また、契約に至るまでの対応を通じて、機動的であったことから選定いたしました。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めることなどを通じて、総合的に評価しており、監査法人の監査体制、職務遂行状況等は適切であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	40	—	40	—
連結子会社	—	—	—	—
計	40	—	40	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a. を除く）

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	3	—	3
連結子会社	—	—	—	—
計	—	3	—	3

当社における非監査業務の内容は、税務関連業務等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査人員数、監査日程、当社の規模等を勘案したうえで、監査役会の同意のもと決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めており、その内容は次のとおりであります。なお、具体的な報酬の決定は役員報酬規程により定めており、業績連動報酬は採用しておりません。

取締役および社外取締役の報酬等については、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、取締役会にて決定しております。ただし、取締役会が代表取締役に決定を一任した場合は、代表取締役がこれを決定いたします。最近事業年度の報酬の決定については、2021年6月21日に開催された取締役会において代表取締役社長久保田光男に一任することを決議しております。

監査役の報酬等については株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で監査役会にて協議の上、決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く）	108	101	—	6	—	5
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—	—
社外役員（社外取締役・社外監査役）	10	10	—	—	—	4
合計	118	112	—	6	—	9

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 監査役1名については無報酬であります。

3. 取締役の報酬限度額は、2021年6月21日にあったものとみなされた株主総会の決議により、年額150百万円以内としております。また、監査役の報酬限度額は、2021年12月24日にあったものとみなされた臨時株主総会の決議により、年額20百万円以内としております。

③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等 該当事項はありません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの 該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方 該当事項はありません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）及び当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）及び当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加や会計専門誌の定期購読を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,385	8,614
割賦売掛金	69	92
営業未収入金	335	607
賃貸料等未収入金	1	15
リース投資資産	128	59
商品出資金	3,736	11,626
販売用航空機等	10,380	6,674
前払費用	87	228
未収還付法人税等	253	—
その他	166	118
貸倒引当金	△4	—
流動資産合計	20,539	28,036
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産		
賃貸資産	19,753	1,117
賃貸資産合計	※1, ※3 19,753	※1 1,117
社用資産		
建物附属設備	18	65
工具、器具及び備品	4	5
社用資産合計	※1 22	※1 71
有形固定資産合計	19,776	1,189
無形固定資産		
のれん	414	361
ソフトウェア	1	2
無形固定資産合計	415	364
投資その他の資産		
関係会社株式	※2 42	※2 111
関係会社出資金	※2 12	※2 15
破産更生債権等	32	—
その他	67	79
貸倒引当金	△32	—
投資その他の資産合計	121	206
固定資産合計	20,314	1,759
資産合計	40,853	29,795

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※4 18,809	※4 15,119
1年内返済予定の長期ノンリコースローン	※3 3,282	—
未払金	471	149
未払費用	15	37
未払法人税等	—	5
契約負債	—	759
前受金	476	2
その他	122	404
流動負債合計	23,179	16,478
固定負債		
長期ノンリコースローン	※3 15,242	—
資産除去債務	16	27
繰延税金負債	32	130
固定負債合計	15,290	157
負債合計	38,470	16,636
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	10,695	2,980
利益剰余金	△7,714	10,363
株主資本合計	3,080	13,444
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	△696	△302
為替換算調整勘定	—	△0
その他の包括利益累計額合計	△696	△302
新株予約権	—	17
純資産合計	2,383	13,158
負債純資産合計	40,853	29,795

【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間
(2022年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	13,809
割賦売掛金	89
営業未収入金	346
商品出資金	100
前払費用	158
その他	281
流動資産合計	14,785
固定資産	
有形固定資産	
貸貸資産	
貸貸資産	1,094
貸貸資産合計	1,094
社用資産	
建物附属設備	64
工具、器具及び備品	5
社用資産合計	69
有形固定資産合計	1,163
無形固定資産	
のれん	348
ソフトウェア	15
無形固定資産合計	364
投資その他の資産	
関係会社株式	112
関係会社出資金	17
繰延税金資産	207
その他	79
投資その他の資産合計	416
固定資産合計	1,944
資産合計	16,729

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間
(2022年6月30日)

負債の部	
流動負債	
短期借入金	※1 1,000
未払金	169
未払費用	61
未払法人税等	988
前受金	2
賞与引当金	93
その他	206
流動負債合計	2,521
固定負債	
資産除去債務	27
固定負債合計	27
負債合計	2,548
純資産の部	
株主資本	
資本金	100
資本剰余金	2,980
利益剰余金	11,092
株主資本合計	14,173
その他の包括利益累計額	
繰延ヘッジ損益	△10
為替換算調整勘定	0
その他の包括利益累計額合計	△10
新株予約権	17
純資産合計	14,180
負債純資産合計	16,729

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	11,998	29,556
売上原価	※1 8,646	24,017
売上総利益	3,352	5,538
販売費及び一般管理費	※2 2,955	※2 2,258
営業利益	396	3,280
営業外収益		
受取利息	2	0
商品出資金売却益	94	97
関係会社出資金投資利益	102	—
為替差益	—	124
その他	0	3
営業外収益合計	200	225
営業外費用		
支払利息	512	625
関係会社出資金投資損失	298	6
商品出資金売却損	215	—
支払手数料	50	60
為替差損	185	—
その他	5	0
営業外費用合計	1,268	692
経常利益又は経常損失(△)	△671	2,813
特別利益		
賃貸資産等売却益	—	※6 7,820
特別利益合計	—	7,820
特別損失		
関係会社株式評価損	6	6
固定資産売却損	※3 682	—
固定資産除却損	※4 22	—
減損損失	※5 5,012	—
関係会社清算損	6	—
特別損失合計	5,730	6
税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前当期純損失(△)	△6,402	10,627
法人税、住民税及び事業税	4	5
法人税等調整額	1,240	258
法人税等合計	1,244	264
当期純利益又は当期純損失(△)	△7,646	10,363
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△7,646	10,363

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)	△7,646	10,363
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	△696	393
為替換算調整勘定	—	0
その他の包括利益合計	※1 △696	※1 394
包括利益	△8,343	10,757
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△8,343	10,757

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
売上高	9,511
売上原価	7,562
売上総利益	1,948
販売費及び一般管理費	708
営業利益	1,239
営業外収益	
受取利息	0
商品出資金売却益	50
為替差益	27
営業外収益合計	78
営業外費用	
支払利息	81
支払手数料	12
その他	0
営業外費用合計	93
経常利益	1,224
税金等調整前四半期純利益	1,224
法人税、住民税及び事業税	988
法人税等調整額	△491
法人税等合計	496
四半期純利益	728
親会社株主に帰属する四半期純利益	728

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
四半期純利益	728
その他の包括利益	
繰延ヘッジ損益	291
為替換算調整勘定	0
その他の包括利益合計	292
四半期包括利益	1,020
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	1,020

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100	695	△67	727
当期変動額				
新株の発行	5,000	5,000		10,000
減資	△5,000	5,000		—
欠損填補				—
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△7,646	△7,646
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	10,000	△7,646	2,353
当期末残高	100	10,695	△7,714	3,080

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整 勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	—	—	—	—	727
当期変動額					
新株の発行					10,000
減資					—
欠損填補					—
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）					△7,646
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△696	—	△696	—	△696
当期変動額合計	△696	—	△696	—	1,656
当期末残高	△696	—	△696	—	2,383

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100	10,695	△7,714	3,080
当期変動額				
新株の発行				—
減資				—
欠損填補		△7,714	7,714	—
親会社株主に帰属する 当期純利益			10,363	10,363
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	△7,714	18,078	10,363
当期末残高	100	2,980	10,363	13,444

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整 勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△696	—	△696	—	2,383
当期変動額					
新株の発行					—
減資					—
欠損填補					—
親会社株主に帰属する 当期純利益					10,363
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	393	△0	393	17	411
当期変動額合計	393	△0	393	17	10,775
当期末残高	△302	△0	△302	17	13,158

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益		
又は税金等調整前当期純損失 (△)	△6,402	10,627
減価償却費	1,193	170
減損損失	5,012	—
のれん償却額	52	52
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△122	△37
受取利息	△2	△0
支払利息	512	625
有形固定資産売却損益 (△は益)	682	△7,820
営業債権の増減額 (△は増加)	1,837	△308
棚卸資産の増減額 (△は増加)	2,027	△4,182
契約負債の増減額 (△は減少)	—	285
前受金の増減額 (△は減少)	△1,002	0
その他	120	293
小計	3,909	△295
利息の受取額	6	0
利息の支払額	△592	△730
法人税等の支払額	△576	△3
法人税等の還付額	—	256
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,746	△772
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△6	△42
有形固定資産の売却による収入	7,399	26,214
関係会社株式の取得による支出	△2	△72
関係会社出資金の払込による支出	△12	△6
貸付金の回収による収入	450	—
その他	△39	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,788	26,082
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△21,407	△3,690
長期ノンリコースローンの返済による支出	—	△18,525
株式の発行による収入	10,000	—
新株予約権の発行による収入	—	17
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,407	△22,198
現金及び現金同等物に係る換算差額	△12	117
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△885	3,230
現金及び現金同等物の期首残高	6,043	5,385
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	228	—
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	△0
現金及び現金同等物の期末残高	※1 5,385	※1 8,614

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 10社

主要な連結子会社の名称

LS-Jet第1号株式会社

LS-Jet第3号株式会社

LS-Aviation第17号株式会社

LS-Aviation第18号株式会社

LS-Aviation第19号株式会社

LS-Aviation第20号株式会社

LS-Aviation第21号株式会社

LS-Aviation第22号株式会社

LS-Aviation第23号株式会社

LS-Aviation第24号株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

LS-Aviation第1号株式会社、他43社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社LS-Aviation第1号株式会社等35社は、主として匿名組合契約方式による賃貸事業を行っている営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該会社に帰属しないため、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。

非連結子会社のうち、ABL Aviation 5808 SBI Limited等9社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産額・売上高・当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(開示対象特別目的会社関係)」に記載しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(LS-Aviation第1号株式会社、他43社)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる子会社は次のとおりであります。

(決算日)

7月31日 LS-Jet第1号株式会社他1社

11月30日 LS-Aviation第19号株式会社他4社

12月31日 LS-Aviation第17号株式会社他2社

連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法により評価しております。

ハ 棚卸資産

①商品（販売用航空機等）

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定。）を採用しております。なお、有形固定資産に準じて償却を行っております。

②商品出資金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定。）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

①賃貸資産

主として賃貸期間を償却年数とし、賃貸期間終了時に見込まれる賃貸資産の処分価額を残存価額として、当該期間内に定額で償却する方法によっております。

②社用資産

建物附属設備は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 5年

ロ 無形固定資産

①のれん

10年間の定額法による償却を行っております。

②自社利用のソフトウェア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

ハ ヘッジ方針

為替変動リスク回避のため、対象取引の範囲内でヘッジを行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

商品出資金の会計処理

ファンド事業で子会社が行う匿名組合契約のファンドの組成時に、当社が立替出資した金額を「商品出資金」に計上しております。投資家に出資持分を地位譲渡した場合には、「商品出資金」を減額し匿名組合から受領した業務受託手数料のうち、譲渡した出資持分に対応する金額を「売上高」として計上しております。

また、投資家から利息相当額として收受した金額は「商品出資金売却益」として計上しております。

ロ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称

LS-Aviation第17号株式会社

LS-Aviation第18号株式会社

LS-Aviation第19号株式会社

LS-Aviation第20号株式会社

LS-Aviation第21号株式会社

LS-Aviation第22号株式会社

LS-Aviation第23号株式会社

LS-Aviation第24号株式会社

SBILS Star Maritime Singapore Pte. Ltd.

上記のうち、SBILS Star Maritime Singapore Pte. Ltd.については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたLS-Jet第1号株式会社及びLS-Jet第3号株式会社は、匿名組合を清算し、重要性が低下したため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

LS-Aviation第1号株式会社、他83社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社LS-Aviation第1号株式会社他83社は、主として匿名組合契約方式による賃貸事業を行っている営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないため、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。

(3) 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（開示対象特別目的会社関係）」に記載しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社（LS-Aviation第1号株式会社、他83社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる子会社は次のとおりであります。

（決算日）

11月30日	LS-Aviation第19号株式会社他4社
12月31日	LS-Aviation第17号株式会社他2社

連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法により評価しております。

ハ 棚卸資産

①商品（販売用航空機等）

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定。）を採用しております。なお、有形固定資産に準じて償却を行っております。

②商品出資金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定。）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

①賃貸資産

主として賃貸期間を償却年数とし、賃貸期間終了時に見込まれる賃貸資産の処分価額を残存価額として、当該期間内に定額で償却する方法によっております。

②社用資産

建物附属設備は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	10～15年
工具、器具及び備品	5年

ロ 無形固定資産

①のれん

10年間の定額法による償却を行っております。

②自社利用のソフトウェア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

イ 顧客との契約から生じる収益に関する事項

①商品の販売

当社グループでは、投資家(任意組合等を含む)や需要家への航空機等の販売を行っております。販売においては、買主との契約に基づく当該物件の引き渡しを履行義務として識別しており、当該物件を引き渡した時に資産の支配が買主に移転するものと判断し、当該時点で収益を認識しております。

②サービス(業務受託)の提供

当社グループでは、リースファンドにかかわる組成サービス及びファンド管理サービスを行っております。

組成サービスにおいてはファンド営業者等との契約に基づくリースファンドの組成を、管理サービスにおいてはファンド営業者等との契約に基づくリースファンドの管理を履行義務として識別しております。

組成サービスは、ファンドの組成が終了し且つ投資家等が当該ファンドに出資した時に履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。管理サービスは、当該ファンドに投資家等が出資した時から一定の期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、期間の経過に応じて収益を認識しております。

ロ ファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準

リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

ハ オペレーティング・リース取引に係る売上高の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

ハ ヘッジ方針

為替変動リスク回避のため、対象取引の範囲内でヘッジを行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

商品出資金の会計処理

ファンド事業で子会社が行う匿名組合契約のファンドの組成時に、当社が立替出資した金額を「商品出資金」に計上しております。投資家に出資持分を地位譲渡した場合には、「商品出資金」を減額し匿名組合から受領した業務受託手数料のうち、譲渡した出資持分に対応する金額を「売上高」として計上しております。

また、投資家から利息相当額として収受した金額は「商品出資金売却益」として計上しております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当連結会計年度において、のれん414百万円は、将来の事業計画に基づくキャッシュ・フローの回収状況によって見積っております。当該見積りは、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による経済活動の停滞などにより影響を受ける可能性があります。各国の経済施策やワクチン接種率の向上等により、翌連結会計年度までは少なくともその影響が継続しつつも、徐々に回復に転じるものと仮定して会計上の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

また、繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積った結果、当連結会計年度において、当社グループの繰延税金資産残高の大部分を占める当社の単体財務諸表における繰延税金資産を全額取り崩しております。当該見積りは、将来の経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生する課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において繰延税金資産の金額に影響を与える可能性があります。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 固定資産の減損に係る会計上の見積り

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	1,189
無形固定資産	364

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損の兆候がある場合は、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローを見積り、減損の認識の要否を判断しております。割引前将来キャッシュ・フローの算定は、その性質上、判断を伴うものであり、重要な見積り・仮定を使用します。見積りの算出に用いた主要な仮定は事業計画におけるゼネラルアビエーション事業の将来の収益見込額であり、入手可能な情報に基づいた最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件及び経営環境の変化等により将来の事業計画を見直し、割引前将来キャッシュ・フローが変動した場合には、翌連結会計年度以降における減損損失の認識の判定及び認識に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 1,559百万円

繰延税金負債 1,690百万円

繰延税金負債(繰延税金資産との相殺後)の金額 130百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、将来の事業計画に基づいた課税所得及びタックス・プランニング等により、回収可能性があると判断した範囲において繰延税金資産を計上しており、その主要な仮定は将来のファンドの組成及び商品の販売見込額であります。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルスの今後の広がり方や収束時期を予測することは困難ですが、ワクチン接種の進展に伴う感染者の減少や行動規制の緩和等により徐々に回復に転じるものと仮定して会計上の見積りを行っております。当社グループの業績への影響は軽微であります。今後も影響を注視してまいります。

(会計方針の変更)

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「前受金」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はなく、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

2. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日公表分 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（ロシア及びウクライナ情勢の影響）

当社グループでは航空機・船舶等を対象としたオペレーティング・リース商品を組成・販売しておりますが、現時点において、ロシア及びウクライナ向けの取引はなく、直接的な影響はございません。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
賃貸資産	6,242百万円	227百万円
社用資産	2	3

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
関係会社株式	42百万円	111百万円
関係会社出資金	12	15
計	54	126

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
賃貸資産	18,459百万円	—

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内返済予定の長期ノンリコースローン	3,282百万円	—
長期ノンリコースローン	15,242	—
計	18,525	—

※4 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

前連結会計年度(2021年3月31日)

当社においては、ファンド組成やゼネラルアビエーション事業の運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	37,150百万円
借入実行残高	18,809
差引額	18,340

なお、上記契約のうちコミットメントライン及び当座貸越極度額の総額16,450百万円及び借入実行残高2,090百万円には、財務制限条項が付されております。2021年3月期末時点において当該財務制限条項に抵触しておりますが、主要取引銀行と緊密な関係を維持しつつ協議し、期限の利益の喪失に係る権利行使を行わない旨の同意を得ております。

主な契約に付された財務制限条項の概要は以下のとおりであります。

	契約締結先		財務制限条項
	極度額	借入実行残高	
(1)	株式会社横浜銀行		①各決算期末(各事業年度の末日)において、以下の条件を充足すること。単体の貸借対照表における純資産の部の金額を2020年3月期の金額の80%以上に維持する。 ②単体の損益計算書上の営業損益につき損失を計上しない。
	4,450百万円	3,412百万円	
(2)	株式会社大垣共立銀行		①各決算期末(各事業年度の末日)において、以下の条件を充足すること。単体の貸借対照表における純資産の部の金額を2020年3月期の金額の80%以上に維持する。 ②単体の損益計算書上の経常損益につき損失を計上しない。
	6,500百万円	—百万円	

	契約締結先		財務制限条項
	極度額	借入実行残高	
(3)	株式会社あおぞら銀行		①2020年12月四半期決算以降、各年度の本決算期末日および各四半期末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産合計金額を、2020年3月決算期末日の純資産合計金額または直前の四半期末日の純資産合計金額のいずれか高い方の80%相当額以上に維持すること。 ②2020年12月四半期決算以降、各年度の本決算期および各四半期における借入人の単体の損益計算書に示される営業損益、経常損益、当期損益のいずれも2四半期連続して損失としないこと。
	4,000百万円	1,000百万円	
(4)	株式会社愛媛銀行		①各決算期末(各事業年度の末日)において、以下の条件を充足すること。単体の貸借対照表における純資産の部の金額を2020年3月期の金額の80%以上に維持する。 ②単体の損益計算書上の経常損益につき損失を計上しない。
	1,000百万円	690百万円	
(5)	株式会社第三銀行		各年度の決算期及び第二四半期における貸借対照表(単体)における純資産の部の金額を前年決算期比75%以上に維持すること。
	500百万円	400百万円	

当連結会計年度(2022年3月31日)

当社においては、ファンド組成やゼネラルアドバイザリー事業の運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	54,450百万円
借入実行残高	15,119
差引額	39,330

なお、上記契約のうちコミットメントライン及び当座貸越極度額の総額33,550百万円及び借入実行残高12,619百万円には、財務制限条項が付されております。2022年3月期末時点において抵触している財務制限条項はありません。

主な契約に付された財務制限条項の概要は以下のとおりであります。

	契約締結先		財務制限条項
	極度額	借入実行残高	
(1)	株式会社横浜銀行		①各決算期末(各事業年度の末日)において、単体の貸借対照表における純資産の部の金額を2021年3月期末の金額の80%以上に維持すること。 ②単体の損益計算書上の営業損益を損失としないこと。
	5,050百万円	2,869百万円	
(2)	株式会社大垣共立銀行		①各決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の80%以上に維持すること。 ②単体の損益計算書上の経常損益を損失としないこと。
	6,500百万円	一百万円	
(3)	株式会社あおぞら銀行		①2022年3月決算期以降、各年度の本決算期末日及び各四半期末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産合計金額を、2021年3月決算期末日の純資産合計金額または直前の四半期末日の純資産合計金額のいずれか高い方の80%相当額以上に維持すること。 ②2022年3月決算期以降、各年度の本決算期末日及び各四半期末日における借入人の単体の損益計算書に示される営業損益、経常損益、当期損益のいずれも2四半期連続して損失としないこと。
	6,000百万円	一百万円	
(4)	株式会社あおぞら銀行		①2021年12月四半期決算以降、各年度の本決算期末日及び各四半

	契約締結先		財務制限条項
	極度額	借入実行残高	
	4,000百万円	2,500百万円	<p>期末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産合計金額を、2021年3月決算期末日の純資産合計金額または直前の四半期末日の純資産合計金額のいずれか高い方の80%相当額以上に維持すること。</p> <p>②2021年12月決算以降、各年度の本決算期及び各四半期における借入人の単体の損益計算書に示される営業損益、経常損益、当期損益のいずれも2四半期連続して損失としないこと。</p>
(5)	株式会社山陰合同銀行		<p>①各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の80%以上に維持すること。</p> <p>②2022年3月期以降の各年度の決算期における単体の損益計算書上に示される経常損益を損失としないこと。</p>
	4,000百万円	1,950百万円	
(6)	株式会社北九州銀行		<p>①各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の80%以上に維持すること。</p> <p>②2022年3月期以降の各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないこと。</p>
	4,000百万円	4,000百万円	
(7)	株式会社肥後銀行		<p>①各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の80%以上に維持すること。</p> <p>②2022年3月期以降の各年度の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益を損失としないこと。</p>
	1,000百万円	1,000百万円	
(8)	株式会社静岡銀行		<p>①各決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の80%以上に維持すること。</p> <p>②単体の損益計算書上の経常損益を損失としないこと。</p>
	1,000百万円	－百万円	
(9)	株式会社愛媛銀行		<p>①各決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の80%以上に維持すること。</p> <p>②2021年3月期（2021年3月期含む）以降の各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないこと。</p>
	1,000百万円	－百万円	
(10)	株式会社大光銀行		<p>①各決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の80%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>②各年度の決算期における単体の損益計算書に記載される経常損益を、2022年3月期以降の決算期につき2期連続して損失としないようにすること。</p>
	500百万円	－百万円	
(11)	株式会社三十三銀行		<p>各年度の決算期及び第2四半期の末日における貸借対照表（単体）における純資産の部の金額を前年決算期比75%以上に維持すること。</p>
	500百万円	300百万円	

(連結損益計算書関係)

※1 売上原価に含まれている商品出資金評価損

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
	83百万円	－百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
従業員給与	324百万円	412百万円
退職給付費用	10	11
支払手数料	712	790
減価償却費	1,081	70
のれん償却費	52	52

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
賃貸資産	682百万円	－百万円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物附属設備	19百万円	－百万円
工具、器具及び備品	2	－
計	22	－

※5 減損損失

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都港区	事業用資産	賃貸資産(航空機)	5,012百万円

当社グループは、連結子会社が保有する賃貸資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当社の連結子会社が匿名組合の営業者として行うオペレーティング・リース事業の借り手(レシー)であるLATAM Airlines Group S.A.(以下、LTMという。)が、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による業績悪化のため、2020年5月26日付にて米国連邦破産法第11条の適用申請を行ったことを受け、当社は当該匿名組合出資持分を当面保有する見通しとなったため、連結財務諸表においては、当該リース事業の航空機を賃貸資産(航空機)に、関連するノンリコースローンを借入金に、その他本リース事業に関連する残高を資産及び負債にそれぞれ計上し、また、本リース事業の収入及び費用を計上することといたしました。

当該リース契約については、継続を前提として当事者間で交渉を続けておりますが、リース満了時の機体返還条件など当初の契約条件とは大きく異なる条件でのリース契約存続を検討せざるを得なくなってきたため、リース満了時の航空機の評価を再評価しております。これらの結果、当連結会計年度において、賃貸資産(航空機)の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(5,012百万円)として特別損失に計上しております。

当連結会計年度において損失額は出資持分に相当する金額を超えるものの、ノンリコースローン契約の規定どおりに今後実務運用されることにより追加的な損失が生じないと見込んでいるため、出資持分の金額を限度として減損損失を計上しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

※6 賃貸資産等売却益

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社の連結子会社が匿名組合の営業者として行うオペレーティング・リース事業の借り手（レシー）であるLATAM Airlines Group S.A.（以下、LTMという。）が新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による業績悪化のため、2020年5月26日付にて米国連邦破産法第11条の適用申請を行ったことを受け、当社は前連結会計年度（2021年3月期）において、リース満了時の航空機評価につき再評価した上で減損損失5,012百万円を特別損失に計上しております。

一方、当社グループはその後当該リース取引に関して米国法律事務所を通じてLTMと協議を続けておりましたが、交渉力のある米国ファンドと協調してLTMに対応することが最大かつ最良の回収策になるものと判断し、実質的に航空機の所有権を含む当該リース取引にかかわる権利、義務等の一切を米国ファンドに売却いたしました。結果、米国ファンドへの本売却が米国連邦破産法第11条適用申請に係る手続において承認されたことから、本売却にかかわるすべての代金回収が実現し、当連結会計年度において賃貸資産等売却益7,820百万円を特別利益に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△880百万円	△659百万円
組替調整額	184	893
税効果調整前	△696	233
税効果額	—	160
繰延ヘッジ損益	△696	393
為替換算調整勘定：		
当期発生額	—	0
その他の包括利益合計	△696	394

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数 (株)	当連結会計年度増 加株式数 (株)	当連結会計年度減 少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	11,828	23,656	—	35,484
合計	11,828	23,656	—	35,484
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の株式数の増加23,656株は、第三者割当増資によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	35,484	—	—	35,484
合計	35,484	—	—	35,484
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権（注）	—	—	—	—	—	17

（注） 権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当連結会計年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
現金及び預金勘定	5,385百万円	8,614百万円
現金及び現金同等物	5,385	8,614

（リース取引関係）

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（貸主側）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （2021年3月31日）
1年内	177
1年超	—
合計	177

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（貸主側）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （2022年3月31日）
1年内	173
1年超	768
合計	942

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産にて行い、資金調達については原則として金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避する目的で利用しており、投機目的やリスクの高いデリバティブ取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は主に普通預金であり、預入先の信用リスクにさらされておりますが、預入先の銀行はいずれも信用度の高い銀行であります。

営業債権である営業未収入金については、顧客の信用リスクにさらされておりますが、社内規程に従い取引先毎の期日入金管理及び残高管理を行うことによって、回収懸念の早期把握を行いリスクの低減を図っております。外貨建ての営業債権については、為替変動のリスクがありますが、外貨建て取引は一部の取引に限定されるため、影響は軽微であります。

商品出資金については、投資家への出資持分の譲渡が困難となった場合の回収リスクはありますが、積極的な営業展開及び販売網の拡大によってリスク軽減を図っています。

借入金については、案件組成資金、投資資金及びその他運転資金の一部を金融機関から調達することを目的としたものであり、金利の変動リスクに加えて外貨建て借入の場合は、為替変動リスクに晒されております。

未払金については、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日となっております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (5)重要なヘッジ会計の方法」」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、管理本部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

リース物件価額の変動による市場リスクは、当社が当該リスクを負担することがないよう短期間での匿名組合出資持分の譲渡に努めております。

為替リスクにつきましては、取引の一部のため、影響は軽微であります。

借入金の金利変動リスクは、管理本部が、金利動向を注視し、必要に応じて対策を図ることとしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

④ ノンリコースローンについては、連結子会社が保有する航空機及びその賃貸から生ずる受取リース料を担保として外貨建て調達したものであり、市場リスク(為替や金利等の変動のリスク)や流動性リスクがありますが、返済原資は航空機の処分価額及び受取リース料等に限定されており、それらの合計額を超える当社の負担は生じない見込みです。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	5,385	5,385	—
(2) 営業未収入金	335	335	—
(3) 商品出資金	3,736	3,736	—
資産計	9,456	9,456	—
(1) 短期借入金	18,809	18,809	—
(2) 未払金	471	471	—
(3) 長期ノンリコースローン	18,525	18,525	—
負債計	37,806	37,806	—
デリバティブ取引 (*1)	(696)	(696)	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 商品出資金

投資家への出資持分の譲渡を短期間に行い、回収する予定であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期ノンリコースローン

連結貸借対照表計上額は1年内返済予定の長期ノンリコースローンを含めて表示しております。

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2021年3月31日)
関係会社株式	42
関係会社出資金	12

関係会社出資金及び関係会社株式については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,385	—	—	—
営業未収入金	335	—	—	—
商品出資金	3,736	—	—	—
合計	9,456	—	—	—

4. 長期ノンリコースローン（1年内返済予定分含む）の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期ノンリコースローン	3,282	1,731	1,790	1,854	1,918	7,947

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産にて行い、資金調達については原則として金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避する目的で利用しており、投機目的やリスクの高いデリバティブ取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は主に普通預金であり、預入先の信用リスクにさらされておりますが、預入先の銀行はいずれも信用度の高い銀行であります。

営業債権である営業未収入金については、顧客の信用リスクにさらされておりますが、社内規程に従い取引先毎の期日入金管理及び残高管理を行うことによって、回収懸念の早期把握を行いリスクの低減を図っております。外貨建ての営業債権については、為替変動のリスクがありますが、外貨建て取引は一部の取引に限定されるため、影響は軽微であります。

商品出資金については、投資家への出資持分の譲渡が困難となった場合の回収リスクはありますが、積極的な営業展開及び販売網の拡大によってリスク軽減を図っております。

借入金については、案件組成資金、投資資金及びその他運転資金の一部を金融機関から調達することを目的としたものであり、金利の変動リスクに加えて外貨建て借入の場合は、為替変動リスクに晒されております。

未払金については、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日となっております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (6)重要なヘッジ会計の方法」」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、管理本部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

リース物件価額の変動による市場リスクは、当社が当該リスクを負担することがないよう短期間での匿名組合出資持分の譲渡に努めております。

為替の変動リスクは主に外貨建て取引におけるものでありますが、社内管理規程にもとづく為替予約取引により変動リスクの軽減を図っております。

借入金の金利変動リスクは、管理本部が、金利動向を注視し、必要に応じて対策を図ることとしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
デリバティブ取引 (*1)	(462)	(462)	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(*2) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「営業未収入金」、「商品出資金」、「短期借入金」及び「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*3) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2022年3月31日)
関係会社株式	111
関係会社出資金	15

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	—	(462)	—	(462)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (2021年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	外貨建予定取引	10,622	—	△ 696
合計			10,622	—	△ 696

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (2022年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	外貨建予定取引	6,735	—	△ 462
合計			6,735	—	△ 462

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定拠出年金制度を採用しております。
2. 確定拠出制度
当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、10百万円であります。

当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定拠出年金制度を採用しております。
2. 確定拠出制度
当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、11百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役及び執行役員 8名	使用人(部店長) 11名	使用人 (その他従業員) 33名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 159,400株	普通株式 74,000株	普通株式 106,200株
付与日	2022年1月31日	2022年1月31日	2022年1月31日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2024年7月1日 至 2028年6月30日	自 2024年7月1日 至 2028年6月30日	自 2024年7月1日 至 2028年6月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2022年7月22日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	159,400	74,000	106,200
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	159,400	74,000	106,200
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未確定残	—	—	—

(注) 2022年7月22日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,250	2,250	2,250
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 2022年7月22日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、DCF方式(ディスカウント・キャッシュフロー方式)等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 (百万円)	—
当連結会計年度において権利行使された ストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 (百万円)	—

(税効果会計関係)

前連結会計年度(2021年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)2.	2,470百万円
売上加算調整額	427
のれん	161
棚卸資産	55
減価償却超過額	49
投資損失	256
その他	126
繰延税金資産小計	3,548
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2.	△2,470
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,077
評価性引当額小計(注)1.	△3,548
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
未収事業税	△26
資産除去費用	△5
繰延税金負債合計	△32
繰延税金負債の純額	△32

(注)1. 評価性引当額の変動の主な内容は、事業計画に基づく将来の課税所得の見積りにより、繰延税金資産の全額について評価性引当額を認識したことによるものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	—	—	—	2,470	2,470
評価性引当額	—	—	—	—	—	△2,470	△2,470
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

当連結会計年度（2022年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注）2.	842百万円
売上加算調整額	453
繰延ヘッジ損益	160
のれん	106
棚卸資産	78
減価償却超過額	24
その他	41
繰延税金資産小計	1,706
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2.	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△147
評価性引当額小計（注）1.	△147
繰延税金資産合計	1,559
繰延税金負債	
投資利益否認	△1,645
その他	△44
繰延税金負債合計	△1,690
繰延税金負債の純額	△130

（注）1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。

（注）2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	—	—	—	—	—	842	842
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	842	(*2) 842

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 事業計画に基づく将来の課税所得の見積りにより、当該繰延税金資産を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0
住民税均等割	0.0
評価性引当額の増減	△32.2
その他	△0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.5

(収益認識関係)

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	オペレーティング・リース事業			合計
	ファンド事業		ゼネラルアビエーション事業	
	JOL商品	JOLCO商品		
商品（航空機等）の販売	23,751	—	381	24,133
業務受託による収益	1,229	3,211	23	4,464
顧客との契約から生じる収益	24,980	3,211	404	28,597
その他の収益（注）	521	185	252	958
外部顧客への売上高	25,502	3,397	656	29,556

(注) 「その他の収益」はリース取引に係る売上高であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期及び取引価格の算定方法等については、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	405	699
契約資産	—	—
契約負債	474	759

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社グループは、オペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社グループは、オペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分（ファンド事業）の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	モルディブ共和国	チリ	ブラジル	その他	合計
40	1,212	16,155	2,304	62	19,776

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
LS-Aviation DAL2 事業組合	3,948	オペレーティング・リース事業
LS-Aviation DAL1 事業組合	3,810	オペレーティング・リース事業

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分（ファンド事業）の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	モルディブ共和国	合計
71	1,117	1,189

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
LS-Aviation DAL6 事業組合	4,472	オペレーティング・リース事業
LS-Aviation DAL8 事業組合	4,402	オペレーティング・リース事業
LS-Aviation DAL7 事業組合	4,306	オペレーティング・リース事業
LS-Aviation DAL3 事業組合	3,954	オペレーティング・リース事業
LS-Aviation DAL4 事業組合	3,917	オペレーティング・リース事業
LS-Aviation DAL5 事業組合	3,912	オペレーティング・リース事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社グループは、オペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社グループは、オペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社グループは、オペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	98,711	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有) 直接 33.3 間接 64.3		出資	増資(注)2.	5,000	—	—
							資金の借入	借入	8,487	—	—
							人件費・費用の立替	出向負担金・費用の立替払等	24	未払金	32
							不動産の転貸借	賃借料の支払等	59	差入保証金	57
									未払金	7	
	SBIファイナンシャルサービス株式会社	東京都港区	100	SBIグループの金融サービス事業の中間持株会社	(被所有) 直接 64.2		出資	増資(注)2.	5,000	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. SBIファイナンシャルサービス株式会社には2020年7月30日を払込期日とする第三者割当5,000百万円、またSBIホールディングス株式会社には2021年3月31日を払込期日とする第三者割当5,000百万円の払込を受けております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保の差入はございません。
- (2) 人件費については、主に人件費の立替精算および出向者に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。
- (3) 不動産賃借については、転貸借であり、SBIホールディングス株式会社の賃借条件と同一の条件で転貸借を受けております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	
同一の親会社を持つ会社	SBIマネープラザ株式会社	東京都港区	100	保険代理店業務・金融商品仲介業・住宅ローンの代理業務等	—		業務委託	顧客紹介手数料	133	未払金	22
							不動産の転貸借	賃貸料の支払等	7	差入保証金	11
										未払金	0

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) SBIマネープラザ株式会社との顧客紹介手数料取引については、一般の取引条件及び業務委託内容を勘案し、その都度交渉の上で決定しております。
- (2) 不動産賃借については、転貸借であり、SBIマネープラザ株式会社の賃借条件と同一の条件で転貸借を受けております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

S B I ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

S B I ファイナンシャルサービシズ株式会社（非上場）

（注）S B I ファイナンシャルサービシズ株式会社はS B I ホールディングス株式会社の子会社であります。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	S B I ホールディングス株式会社	東京都港区	99,312	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有) 直接 95.6		人件費・費用の立替	42	未払金	39
							不動産の転貸借	52		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- 人件費については、主に人件費の立替精算および出向者に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。
- S B I ホールディングス株式会社の賃借条件と同一の条件で本社より本社事務所の転貸借を受けておりましたが、2022年1月に当該取引は終了しております。

（イ）連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
同一の親会社を持つ会社	S B I マネープラザ株式会社	東京都港区	100	保険代理店業務・金融商品仲介業・住宅ローンの代理業務等	-		顧客紹介手数料	169	前払費用	0	
							不動産の転貸借	賃貸料の支払等	11	長期差入保証金	10
										未払金	6

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- S B I マネープラザ株式会社との顧客紹介手数料取引については、一般の取引条件及び業務委託内容を勘案し、その都度交渉の上で決定しております。
- 不動産賃借については、転貸借であり、S B I マネープラザ株式会社の賃借条件と同一の条件で転貸借を受けております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

S B I ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社は、ファンド事業において、投資家向けに航空機(信託受益権を含む)の販売を行っており、当該販売にあたり一部の取引で任意組合を利用しております。この場合、投資家は任意組合に組合契約に基づく金銭の出資を行い、任意組合は当社から航空機を購入します。

任意組合は当該航空機の賃貸や売却等を行う目的で設立されており、当該航空機の運用損益は投資家に帰属することとなります。

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
特別目的会社数	2組合
直近の決算日における資産総額(単純合算)	7,795百万円
負債総額(単純合算)	29百万円

2. 特別目的会社との取引金額等

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残 高(百万円)	主な損益	
		項目	金額(百万円)
航空機譲渡高	7,388	売上高	7,388

(注) 譲渡資産に係る譲渡価額は、売上高に計上しております。

当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社は、ファンド事業において、投資家向けに航空機(信託受益権を含む)の販売を行っており、当該販売にあたり一部の取引で任意組合を利用しております。この場合、投資家は任意組合に組合契約に基づく金銭の出資を行い、任意組合は当社から航空機を購入します。

任意組合は当該航空機の賃貸や売却等を行う目的で設立されており、当該航空機の運用損益は投資家に帰属することとなります。

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
特別目的会社数	5組合
直近の決算日における資産総額(単純合算)	21,988百万円
負債総額(単純合算)	313百万円

(注) 事業初年度の決算が未確定である組合数は、当連結会計年度1組合であり、資産総額及び負債額は合算しておりません。

なお、事業初年度の決算が未確定である組合組成時の純資産額は、4,829百万円であります。

2. 特別目的会社との取引金額等

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残 高(百万円)	主な損益	
		項目	金額(百万円)
航空機譲渡高	23,751	売上高	23,751

(注) 譲渡資産に係る譲渡価額は、売上高に計上しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	335.84円
1株当たり当期純損失	1,934.25円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失 (百万円)	7,646
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失(百万円)	7,646
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,953

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	1,851.70円
1株当たり当期純利益	1,460.28円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	10,363
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	10,363
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,096

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

剰余金の処分

当社は、2021年6月17日開催の取締役会において、2021年6月21日開催の第4期定時株主総会に、剰余金の処分について付議することを決議し、同定時株主総会において承認可決されました。

(1) 剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図ることを目的として、剰余金の処分を行うものであります。

(2) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替え、欠損を填補するものです。

- | | |
|-------------------|----------|
| ① 減少する剰余金の項目及びその額 | |
| その他資本剰余金 | 7,714百万円 |
| ② 増加する剰余金の項目及びその額 | |
| 繰越利益剰余金 | 7,714百万円 |

(3) 剰余金の処分の日程

- | | |
|-----------|------------|
| ① 取締役会決議日 | 2021年6月17日 |
| ② 株主総会決議日 | 2021年6月21日 |
| ③ 効力発生日 | 2021年6月21日 |

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社は、2022年6月27日開催の取締役会決議に基づき、2022年7月22日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2022年7月21日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合をもって分割することとしております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	35,484株
今回の分割により増加する株式数	7,061,316株
株式分割後の発行済株式総数	7,096,800株
株式分割後の発行可能株式総数	28,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2022年7月22日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

前連結会計年度において連結子会社でありました下記8社は、匿名組合を清算し、重要性が低下したため、当第1四半期連結会計期間において連結の範囲から除いております。

LS-Aviation第17号株式会社
LS-Aviation第18号株式会社
LS-Aviation第19号株式会社
LS-Aviation第20号株式会社
LS-Aviation第21号株式会社
LS-Aviation第22号株式会社
LS-Aviation第23号株式会社
LS-Aviation第24号株式会社

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期連結財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(ロシア及びウクライナ情勢の影響)

当社グループでは航空機・船舶等を対象としたオペレーティング・リース商品を組成・販売しておりますが、現時点において、ロシア及びウクライナ向けの取引はなく、直接的な影響はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 当社においては、ファンド組成やゼネラルアビューション事業の運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当第1四半期連結会計期間 (2022年6月30日)	
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	54,950百万円
借入実行残高	1,000
差引額	53,950

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	
減価償却費	25百万円
のれんの償却額	13

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

当社グループは、オペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

(単位：百万円)

	オペレーティング・リース事業			合計
	ファンド事業		ゼネラルアビエーション事業	
	JOL商品	JOLCO商品		
商品（航空機等）の販売	7,364	—	—	7,364
業務受託による収益	374	1,566	6	1,947
顧客との契約から生じる収益	7,738	1,566	6	9,311
その他の収益（注）	92	—	107	199
外部顧客への売上高	7,830	1,566	114	9,511

(注) 「その他の収益」はリース取引に係る売上高であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
1株当たり四半期純利益	102.59円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益（百万円）	728
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益（百万円）	728
普通株式の期中平均株式数（千株）	7,096

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載していません。

2. 当社は、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は、2022年6月27日開催の取締役会決議に基づき、2022年7月22日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2022年7月21日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	35,484株
今回の分割により増加する株式数	7,061,316株
株式分割後の発行済株式総数	7,096,800株
株式分割後の発行可能株式総数	28,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2022年7月22日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	18,809	15,119	1.1	—
1年以内に返済予定の長期ノンリコースローン	3,282	—	—	—
長期ノンリコースローン (1年以内に返済予定のものを除く。)	15,242	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	37,334	15,119	—	—

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,153	8,611
割賦売掛金	69	92
営業未収入金	※1 359	※1 607
賃貸料等未収入金	1	15
リース投資資産	129	59
商品出資金	3,736	11,626
販売用航空機等	10,380	6,674
前払費用	87	※1 228
未収還付法人税等	253	—
その他	※1 205	※1 119
貸倒引当金	△4	—
流動資産合計	20,370	28,034
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産		
賃貸資産	1,293	1,117
賃貸資産合計	1,293	1,117
社用資産		
建物附属設備	18	65
工具、器具及び備品	4	5
社用資産合計	22	71
有形固定資産合計	1,316	1,189
無形固定資産		
のれん	414	361
ソフトウェア	1	2
無形固定資産合計	415	364
投資その他の資産		
関係会社株式	46	123
関係会社出資金	12	15
破産更生債権等	32	—
その他	※1 67	※1 79
貸倒引当金	△32	—
投資その他の資産合計	126	218
固定資産合計	1,858	1,771
資産合計	22,229	29,806

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※2 18,809	※2 15,119
未払金	※1 372	※1 157
未払費用	15	37
未払法人税等	—	5
契約負債	—	759
前受金	※1 476	2
その他	122	407
流動負債合計	19,797	16,489
固定負債		
繰延税金負債	32	130
資産除去債務	16	27
固定負債合計	48	157
負債合計	19,845	16,647
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金		
資本準備金	100	100
その他資本剰余金	10,595	2,880
資本剰余金合計	10,695	2,980
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△7,714	10,364
利益剰余金合計	△7,714	10,364
株主資本合計	3,080	13,444
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	△696	△302
評価・換算差額等合計	△696	△302
新株予約権	—	17
純資産合計	2,383	13,159
負債純資産合計	22,229	29,806

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	※1 11,037	※1 29,370
売上原価	8,646	※1 24,017
売上総利益	2,391	5,353
販売費及び一般管理費	※1, ※2 1,747	※1, ※2 2,062
営業利益	644	3,290
営業外収益		
受取利息	※1 2	0
商品出資金売却益	94	97
関係会社出資金投資利益 為替差益	102	—
その他	—	31
その他	※1 0	3
営業外収益合計	199	132
営業外費用		
支払利息	※1 287	359
関係会社出資金投資損失	657	7
商品出資金売却損	215	—
支払手数料	50	60
為替差損	70	—
その他	4	—
営業外費用合計	1,286	428
経常利益又は経常損失(△)	△442	2,995
特別利益		
関係会社投資利益	—	※4 7,639
特別利益合計	—	7,639
特別損失		
関係会社株式評価損	9	6
固定資産除却損	※3 22	—
関係会社出資金投資損失	※4 5,924	—
関係会社清算損	6	—
特別損失合計	5,963	6
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△6,405	10,628
法人税、住民税及び事業税	3	5
法人税等調整額	1,240	258
法人税等合計	1,244	264
当期純利益又は当期純損失(△)	△7,649	10,364

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 商品売上原価			
期首商品棚卸高		175	10,380
当期商品仕入高		18,098	19,734
合計		18,273	30,115
期末商品棚卸高		10,380	6,674
II その他売上原価		753	576
合計		8,646	24,017

原価計算の方法

当社の原価計算は、実際個別原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	100	250	445	695	△65	△65	729
当期変動額							
新株の発行	5,000	5,000	—	5,000	—	—	10,000
減資	△5,000	—	5,000	5,000	—	—	—
欠損填補							—
準備金から剰余金 への振替	—	△5,150	5,150	—	—	—	—
当期純損失（△）	—	—	—	—	△7,649	△7,649	△7,649
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）							
当期変動額合計	—	△150	10,150	10,000	△7,649	△7,649	2,350
当期末残高	100	100	10,595	10,695	△7,714	△7,714	3,080

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	—	—	—	729
当期変動額				
新株の発行				10,000
減資				—
欠損填補				—
準備金から剰余金 への振替				—
当期純損失（△）				△7,649
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	△696	△696	—	△696
当期変動額合計	△696	△696	—	1,653
当期末残高	△696	△696	—	2,383

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	100	100	10,595	10,695	△7,714	△7,714	3,080
当期変動額							
新株の発行							—
減資							—
欠損填補			△7,714	△7,714	7,714	7,714	—
準備金から剰余金 への振替							—
当期純利益					10,364	10,364	10,364
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）							
当期変動額合計	—	—	△7,714	△7,714	18,078	18,078	10,364
当期末残高	100	100	2,880	2,980	10,364	10,364	13,444

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△696	△696	—	2,383
当期変動額				
新株の発行				—
減資				—
欠損填補				—
準備金から剰余金 への振替				—
当期純利益				10,364
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	393	393	17	410
当期変動額合計	393	393	17	10,775
当期末残高	△302	△302	17	13,159

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品(販売用航空機等)

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定。)を採用しております。

なお、有形固定資産に準じて償却を行っております。

商品出資金

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定。)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

賃貸資産

主として賃貸期間を償却年数とし、賃貸期間終了時に見込まれる賃貸資産の処分価額を残存価額として、当該期間内に定額で償却する方法によっております。

社用資産

建物附属設備は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 5年

(2) 無形固定資産

のれん

10年間の定額法による償却を行っております。

自社利用のソフトウェア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) ファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準

リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引の売上高の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

為替変動リスク回避のため、対象取引の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

商品出資金の会計処理

ファンド事業で子会社が行う匿名組合契約のファンドの組成時に、当社が立替出資した金額を「商品出資金」に計上しております。投資家に出資持分を地位譲渡した場合には、「商品出資金」を減額し匿名組合から受領した業務受託手数料のうち、譲渡した出資持分に対応する金額を「売上高」として計上しております。

また、投資家から利息相当額として収受した金額は「商品出資金売却益」として計上しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品（販売用航空機等）

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定。）を採用しております。
なお、有形固定資産に準じて償却を行っております。

商品出資金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定。）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

賃貸資産

主として賃貸期間を償却年数とし、賃貸期間終了時に見込まれる賃貸資産の処分価額を残存価額として、当該期間内に定額で償却する方法によっております。

社用資産

建物附属設備は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 5年

(2) 無形固定資産

のれん

10年間の定額法による償却を行っております。

自社利用のソフトウェア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 顧客との契約から生じる収益に関する事項

イ 商品の販売

当社では、投資家(任意組合等を含む)や需要家への航空機等の販売を行っております。販売においては、買主との契約に基づく当該物件の引き渡しを履行義務として識別しており、当該物件を引き渡した時に資産の支配が買主に移転するものと判断し、当該時点で収益を認識しております。

ロ サービスの提供

当社では、リースファンドにかかわる組成サービス及びファンド管理サービスを行っております。

組成サービスにおいてはファンド営業者等との契約に基づくリースファンドの組成を、管理サービスにおいてはファンド営業者等との契約に基づくリースファンドの管理を履行義務として識別しております。

組成サービスは、ファンドの組成が終了し且つ投資家等が当該ファンドに出資した時に履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。管理サービスは、当該ファンドに投資家等が出資した時から一定の期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、期間の経過に応じて収益を認識しております。

(2) ファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準

リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

- (3) オペレーティング・リース取引に係る売上高の計上基準
リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建予定取引
- (3) ヘッジ方針
為替変動リスク回避のため、対象取引の範囲内でヘッジを行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

商品出資金の会計処理

ファンド事業で子会社が行う匿名組合契約のファンドの組成時に、当社が立替出資した金額を「商品出資金」に計上しております。投資家に出資持分を地位譲渡した場合には、「商品出資金」を減額し匿名組合から受領した業務受託手数料のうち、譲渡した出資持分に対応する金額を「売上高」として計上しております。

また、投資家から利息相当額として収受した金額は「商品出資金売却益」として計上しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当事業年度において、のれん414百万円は、将来の事業計画に基づくキャッシュ・フローの回収状況によって見積っております。当該見積りは、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による経済活動の停滞等により影響を受ける可能性があります。各国の経済施策やワクチン接種率の向上等により、翌事業年度までは少なくともその影響が継続しつつも、徐々に回復に転じるものと仮定して会計上の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

また、繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積った結果、当事業年度において全額取り崩しております。当該見積りは、将来の経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生する課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に影響を与える可能性があります。

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 固定資産の減損に係る会計上の見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
有形固定資産	1,189
無形固定資産	364

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項 (重要な会計上の見積り) 1. 固定資産の減損に係る会計上の見積り」の内容と同一であります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 1,559百万円

繰延税金負債 1,690百万円

繰延税金負債 (繰延税金資産との相殺後) の金額 130百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項 (重要な会計上の見積り) 2. 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルスの今後の広がり方や収束時期を予測することは困難ですが、ワクチン接種の進展に伴う感染者の減少や行動規制の緩和等により徐々に回復に転じるものと仮定して会計上の見積りを行っております。当社の業績への影響は軽微であります。今後も影響を注視してまいります。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」及び「前受金」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はなく、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

2. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度の財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(ロシア及びウクライナ情勢の影響)

当社では航空機・船舶等を対象としたオペレーティング・リース商品を組成・販売しておりますが、現時点において、ロシア及びウクライナ向けの取引はなく、直接的な影響はございません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期金銭債権	166百万円	710百万円
長期金銭債権	57	10
短期金銭債務	522	47

※2 当座貸越契約及び貸出コミットメント

前事業年度 (2021年3月31日)

当社においては、ファンド組成やゼネラルアビエーション事業の運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	37,150百万円
借入実行残高	18,809
差引額	18,340

上記契約のうちコミットメントライン及び当座貸越極度額には、財務制限条項が付されているものがあります。財務制限条項の詳細は、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結貸借対照表関係)」をご参照ください。

当事業年度 (2022年3月31日)

当社においては、ファンド組成やゼネラルアビエーション事業の運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	54,450百万円
借入実行残高	15,119
差引額	39,330

上記契約のうちコミットメントライン及び当座貸越極度額には、財務制限条項が付されているものがあります。財務制限条項の詳細は、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結貸借対照表関係)」をご参照ください。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,875百万円	3,252百万円
仕入高	—	4
その他	89	277
営業取引以外の取引による取引高	112	—

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度40%、当事業年度39%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度60%、当事業年度61%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
従業員給与	324百万円	412百万円
退職給付費用	10	11
支払手数料	707	788
減価償却費	3	4
のれん償却額	52	52

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

連結財務諸表の「注記事項（連結損益計算書関係）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

※4 LATAM Airlines Group S.A.の米国連邦破産法第11条の適用申請に伴う影響

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社の子会社が匿名組合の営業者として行うオペレーティング・リース事業の借り手（レシー）であるLATAM Airlines Group S.A.（以下、LTMという。）が、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による業績悪化のため、2020年5月26日付にて米国連邦破産法第11条の適用申請を行ったことを受け、当社は当該匿名組合出資持分を当面保有する見通しとなったため、前事業年度（2020年3月期）に投資その他の資産の「関係会社出資金」として計上しております。

当該リース契約については、継続を前提として当事者間で交渉を続けておりますが、リース満了時の機体返還条件等当初の契約条件とは大きく異なる条件でのリース契約存続を検討せざるを得なくなっております。ついては、その影響を今後の当該リース契約における将来キャッシュ・フローに反映させた場合、当社出資持分の回収は困難と見積らざるを得ず、LTM社に対する関係会社出資金残額の全額5,924百万円を関係会社出資金投資損失として特別損失に計上しております。

なお、連結財務諸表における減損損失の計上額との差異については、財務諸表は純額で損益の全額を当該関係会社投資損失の部分で取込んでいるのに対し、連結財務諸表は総額法で損益を取込んでいることによるものです。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社の子会社が匿名組合の営業者として行うオペレーティング・リース事業の借り手（レシー）であるLATAM Airlines Group S.A.（以下、LTMという。）が新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による業績悪化のため、2020年5月26日付にて米国連邦破産法第11条の適用申請を行ったことを受け、当社は前事業年度（2021年3月期）において、LTM社に対する関係会社出資金残額の全額5,924百万円を関係会社出資金投資損失として特別損失に計上しております。

一方、当社はその後も当該リース取引に関して米国法律事務所を通じてLTMと協議を続けておりましたが、交渉力のある米国ファンドと協調してLTMに対応することが最大かつ最良の回収策になるものと判断し、実質的に航空機の所有権を含む当該リース取引にかかわる権利、義務等の一切を米国ファンドに売却いたしました。結果、米国ファンドへの本売却が米国連邦破産法第11条適用申請に係る手続において承認されたことから、本売却にかかわるすべての代金回収が実現し、当社は当事業年度において関係会社投資利益7,639百万円を特別利益に計上しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2021年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	2,470百万円
売上加算調整額	427
のれん	161
棚卸資産	55
減価償却超過額	49
投資損失	256
その他	126
繰延税金資産小計	3,548
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,470
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,077
評価性引当額小計	△3,548
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
未収事業税	△26
資産除去費用	△5
繰延税金負債合計	△32
繰延税金負債の純額	△32

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度 (2022年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	842百万円
売上加算調整額	453
繰延ヘッジ損益	160
のれん	106
棚卸資産	78
減価償却超過額	24
その他	41
繰延税金資産小計	1,706
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△147
評価性引当額小計	△147
繰延税金資産合計	1,559
繰延税金負債	
投資利益否認	△1,645
その他	△44
繰延税金負債合計	△1,690
繰延税金負債の純額	△130

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0
住民税均等割	0.0
評価性引当額の増減	△32.2
その他	△0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.5

(収益認識関係)

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

連結財務諸表の「注記事項 (重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社は、2022年6月27日開催の取締役会決議に基づき、2022年7月22日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2022年7月21日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合をもって分割することとしております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	35,484株
今回の分割により増加する株式数	7,061,316株
株式分割後の発行済株式総数	7,096,800株
株式分割後の発行可能株式総数	28,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2022年7月22日

(4) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりとなります。

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	335.88円
1株当たり当期純損失	1,934.86円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	1,851.80円
1株当たり当期純利益	1,460.41円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定 資産	賃貸資産						
	賃貸資産	1,293	—	75	100	1,117	227
	賃貸資産合計	1,293	—	75	100	1,117	227
	社用資産						
	建物附属設備	18	63	13	1	65	0
	工具、器具及び備品	4	4	1	1	5	2
	社用資産合計	22	67	15	3	71	3
	有形固定資産計	1,316	67	90	103	1,189	231
無形 固定 資産	ソフトウェア	1	1	—	0	2	1
	のれん	414	—	—	52	361	161
	無形固定資産計	415	1	—	52	364	163

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

社用資産 建物附属設備 本社オフィス工事費用等 63百万円

2. 有形固定資産の賃貸資産に係る当期減少額は、オペレーティング・リース取引のための資産の売却です。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	37	—	37	—

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヵ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注) 1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 (注) 1. 無料 (注) 2.
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行うこととしております。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 公告掲載URL https://www.sbils.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年7月30日	SBIファイナシヤルサポート株式会社代表取締役 中野 幸二	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社ティールアンドエイネットワーク代表取締役 田中 哲	福岡県福岡市南区向野一丁目14番9号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	10,000	21,136,300 (2,114)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2021年7月30日	SBIファイナシヤルサービス株式会社代表取締役 高村 正人	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社ティールアンドエイネットワーク代表取締役 田中 哲	福岡県福岡市南区向野一丁目14番9号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	25,000	52,840,750 (2,114)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2021年7月30日	SBIファイナシヤルサービス株式会社代表取締役 高村 正人	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	辻・本郷税理士法人 理事長 徳田 孝司	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	35,000	73,977,050 (2,114)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2021年7月30日	SBIファイナシヤルサービス株式会社代表取締役 高村 正人	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	越智会計コンサルティング株式会社 代表取締役 越智 通仁	愛媛県松山市三番町四丁目8番地5	特別利害関係者等(大株主上位10名)	35,000	73,977,050 (2,114)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2021年7月30日	SBIファイナシヤルサービス株式会社代表取締役 高村 正人	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	小栗 正次	愛知県名古屋市中千種区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	35,000	73,977,050 (2,114)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2021年7月30日	SBIファイナシヤルサービス株式会社代表取締役 高村 正人	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	ジャパンビジネスコンサルティング株式会社 代表取締役 石塚 久美雄	東京都千代田区内神田二丁目15番9号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	7,000	14,795,410 (2,114)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2022年1月31日	SBIファイナシヤルサービス株式会社代表取締役 高村 正人	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	SBIホールディングス株式会社 代表取締役 北尾 吉孝	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	4,418,600	5,380,673,433 (1,218)	当社株式を配当財産とする現物配当

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2020年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を参考として、譲渡人と譲受人が協議の上、決定した価格であります。
5. 2022年6月27日開催の取締役会決議により、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「移動株数」及び「価格（単価）」に換算して記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	株式(2)
発行年月日	2020年7月30日	2021年3月31日
種類	普通株式	普通株式
発行数	2,365,600株	2,365,600株
発行価格	2,114円 (注) 4.	2,114円 (注) 4.
資本組入額	1,057円	1,057円
発行価額の総額	5,000,003,128円	5,000,003,128円
資本組入額の総額	2,500,001,564円	2,500,001,564円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2022年1月31日	2022年1月31日	2022年1月31日
種類	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行数	普通株式 159,400株	普通株式 74,000株	普通株式 106,200株
発行価格	2,360円 (注) 4.	2,250円 (注) 4.	2,250円 (注) 4.
資本組入額	1,180円	1,125円	1,125円
発行価額の総額	376,184,000円	166,500,000円	238,950,000円
資本組入額の総額	188,092,000円	83,250,000円	119,475,000円
発行方法	2021年12月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。		
保有期間等に関する確約	(注) 2. 3.		

(注) 1. 第三者割当等による募集株式等の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」といいます。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第268条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書類の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2022年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュフロー法により算定された価格を総合的に勘案して決定しております。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	2,250円	2,250円	2,250円
行使期間	2024年7月1日から 2028年6月30日まで	2024年7月1日から 2028年6月30日まで	2024年7月1日から 2028年6月30日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。		

6. 2022年6月27日開催の取締役会決議により、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」、及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」、及び「行使時の払込金額」に換算して記載しております。

2 【取得者の概況】

2022年6月27日開催の取締役会決議により、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。以下の「割当株数」及び「価格（単価）」は株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」に換算して記載しております。

株式(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
SBIファイナンシャルサービス株式会社 代表取締役 高村正人 資本金 100百万円	東京都港区六本木一丁目6番1号	SBIグループの金融サービス事業の中間持株会社	2,365,600	5,000,003,128 (2,114)	(注)

(注) SBIファイナンシャルサービス株式会社はSBIホールディングス株式会社の子会社であります。

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載した株式の移動により、本書提出日時点において当社株式を保有しておりません。

株式(2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
SBIホールディングス株式会社 代表取締役 北尾吉孝 資本金 99,312百万円	東京都港区六本木一丁目6番1号	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	2,365,600	5,000,003,128 (2,114)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の親会社)

新株予約権①

2021年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
久保田 光男	東京都世田谷区	会社役員	35,800	84,488,000 (2,360)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
階戸 雅博	東京都文京区	会社役員	24,000	56,640,000 (2,360)	特別利害関係者等 (当社の取締役副社長)
二宮 貞治	東京都大田区	会社役員	19,000	44,840,000 (2,360)	特別利害関係者等 (当社の取締役) (注)
吉原 寛	神奈川県川崎市宮前区	会社役員	20,000	47,200,000 (2,360)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
真鍋 修平	東京都渋谷区	会社役員	20,000	47,200,000 (2,360)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
須田 淳	東京都町田市	会社員	13,200	31,152,000 (2,360)	当社の従業員
中村 圭造	神奈川県横浜市港北区	会社員	13,400	31,624,000 (2,360)	当社の従業員
吉賀 貴弘	神奈川県横浜市港北区	会社役員 会社員	14,000	33,040,000 (2,360)	特別利害関係者等 (子会社の取締役) 当社の従業員

(注) 二宮貞治は当社の取締役でありましたが、2022年4月30日付で当社の取締役を退任し、当社の従業員となっております。

新株予約権②

2021年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
瀬畑 史郎	神奈川県横浜市 神奈川区	会社員	8,400	18,900,000 (2,250)	当社の従業員
入澤 大輔	埼玉県久喜市	会社員	8,000	18,000,000 (2,250)	当社の従業員
曾我部 昌臣	神奈川県川崎市 中原区	会社員	8,000	18,000,000 (2,250)	当社の従業員
川崎 聡	神奈川県横浜市 中区	会社員	7,600	17,100,000 (2,250)	当社の従業員
土居 由香利	東京都世田谷区	会社員	7,200	16,200,000 (2,250)	当社の従業員
草間 健一	埼玉県新座市	会社員	7,000	15,750,000 (2,250)	当社の従業員
菅野 勉	兵庫県神戸市東 灘区	会社員	7,000	15,750,000 (2,250)	当社の従業員
高橋 俊一	東京都品川区	会社員	6,400	14,400,000 (2,250)	当社の従業員
榎原 稔	東京都江東区	会社員	5,400	12,150,000 (2,250)	当社の従業員
吉野 達也	千葉県千葉市緑 区	会社員	1,400	3,150,000 (2,250)	当社の従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権③

2021年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
持田 太市	神奈川県川崎市 幸区	会社員	7,000	15,750,000 (2,250)	当社の従業員
渡邊 賢一	兵庫県西宮市	会社員	5,000	11,250,000 (2,250)	当社の従業員
鈴木 純子	神奈川県横浜市 港北区	会社員	4,600	10,350,000 (2,250)	当社の従業員
中西 悠	神奈川県横浜市 青葉区	会社員	4,400	9,900,000 (2,250)	当社の従業員
西谷 俊夫	東京都中央区	会社員	4,000	9,000,000 (2,250)	当社の従業員
倉島 賢二	千葉県市川市	会社員	4,000	9,000,000 (2,250)	当社の従業員
黒澤 春菜	東京都目黒区	会社員	4,000	9,000,000 (2,250)	当社の従業員
川戸 亜紀子	東京都江東区	会社員	4,000	9,000,000 (2,250)	当社の従業員
吉川 裕之	東京都港区	会社員	3,400	7,650,000 (2,250)	当社の従業員
本田 翔太	福岡県福岡市東 区	会社員	3,400	7,650,000 (2,250)	当社の従業員
藤井 芳成	東京都墨田区	会社員	3,400	7,650,000 (2,250)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
田中 裕貴	東京都世田谷区	会社員	3,200	7,200,000 (2,250)	当社の従業員
古澤 純平	東京都調布市	会社員	3,200	7,200,000 (2,250)	当社の従業員
白石 晃司	福岡県福津市	会社員	3,200	7,200,000 (2,250)	当社の従業員
松原 健太	神奈川県藤沢市	会社員	3,200	7,200,000 (2,250)	当社の従業員
平元 宏往	大阪府大阪市中央区	会社員	3,200	7,200,000 (2,250)	当社の従業員
山本 正樹	埼玉県越谷市	会社員	3,000	6,750,000 (2,250)	当社の従業員
木村 薫	東京都大田区	会社員	3,000	6,750,000 (2,250)	当社の従業員
高田 翔麻	東京都世田谷区	会社員	3,000	6,750,000 (2,250)	当社の従業員
本間 一成	神奈川県横浜市青葉区	会社員	3,000	6,750,000 (2,250)	当社の従業員
小野瀬 友里	茨城県牛久市	会社員	3,000	6,750,000 (2,250)	当社の従業員
渡部 実千代	東京都江東区	会社員	3,000	6,750,000 (2,250)	当社の従業員
井口 啓	埼玉県戸田市	会社員	3,000	6,750,000 (2,250)	当社の従業員
大堀 貴	東京都板橋区	会社員	3,000	6,750,000 (2,250)	当社の従業員
竹谷 智幸	東京都西東京市	会社員	2,800	6,300,000 (2,250)	当社の従業員
六車 有生	香川県高松市	会社員	2,200	4,950,000 (2,250)	当社の従業員
植田 雄	福岡県北九州市門司区	会社員	2,000	4,500,000 (2,250)	当社の従業員
藤田 泉	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	2,000	4,500,000 (2,250)	当社の従業員
飯塚 直	栃木県宇都宮市	会社員	2,000	4,500,000 (2,250)	当社の従業員
泉 光代	東京都中央区	会社員	2,000	4,500,000 (2,250)	当社の従業員
岡 英之	千葉県市川市	会社員	2,000	4,500,000 (2,250)	当社の従業員
今井 勝己	奈良県宇陀市	会社員	2,000	4,500,000 (2,250)	当社の従業員
齋藤 彩香	埼玉県所沢市	会社員	2,000	4,500,000 (2,250)	当社の従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
SBIホールディングス株式会社 (注) 3. 4.	東京都港区六本木一丁目6番1号	6,784,200	91.32
株式会社オートパンサー (注) 3. 9.	鹿児島県鹿児島市東開町4番地16	165,600	2.23
久保田 光男 (注) 5.	東京都世田谷区	35,800 (35,800)	0.48 (0.48)
辻・本郷税理士法人 (注) 3.	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	35,000	0.47
越智会計コンサルティング株式会社 (注) 3.	愛媛県松山市三番町四丁目8番地5	35,000	0.47
株式会社ティーアンドエイネットワーク (注) 3.	福岡県福岡市南区向野一丁目14番9号	35,000	0.47
小栗 正次 (注) 3.	愛知県名古屋市中種区	35,000	0.47
階戸 雅博 (注) 6. 7.	東京都文京区	24,000 (24,000)	0.32 (0.32)
吉原 寛 (注) 6.	神奈川県川崎市宮前区	20,000 (20,000)	0.27 (0.27)
真鍋 修平 (注) 6.	東京都渋谷区	20,000 (20,000)	0.27 (0.27)
二宮 貞治 (注) 7. 8.	東京都大田区	19,000 (19,000)	0.26 (0.26)
吉賀 貴弘 (注) 7. 8.	神奈川県横浜市港北区	14,000 (14,000)	0.19 (0.19)
中村 圭造 (注) 8.	神奈川県横浜市港北区	13,400 (13,400)	0.18 (0.18)
須田 淳 (注) 8.	東京都町田市	13,200 (13,200)	0.18 (0.18)
瀬畑 史郎 (注) 8.	神奈川県横浜市神奈川区	8,400 (8,400)	0.11 (0.11)
入澤 大輔 (注) 8.	埼玉県久喜市	8,000 (8,000)	0.11 (0.11)
曾我部 昌臣 (注) 8.	神奈川県川崎市中原区	8,000 (8,000)	0.11 (0.11)
川崎 聡 (注) 8.	神奈川県横浜市中区	7,600 (7,600)	0.10 (0.10)
土居 由香利 (注) 8.	東京都世田谷区	7,200 (7,200)	0.10 (0.10)
ジャパンビジネスコンサルタント株式会社 (注) 3.	東京都千代田区内神田二丁目15番9号	7,000	0.09
草間 健一 (注) 8.	埼玉県新座市	7,000 (7,000)	0.09 (0.09)
菅野 勉 (注) 8.	兵庫県神戸市東灘区	7,000 (7,000)	0.09 (0.09)
持田 太市 (注) 8.	神奈川県川崎市幸区	7,000 (7,000)	0.09 (0.09)
高橋 俊一 (注) 8.	東京都品川区	6,400 (6,400)	0.09 (0.09)
榎原 稔 (注) 8.	東京都江東区	5,400 (5,400)	0.07 (0.07)
渡邊 賢一 (注) 8.	兵庫県西宮市	5,000 (5,000)	0.07 (0.07)
鈴木 純子 (注) 8.	神奈川県横浜市港北区	4,600 (4,600)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
中西 悠 (注) 8.	神奈川県横浜市青葉区	4,400 (4,400)	0.06 (0.06)
西谷 俊夫 (注) 8.	東京都中央区	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
倉島 賢二 (注) 8.	千葉県市川市	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
黒澤 春菜 (注) 8.	東京都目黒区	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
川戸 亜紀子 (注) 8.	東京都江東区	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
吉川 裕之 (注) 8.	東京都港区	3,400 (3,400)	0.05 (0.05)
本田 翔太 (注) 8.	福岡県福岡市東区	3,400 (3,400)	0.05 (0.05)
藤井 芳成 (注) 8.	東京都墨田区	3,400 (3,400)	0.05 (0.05)
田中 裕貴 (注) 8.	東京都世田谷区	3,200 (3,200)	0.04 (0.04)
古澤 純平 (注) 8.	東京都調布市	3,200 (3,200)	0.04 (0.04)
白石 晃司 (注) 8.	福岡県福津市	3,200 (3,200)	0.04 (0.04)
松原 健太 (注) 8.	神奈川県藤沢市	3,200 (3,200)	0.04 (0.04)
平元 宏往 (注) 8.	大阪府大阪市中央区	3,200 (3,200)	0.04 (0.04)
山本 正樹 (注) 8.	埼玉県越谷市	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
木村 薫 (注) 8.	東京都大田区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
高田 翔麻 (注) 8.	東京都世田谷区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
本間 一成 (注) 8.	神奈川県横浜市青葉区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
小野瀬 友里 (注) 8.	茨城県牛久市	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
渡部 実千代 (注) 8.	東京都江東区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
井口 啓 (注) 8.	埼玉県戸田市	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
大堀 貴 (注) 8.	東京都板橋区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
竹谷 智幸 (注) 8.	東京都西東京市	2,800 (2,800)	0.04 (0.04)
六車 有生 (注) 8.	香川県高松市	2,200 (2,200)	0.03 (0.03)
植田 雄 (注) 8.	福岡県北九州市門司区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
藤田 泉 (注) 8.	神奈川県横浜市神奈川区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
飯塚 直 (注) 8.	栃木県宇都宮市	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
泉 光代 (注) 8.	東京都中央区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
岡 英之 (注) 8.	千葉県市川市	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
今井 勝己 (注) 8.	奈良県宇陀市	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
齋藤 彩香 (注) 8.	埼玉県所沢市	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
吉野 達也 (注) 8.	千葉県千葉市緑区	1,400 (1,400)	0.02 (0.02)
計	—	7,428,800 (332,000)	100.00 (4.47)

(注) 1. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 特別利害関係者等(大株主上位10位)
4. 特別利害関係者等(当社の親会社)
5. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
6. 特別利害関係者等(当社の取締役)
7. 特別利害関係者等(子会社の取締役)
8. 当社の従業員(執行役員等を含む)
9. 当社の社外協力者

2022年9月7日

SBIリーシングサービス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田嶋 照夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSBIリーシングサービス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIリーシングサービス株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2022年9月7日

SBIリーシングサービス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田嶋 照夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSBIリーシングサービス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIリーシングサービス株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2022年9月7日

SBIリーシングサービス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田嶋 照夫

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているSBIリーシングサービス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、SBIリーシングサービス株式会社及び連結子会社の2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年9月7日

SBIリーシングサービス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田嶋 照夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSBIリーシングサービス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIリーシングサービス株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2022年9月7日

SBIリーシングサービス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田嶋 照夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSBIリーシングサービス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIリーシングサービス株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

